

## 平成22年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成22年12月13日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	杉原 透恭	水野 浩	高木 千恵子
川合 正彦	石川 信生	中島 牧子	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	山口 義勝	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第61号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第62号	平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第65号	平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第66号	平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第68号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
陳情第15号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	不採択
陳情第16号	安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第17号	後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第18号	介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第19号	安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第20号	医師・看護師不足を解消し、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択

陳情第21号	障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める意見書の提出を 求める陳情書	不採択
陳情第22号	任意の予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求め る陳情書	〃
陳情第23号	医療・介護・福祉などの充実を求める意見書の提出を求める陳 情書	〃
陳情第24号	後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情 書	〃
陳情第26号	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	採 択
陳情第27号	国に「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に 改善することを求める意見書」提出を求める陳情書	〃
陳情第28号	国に「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」提 出を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○水野委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は18件、すなわち議案第61号、議案第62号、議案第65号、議案第66号、議案第68号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第23号、陳情第24号、陳情第26号、陳情第27号、陳情第28号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第61号 平成22年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

お願いします。

予算説明書の26ページ、緊急連絡装置撤去手数料についてお尋ねします。

昨年度は921万4,933円ということで予算が使われておりました。ことしの4月におきましては712万円という予算でしたが、この現在52万5,000円というまた予算が組み込まれていますが、見込みが外れたのか、どうしてこのようなまた数字になっているのかお聞かせください。

○長寿介護課長

今の緊急通報装置の關係の御質問でございますが、緊急通報装置は設置をいたしますと、まず設置の手数料、そして業務の委託料、それから機器の借上げ料等々の予算が先ほど高木委員が言われました金額でございまして、今回この補正で52万5,000円あげさせていただきましたのは設置手数料でございまして、平成22年度、これは毎月おおむね4台の新規の設置が見込まれるということで、平成22年度当初、年間48台分を計上させていただきました。

そして、ことしの実績としまして、4月から9月まで43台のお申し込み、たくさんのお申し込みがありまして、上半期におきまして、もう既に1年の予算分のおおむね48台分当初予算に計上させ

ていただいたものの43台分を設置いたしましたので、後半下半期におきまして40台分の設置が見込まれるということで52万5,000円を補正で計上させていただきましたものでございます。

○高木委員

先年度の報告書によりますと、台数が315台、設置342台という数字になっております。ことし今お聞きすると、またここにふえてきているわけですが、この書き方ですと手数料が幾らということがこの設置に対して何もわからないんですけれども、どんだんふえていっているのか、今現在何人の方がこの装置を利用されているのか、知立市内において。お願いします。

○長寿介護課長

平成22年度当初の数字でございますが、平成21年度主要成果報告書の中で、平成21年度末現在342台ということで報告をさせていただいております。

そして、平成22年度に入りまして342台設置をさせていただきましたものが、先ほど報告させていただきました4月から9月までの間に43台ということで新規の設置がございました。

当然その4月から9月の間には、撤去の分もありましたので、その分を差し引きますと平成22年度9月現在で361台の緊急装置が設置されてございます。

以上です。

○高木委員

緊急連絡装置につきましては、市の要綱で独居ということがうたわれております。独居老人がこのようにふえていっている中、どんだんと費用がこれからかさんでいくのでしょうか。どこかもうちょっとほかのシステム、この利便性というのがこの緊急通報装置が果たしてほんとに役立っているのかどうかということを検証されたことはありますでしょうか。

○長寿介護課長

今の緊急通報システム、私どもは安全センターのほうに委託しているわけでございますが、その中で、平成21年度緊急通報システムの事業報告と

いうことでいただいております。

まず、その緊急通報装置を稼働させまして、実際にその救急車で搬送された件数が14件、そして、その安全センターのほうから緊急装置が設置してある各家庭に問い合わせ等々確認の業務が6,837件、そして緊急装置が設置してあるおたくから、その安全センターのほうに相談と言いましょか、相談、連絡等々で273件というようなことで報告をいただいております。

○高木委員

今後この装置が知立市の老人たちを救うものになるかどうかはまだ未定だと思いますけれども、今、先ほども言いましたけれども、要綱の中には独居ということが主に書かれておりますので、高齢者、そして家族はいても日中独居という家庭がありますので、その辺のところはこれから検討していただきたいと思います。

続きまして、33ページ、生活保護費ですけども、非常に多くなっていると思います。先日来より私としては、何歳の方たちということをお聞きしたかったものですから福祉課のほうでお聞きしておりますけども、年齢別は出してくださったでしょうか。

○福祉課長

申しわけありません。

実は、今ここにはその資料を持ってませんので、すぐに資料をそろえたいと思いますので、あとでお願いしたいと思います。

○高木委員

どうして私が生活保護のことをと思いますと、本当に生活保護を受けなければならない方はもちろんあると思います。年齢的に働けない方、体が不自由で働けない方、しかし、先日10月でしたかね、福祉課のほうへ行きましたら、10代でも生活保護を受けてみえる方があるということをお聞きして少し個人的に驚きました。

10代から生活保護を受ける理由があるならそれも仕方ありませんけれども、先日も新聞によりますと、生活保護の家庭で育った子供は、また生活保護を受けるというそういう実態ということに

なっております。何とか知立市もいい方法で働くということをしていただいて、少しでもこの生活保護者を減らして行って、働く喜び、自分で勝ち取ったお金で生活していただきたいなということでお聞きしましたので、また後でお聞かせください。

○福祉課長

今、人数世帯ではちょっと出てないんですが、人数で年齢別の形で出てますので少し御紹介させていただきます。

まず、単身世帯というのは20歳以上の方でという形をとらせていただいておりますが、今出てるのが平成21年度の形の数字になります。

まず、20代の方42人、30代の方23名、40代の方が83人、50代の方102人、60代の方が45人、あとそれ以上の方という形になってくるんですが、その当時ですべて566の方が生活保護を受けられています。細かいやつがちょっとまだ細かくまでは出てないんですが、今の形が20代から60代までの数字になりますので、よろしく願いいたします。

○高木委員

ケースワーカーをふやされて小まめに指導をしてくださっているというふうにお聞きしております。

先日10代ということをお聞きしたんですけれども、この10代の方の保護ということはどういうことになるか、ちょっと説明していただけませんか。

○福祉課長

ちょっと戸別にどういったものというのは確認をとってないんですが、要は、単身でということ一人で生活してみえてということで、当然18人になれば通常働くこともできますしということなんですが、家族の方から援助を受けられないというような形でなってる方ということですね、そういった方について、一応こちらのほうへ相談を受けて、助けてほしいということであれば申請を受けてという形でという形だと思います。

ただ、戸別にどういった方かというのは私のほうでつかんでませんので、申しわけありません。

○高木委員

私たち市議員としまして名前を公表しろとは言いませんけども、ひとつ事例研究じゃないですけども、こういう問題は早くとつかからないといけないことになってくる。いけないということは、その子の将来においても若い子がそういう生活をしているということが社会全体においてはいいことではないように思えますので、何とかみんなで支援していけたらと思いますので質問させていただきます。

次に、環境問題で次のページ、35ページお願いいたします。

環境衛生費ということで、住宅用太陽光発電設置補助金と、先日間違えまして、すみませんでした。低公害車購入費補助金ということで予算が出されております環境衛生の中のCO<sub>2</sub>この点について削減関連に補助が出て得おります。大きな意味で知立市が取り組まれることは、とてもすばらしいことだと思います。

ここで市長にお聞きしたいと思いますけれども、知立の駅前あの鳥ですけども、私は私なりに考えてきました。CO<sub>2</sub>の削減は大きな問題で大気汚染を減らすんですけども、この鳥のふんによって、そのふんが乾燥して私たちに人間が吸う、子供が吸うということで、ウイルス、バクテリア、かび、そういうものがもう40種類ぐらいの寄生虫を持っておりますので、そのことによって大きな病気になることもあります。アレルギーの原因になることもありますので、直接それを触る、食べるということではなくても、そのものが私たち知立市民の健康を害することは多いようです。

そして、このふん害というか、そのバクテリアというか、そういうウイルスがインフルエンザの原因となっていくということもこれは研究でわかっております。知立市の健康を考えると早急にこのことを考えていかなければならないと思っています。

この今、ムクドリ、スズメの害ですけども、私も知りませんでしたけれども、何か越冬するために建物の中に巣をつくることもあるそうです。

そして、それがねぐらとなっても1年じゅう知立の駅前のムクドリが発生するというのも多いと聞いております。専門家は5年ぐらい前から知立市でも対策にいろいろ考えましたけれども、知立市が駅前、知立の顔を言われる割には、ちょっとあまりにも今の状態は不健康だと思われま

す。全国この問題は起きておまして、ムクドリの害で新幹線の福島駅、広島、埼玉、イタチごっこの状態であるということで、富山県におきましても、あんな緑の多そうな富山におきましても同じような問題が起きています。何とかいい方法を考えたいと思いますけれども、市長どのように思われますでしょうか。

○林市長

駅前のムクドリは、前から大きな課題でありまして、その中で、いろいろな方策が考えられ、実行されております。ムクドリは、にぎやかなところに行くという習性があるような話でありまして、自然の静かなところだと、ムクドリより大きな鳥にやられちゃうということで、人気の多いところに寄ってくるという習性があるということでもあります。

そうした中で、ああした駅前みたいなところに寄ってくるということでありまして、従来からいろいろな音をです、例えば新潟ですと、たしか長岡だったと思いますが、鉄砲の音をテープか何かで録音させて、時間を見つけて鳴らしたとか、あとは黒猫だかフクロウだかの人形というんですかね、あれをきわに寄せてというようなこともほかの市で聞きまして、それも実行させていただきました。

なかなかそれぞれいつかは効果があったのかなという思いがある中で、なかなかそれが有効だということはまだ検証できないわけでありまして。今現在のところは、けやきのところにネットを張ってムクドリが休まないようにしている。そうした中で、そのムクドリはどこへ行っているかというところと近所の電線にとまっているということで、地域の方々にふん公害等御迷惑おかけしているということでもあります。

いずれにしましても、今も環境部に限らず、市民部に限らず都市整備部のほうも問題課題として検討はしているわけでありますが、これからもより有効な手だてをしっかりと検討していかなきゃいけないのかというふうに今も思っております。

○高木委員

CO<sub>2</sub>の問題よりも、まず私たち市民は目に見えることから、きれいという、清潔ということで道を歩いて行くおじいさん、おばあさんたちは上を見て歩けません。何とか鳥のふんに当たらないようにということで下を見ながら鳥のふんが真新しいと思うの嫌だなと思ながら歩いているのが現状です。

環境衛生という面で、ここに知立市の中には項目はこのふん害なんていう言葉はありませんでした。しかし、共存しなければならぬということが、もうどこのまちでも、愛知県のほうの環境のほうでも共存という言葉、殺してしまうわけにはいかないし、死んでしまうわけでもない。ムクドリは害虫ではありません。知立市の農業にも役だっていることも多いものですから、何とか共生でき、知立市の玄関口である木が、もう少し自由に伸びれるように何とか工夫していただきたいと思います。

これで終わります。

○杉原委員

それでは、予算説明書の12ページをごらんいただきたいと思えます。

左側の科目7商工費、現在補正額前が2億7,814万円、補正額としては764万1,000円、補正後の金額としては2億7,049万9,000円ですね。そのことがなぜ補正に至ったかということが38ページの第7款商工費という中でうたわれているわけですが、この764万1,000円という分に関して、なぜこの補正になっているかということをごひれきいただきたいと思えます。

○経済課長

この説明書にありますように、職員給与費764万1,000円、内訳以下あるわけでございます。この部分におきましては、給与関係、秘書課のほう

の関係でございますので、中身については商工費関係担当しております経済課でございますが、実際の中身については承知はしておりません。

○杉原委員

わかりました。

所管外ということなので、詳細はわからないということなんですけど、全体の予算から先ほど12ページのところをごらんいただくと、補正額前から申し上げれば全体の予算が199億円の中で約200億円の中の商工費全体としては2億7,814万円ということで、全体から見ると商工費全体は今補助金と出されているのが1.3%という中ではございますけど、それに関連する事項にちょっとなってしまうけど、商工振興の発展という部分の形で当局のほうにお尋ねをしたいと思えます。

現在知立駅の鉄道高架事業及び駅周辺土地区画整理事業は中心市街地の経済活性化の柱の一つとして推進をされていることかと思えますけども、その整理の目標が土地の合理的かつ健全高度利用を行うことをもとに駅前広場及び道路拡充整備を行って、時代に対応する都市整備の魅力に備えた商業市街化を形成しようという形で中心市街地の活性を図ろうと今されておられるわけです。

そこで当局のほうにお尋ねをしたいわけですけど、今ハード部分は鉄道高架及び区画整理で今ずっと進んできているわけですけども、今後のそれと並行して私が考えるに、ソフト面に関しても経済課としても考えていかなくちゃいけないと、商工振興の発展の中で。その点に関して、どのように当局の御見解をもっておられるかということをごちょっとまず御披露、御見解を聞きたいんですけども。

○経済課長

今、商工費の予算の中では商工振興費ということで商工振興補助事業を行っておるわけでございます。その中では、今御質問の中で、中心市街地活性化事業という部分で実施をしております。市街地の改善及び商工業の活性化のための部分でございます。現在西新地地区というふうで指定をさせていただいておりますが、そういったところ

の部分への補助であります。

それとまた、まちづくり株式会社、リリオの部分ではございますが、そういった知立駅北部を中心とした部分への拠点施設へ市民が活かされるような見守りをしていく集客施設への補助でございます。そういったところを通じ、鉄道高架後にもなるかと思いますが、そういった部分でのより一層な活性化をしていかなければならないものかというふうには思っております。

#### ○杉原委員

課長のおっしゃるとおりにやっぱり西新地地区とかいろいろ工事が始まって、そこのソフト部分に関してやっていかなくちゃいけないということがうたわれてますけど、私自身が考えるに当たっては、商工振興の観点の一つ、これはあくまでも一つの案なんですけど、中心市街地の商店街を活性化するソフトの一案として商工会と連携して駅前イベントができる事業のステージを創設するといったことも一つ考えられるんじゃないかなと思うわけです。これがステージの創設をされることによって市内外から外来者がいろいろこの駅に集まって来ていただくというような要素があるんじゃないかなということを考えるとともに、商店街、今空き家等々が出てきているというようなこともあるわけですが、商店街の結束力を図ることもできるんじゃないかなということも一つ考えられます。あと、まちのコミュニティの拠点として整備することができるんじゃないかなということで、この駅前にお金を別にかけると言っているわけじゃないです。ステージのようなものを設けてイベントができる部分があってもいいんじゃないかなというふうには私は考えています。

また、商工振興の発展だけではなくて、今、最近、まちかど音楽会とかできておりますよね。そういった事業にそういったイベントを利用させていただくとですね、川合議員も言うておられましてけれども、今度12月17日に愛教大、締結をされるということで事業を行っていただくということもございますよね。そういった事業の展開の中にそのステージ、イベントを使っていただくようなこ

とがあってもいいんじゃないかなというふうに私自身感じておりますけども、私、今御提案申し上げます部分に関して、当局の御見解と副市長のほうの御見解をちょっとまずお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○経済課長

駅前にステージ、イベントのできるようなものをということでございまして、一つ今例を出されました、まちかど音楽会がどこか何かできるようなということでございます。これも先日の質疑の中であったかと思っております。駅前の一部分でもどうかというところでございます。

今、駅前、御存じのように、できるかという部分のところもございまして、そういった商店街の魅力あるいはそういったことが商店につながってということであれば大変喜ばしいことなのかなと思いますので、できるできないは別といたしまして、研究なりそういった部分で考えていきたいなとは思っています。

#### ○清水副市長

駅前の中心市街地の活性化という観点での御提案でございます。

まず、駅前にそういったイベントステージというんですかね、そういったものを設置してはどうだという御提案でございますけども、この辺につきましては、現在進めております駅周辺の区画整理事業の中で駅前の広場をどのような形にしているのかというところとこれは大いに関連しているところでございます。この辺につきましては、今後現在の完成予想図と言うんですか、パースでは一定の広場に何となく見ますと1段高くなって、そこが何かをやるようなそういうような完成予想図みたいなものが今は紹介されているわけですが、そういう形に最終的になるのかどうか、まだ今後の皆さんの御意見を聞く中でかたまってくる構想かなというふうには思いますが、今の御提案は、知立駅1日に6万人程度の方たちが利用していたく駅でございますので、そういった方たちが一人でも多く知立駅改札口を出て駅前をにぎやかに御利用いただければと、そういったことでの一つ

の力になるのではないかなというふうに理解しております。

また、中心市街地そのもので言いますと、御承知のとおり、今ございますリリオコンサートホールですとか、クラウンパレスホテルですね、そういったものも知立の駅前の魅力、集約施設として今もしっかりやっというていただくわけですが、そういったことも含めて、知立市全体の駅前の全体のそういう活性化につながればいいのではないかなというふうに思います。

そういった際は、やはりこれは行政だけがということよりも、やはり商工会、また今、まちかど音楽会等々そういったボランティアでいろんな方たちが、いろいろな試行をしとっていただくわけですが、そういったものと相まって駅前が活性化すれば非常に私たちも大変いいことだというふうに理解しております。

#### ○杉原委員

そこで市長の見解も求めたいんですけど、やはりこのステージ、まずもって今後平成35年完成予定、その前の駅周辺区画整理、公園スペースですね、新たにできる中央広場というところに副市長御披露いただいたとおりに、段ができたようなステージといったようなことが今お話がございました。

ぜひ前もってやっていく。お金を別にかけるなくても結構なんですよ。ステージの場所をあそこの中で設ける場所は私はあると思うので、それは調査研究していただきたいと思います。前もってやっていただいて、いざその広場ができたときに、その現在から始めていって、商工会初め先ほど申し上げさせていただいたとおりに、まちかどの音楽会とか、あと、愛教大の事業等々も御相談をしながら、この事業を進めていっていただいて、いざこの駅前の中央広場ができたときに、ほんとにこれがいいんだというような形のものが私はできると思うんですよね。ですので、ぜひこれは実践していただいて、お金をかけろと私は言っているわけじゃなくて、実践していただいて、中央広場ができたときに、こうやっていったらいいじゃな

いかという模索ができると思うわけですが、市長いかがですかね、そういった見解お持ちじゃないですかね。

#### ○林市長

今の御提案でございます。先回の一般質問だったかと思います。川合議員の御質問いただきました。また、たしか9月議会にもそのような趣旨のことを御指摘いただきました。

私もこの知立の駅前の活性化、そしてにぎわいづくり、それが知立の文化として認知されていくという方向がいいのかなというふうに思っております。

今、高架事業をやっている、そして駅前どうなるかということでもありますけれども、私どもが示させていただいている案が、やはり舞台的なものを広場につくって、そこで何か催しものができるような形、これも先ほど副市長申し上げたように、これからも変わっていく、皆様方の意見をいただきながら、よりよい形にしていくんですけど、そういう形も今考えているわけでありまして、その一つとして、まず手始めに今のところでそうしたものをつくる。なかなか立派なものスペースの関係上、難しいのかなと思いますけれども、今の御提案、一度ここが実際やる場所は都市整備部というところになりますので所管外になるんですけども、一度商工会とか、あと観光協会、また先ほど御披露いただきました、まちかど音楽会、文化協会等々いろんな方々の御意見等をお聞かせいただきながら、にぎわいづくり、文化づくりの一つとして何かできんものかなと、やれないものかなというふうに考えております。またよろしく願いいたします。

#### ○杉原委員

市長、前向きな御答弁ありがとうございます。

ぜひそういった形で、今後できる中央広場の模索を考える意味でも、また今、鉄道高架が始まってこれからのにぎやかしくなってくるわけですが、知立駅は何か盛り上がりつつあるぞといったような見解の中で、商工会初めまちかど音楽会、これから愛教大と締結される事業等々あるわけで



すから、そういった形で御検討、所管外の中で都市整備部もかかってくるので、ぜひとも課長、部長におかれましては、当局におかれましては、前向きに進めていっていただきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、先ほど高木委員も御質問あったわけですが、予算説明書の34ページの環境衛生面のムクドリ、この鉄道高架の部分のところですね、ちょっと私、高木委員が質問されとってはっきりちょっとわからなかったんですけど、あそこの駅前の商工会の商店主の方からクレームがきてます。どういったクレームかというのは、まちづくり委員会が今回ネット、けやきのところにネットを被されて、一時はムクドリがいなくなるとかいろいろやっていただいていることに関しては、非常に感謝を申し上げます。

が、しかし、ムクドリも最近では電線にとまって、その下にふん害があって、早朝または仕事が始まる前に片づけるといったような状況が今出ているようなお話を商店街の方からお聞きしておるわけですが、この今の対策に関して、当局のほうはどのように対策を打たれて、今実際どのように動いておられるかということと対策をどのように考えて今おられるのかということをお聞きしたいと思います。

○清水副市長

駅前のムクドリ対策につきましては、これは公園担当の方が中心になって、もちろん駅前の商店街の皆さんも御意見も聞きながらということではございますけども、先ほども高木委員の御質問に市長も御答弁しておりますけども、なかなかこれといった決定だと言いますか、名案がないというのが実情かなと。これはどこの全国の都市も高木委員がさっきも御披露になりましたけども、同じような悩みのある非常にづらいところだなというふうに思います。

現在の方法をとっているというのは、これもいろんな方法を試す中で、私も豊橋市のあれなんですけど、中心の商店街ですね、あの大きな商店街にもそういったネットがやってあるのを見ましたけど

も、やはり皆さん苦勞してですね、それが当面の一つの一番の対抗策かなということいろいろ試行錯誤されているんだなということが思ったわけですが、そういった意味で、知立の駅前も現在ああいう形で対策をさせていただいておりますけども、やはり見た目にもあれでいいのか、また、木もあんな窮屈な格好でいいのかとかいろいろ御意見もある中で、とりあえず駅前広場のふん害だけは何とか今抑えられるということなんですけど、その反動として、今おっしゃるように周辺の商店街の電線にムクドリが移動して、そちらではまた新たな皆さんに御迷惑おかけするようなことなので、ほんとにイタチごっここのことで何ともあれなんですけども、これはほんとにそういう生き物との鳥との共存を図るという部分では、非常にいろんな意味で永遠のテーマかな。ことしはCOP10なんていうようないろんなあれもあったわけですが、そういった観点も含めて、私としてどうしたいんですかというような、なかなかないわけです。皆さんからいろんな御提案をいただく中で、そういうものを試しながら試行錯誤していくということが当面努力の範囲内なのかなというふうにも思わざるを得ないのかなという、ちょっととりとめないお話をしているわけですが、そんな思いでございます。

○杉原委員

このことに関して申し上げたいのが、商店街の皆さんに、電線があって、皆さんが処理をされていると、商店主の皆さんが。一つの素案、今、副市長がおっしゃられるとおりにイタチごっこなんですよね。私もそう感じますが、今のけやきのネットを一つなり二つなり外して駅前広場の中で最終的に行政所管の中のところになると思いますので、実質上の中では商店街の方がすごく苦慮されていて、飲食をされている方が特に多いわけですね。ですので、そういった形の中で、これも模索検討課題の中の一つなんですけど、駅前広場を再度取って最終的に市のほうが管理をしてやっていくということも一つ考えられる部分もあると思うわけですね。だから市民の皆さん、商店街の皆さんに

は御迷惑はかけられない部分もあると思いますので、これはあくまでも御提案です。こうしろということではありませんので、一度ほんとに検討していただいて、商店街の皆さんの御意見も行政側のほうも聞いていただいて、どうしていったらいいのかなということを探しながら決めていただきたいと思いますということが私自身感じましたので、一言高木委員に続いて御提案申し上げたいと思います。

続いて、商工振興の観点から、もう一つすみません、ちょっと戻りましてお話をさせていただきたいと思います。

ホテルクラウンパレスの固定資産税の減免に関して、私、前委員会のときにもお話をさせていただきました。前回の委員会においては、クラウンパレスがもし撤退をしてしまったらといったような話、これは事実ひょっとしたらあり得ることなんですよね。大変リーマンショックが起きてから、今の収入に関しても半減してるという話もお聞きをしております。

そこで、前回の委員会でもお話させていただいたとおりに、国際観光ホテル整備法に基づく地方税法台6条第2項の優遇措置、この固定資産税の減免が受けられるということも前回、私お話をさせていただきました。副市長の見解とされましては、今年度企業の超過課税をお願いしなくちゃいけないと、その中で、一部の企業の皆さんには課税、増税をお願いしなくちゃいなくて、もう一つのところに関して税金を低くするということに関しては考えづらいというお話がありましたけれども、私自身あの後もよくよく考えてみました。ちょっと違うんじゃないかなって。確かに今回超過課税をする企業のほうには、知立市の発展のためならいいですという副市長の御答弁がありましたとおりに、これはできるというところには達したと思います。が、しかし、ほんとにホテルクラウンパレスに関しては、そういった御要望が市長あてに出てるわけですよね。その中で、ほんとにこのホテルが大変なんだという中で、知立市が前回に申し上げたとおり、あそこはゴーストタウン、

出ていってしまっ、ほんとにゴーストタウンになったらどうなっちゃうのかなという観点のことを考えられたことがあるのかなと。そうならば超過課税はお願いしなくちゃいけない。でも固定資産税の減免もしなくちゃいけないと。大変苦しい今、行政、財政が厳しい中なので考えなくちゃいけないとこだとは思いますが、前回お話ししたとおりに、何回も言って申しわけないんですけど、リリオ駐車場に関しても、今ホテルクラウンパレスが1,000万円払ってるんですよ。もしなくなったら1,000万円だと減ってしまうわけですよ、その収入の分が。じゃなくても今案内のとおり1回100円ショップがなくなってしまって逼迫しておるわけですよ、リリオコンサートホール。リリオコンサートホールももっと逼迫されちゃうといった要素につながるということも私、考えられるわけですね。

あと、前も話したとおりに、駅の商店街の飲食に関してもホテルを利用されている方が、ちょっと高いから、ホテルが、外に行って食べられると。特に外国人の方もふえてきて東南アジアの方々はそのようなお値打ちな、要は、ホテル周辺のそういった飲食を使われるといったお話も聞いております。

そんなことを加味すると、もしそれがほんとになくなってしまったらということを考えると、前も話したとおりに、豊田市に関しては、通常固定資産税1.4%です、建物。それに関しては半分の0.7%にされた。碧南に関しては1.0%にされた。こういった法の中で国際観光ホテル整備法の中で、要は、できますよ。固定資産税は前も話したとおりに市町村税だって市長が決められるわけですよ。そういったことを加味して、市長は今回どのように今見解を持っておられるかということ、また改めてお聞きをしたいんですけど。

○清水副市長

まず、私のほうから、先ほど御質問者がおっしゃったような連立駅周の関係で今回条例をお願いしている超過課税の話ですね。だからそれがやりにくいという話で私、公式の場では多分そういう

発言してないかなど。ちょっといろんな雑談の中ではそういったこと言ったかもしれませんが、質問者おっしゃるように、一つは、連立駅周をきちっとやっていくということでの一定の規模の企業に御理解をいただいてお願いをしていくという部分と、それから、やはり先ほど来出てます駅周辺、駅前の中心市街地の活性化、そういったものは、やはりそれぞれの考え方があるのかなというふうにも思いますので、それをすべてリンクして、それは駄目ですよというようなことを申し上げるつもりはございません。

ただ、今のそういった固定資産税の減免措置につきましても、これはいろんな企業がある中で、確かに法でもってそういった減免措置ができるという規定がありますので、そういうものを適用してやっていくということは、もちろん可能なわけでございます。ただ、これもいろいろ市民の皆さんのコンセンサス、そういったものを得ながら進めていくことが大事だというふうに私どもも思っております。

もちろん先ほど申し上げましたように、今進めています駅周辺の整備事業も今ありますリリオ、あるいはクラウンパレス、あの一体と今後それは一体となってあの辺が活性化していかなければいけないということでは、あれが今後駅周辺の整備が進んでいく中で、あちらが衰退していくということでは、これは全く本末転倒な話でございますので、そういう事態になっては絶対にいけないというふうに思っておりますから、そういうふうにはならないように私どもも努力したい。その意味では、そういった御要望もいただいておりますので、内部検討はさせていただいておりますが、現時点まだまだちょっと今結論が出せないというところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

#### ○林市長

ホテルについては、その必要性、今御質問者っしゃられた認識、私も同様であります。あそこがなくなったときには、やはりホテルの格好になっておりまして、なかなかかわりのものが入ってく

ることはまず難しいんじゃないかということをおっしゃっております。

あと、あの施設は鉄道高架のまちづくりと一体化したですね、当然建物、拠点であるというふうにも思っております。またそうした視点。

そして、隣のリリオもあのホテルがあるからこそ一定の利益が出てるという点などなどから、私は、あそこのホテルが突然なくなるということは避けなければいけないという認識は非常に強く思っております。そうしたことをしっかりと問題意識等持ちながら、今、副市長答弁させていただきましたように、いろいろな角度から視点から検討をさせていただいているというところでございます。

#### ○杉原委員

ぜひこの点に関しては、委員会の中で今回2回目ですけど、法の中でやってもいいですよという、なおかつ今のホテル事業に関しても厳しくて、撤退せざるを得ないというお話も生の声もお聞きをしています。そうなったら知立市に対しても大変打撃を受けるのではないかと大変私、危惧をしているので、今回警鐘を鳴らさせていただきました、再度。

ぜひこれは早急に市長、けちけち大作戦もいいんですけど、けちけちをするところとやらなくてもいいところ、守らなくちゃいけないところはあるはずなんですね、政策課題の中に。

ですので、それを分けて一律内々に話を聞く限り、10%カットだと行政ということじゃなくて、カットできるものはカットする。進めなくちゃいけない、なおかつ減税しなくちゃいけないその他もろもろあると思います。政策課題なんか、もろもろ知立市の場合は財源が厳しい折、あると思いますけども、その中で、事業仕分けじゃないんですけど見きわめてやっていっていただきたいなと思いますので、ぜひとも市長、前向きにですね、副市長におかれても、副市長とは個々に話してるんで、ごめんなさい。どこで話したかというところがわからなくなってしまって、ちょっと言いすぎた部分もあつかもかもしれませんが、ぜひともそう

いった形で話を前向きに検討をいただきたいなと思います。

最後に御質問させていただきます。

高木委員もちょっと御説明されましたけど、生活保護に関して、現在の状況を教えてください。平成22年の8月末現在に関して、32ページにおいて、平成22年8月末現在、421世帯の約8億円、負担においては市が4分の1の国が4分の3、約市の負担が2億円だという話をお聞きしました。これは市長、2億円に関しては、たしか教育費の中の中学校の1年間の経費であるというお話もございました。これに関して、非常に知立市は多いような気がいたしますけども、まずその今の現段階の数字と平成23年度3月末に生活保護は受けられるじゃないかという予測に関して、まず数字を御披露いただきたいと思います。

○福祉課長

今、生活保護の話ということで、まず11月末現在の数値発表させていただきます。今、11月末現在で保護世帯が世帯数で408世帯、人数で578人ですね。保護率でいうと8.31ということで、8月よりも若干下がってきております。というのは、当然いろんな廃止関係、当然申請を月に数件という形で出てくるわけなんですけど、それよりも廃止のほうを重点に置かせていただいて、やはり生活指導等かけて、そういったことでもなかなかやっていただけないような方については廃止していくような方向で今やらさせていただいておりますので、そういう関係もあって廃止が多くなってきているということで伸びがおさまっている状態であります。

それで、一応今年度の予測ということなんですけど、基本的には今現状の11月でこの形で減ってはいますが、やはりまだまだ世の中状況が悪いということで、どうしても皆さん頼ってくるという形で、やっぱり生活困窮になってくるということで、ぎりぎりまでほとんどの方が生活してみえて、それこそ貯金も手持ちもなくなった段階で来られます。そういった方については、やはり受けないということ、そういった方がどうしても月に5

件ずつぐらいふえてくという、5人ずつふえてくんじゃないかということで予想させていただいて今回の補正でさせていただきました。やはり金額的にはどうしても大きな数字になってきてしまいます。

特に、この中で多いのは、やはり通常の生活の関係の扶助と、あと多いのが医療扶助ですね。かなり医療扶助というのは、すべての医療費について、うちのほうの保護費のほうで出させていただいています。その関係もあって、やはり体の調子の悪い方というのは、うちのほうに相談があったときには、すぐに病院行ってくださいということ、指導させていただいて医療券のほうを発行させていただいて医療のほうをやっていただいておりますので、そういったこともあって医療費については、かなり多目に見積もりをさせていただいてということでやらさせていただいております。

今回、一応補正でかなり大きくあげさせていただきました。最終的には全体見積もって9億1,200万円強ですね、この数字になってます。当然それで一般財源でいうとこれの4分の1ということで、やっぱり2億円何ぼという形の数字が出てきてしまいます。やはりうちのほうもいろいろとにかくまず廃止という形、減らしていくということ、前提にいろんな訪問等やらさせていただいて、今後急激に減ることはないですが、着実に減らしていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉原委員

この件に関しては、皆さん前回の委員会でもいろいろお話聞かれたと思います。確かに中島委員がおっしゃられたように、ほんとに補助をしてあげなくちゃいけない方に関してははしなくちゃいけないと思います。なおかつ近隣市のほうも、知立市は生活保護が受けやすいといって来られるようなお話も聞いております。それによってふえてるような話も聞いているわけですけども、それがほんとかどうかわかりませんが、市長に前回もこれに関しては、2億円という金額、まだこれふえそうなんです。医療費の部分でまたふえそうだと

うことで、知立市の負担がふえてくるといった現状があるわけですが、この対策というのか、国へ求めていくのか、県へ求めるのか、我々自身もちょっとよくわからないわけですが、市長、今後のこれを市の負担を減らさなくちゃいけないわけなんですよね。そうすればいろいろな部分でケチケチ大作戦をやらなくてもいい部分が出てくるわけですが、市長の見解としては、どのようなこれを対策として市の負担を減らしていきたいかと考えておられるか、ちょっとご見解をお聞きしたいんですけども。

○林市長

この生活保護の制度については、この議会のなかでも出ておりますように、ほんとに必要とされる方にはしっかりと受けていただくということはまずは基本であります。

一方で、非常に財政的に費用が圧迫している知立市にとっては大きな負担になっているわけがあります。いずれにしましても、この生活保護者が、ほんとにその保護者としての生活をしているのかどうかというこの実態調査を常にしていくという姿勢で今おります。

これ今、職員がほとんど毎日のように当番を決めて各御家庭に実態調査に参っております。これをこれからもちょっと強化すると申しますか、やり方も変えながら、ほんとに生活保護者としての生活をしているかどうかということと見ていくということが大事であるというふうに思っております。

そして、少しでも自立、先ほど高木委員もおっしゃられました自立していただくことが一番この社会にとってもいいわけでありまして、自立の支援を指導をしっかりとしていくということを今、力を入れさせていただいております。

あわせて今、扶助費については4分の1が市負担であります。それにあわせて忘れてはいけないのは人件費であります。人件費は丸々市負担でありまして、これが扶助者がふえればふえるほど当然ながらそれに携わる職員もふえるわけでありまして、やはりそうした財源も非常に大きなこと

でありまして、こうした財政を少しでも軽減していただくように、国、県、市長会通じて働きかけをさせていただいております。

いずにしましても、この費用、今回の補正でも一般財源ベースで三千数百万円の形をお願いをさせていただくわけでありまして、これはほんとにしっかりと今見させていただいて、的確な生活保護の運営をしていかなければいけないというふうに思っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時58分休憩

---

午前11時08分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

失礼いたします。

先ほど年齢別ということで8月末の資料ができてありますので、それをちょっと発表させていただきます。申しわけありませんでした。

一応稼働年齢、20歳から64歳以下の方の別をさせていただいて、それ以下の方か扶養の方か、あとそれ以上の方については数字的に入っていないんですが、一応働くことが可能な年齢ということで、20歳から64歳までの5歳刻みで発表させていただきます。

まず、20歳の方11名ですね。25歳以下10名、30歳以下18名、35歳以下が32名、40歳以下が38名、45歳以下が41名、50歳以下が32名、55歳以下が41名、60歳以下で58名、64歳以下で30名、以上5歳刻みの間隔の人数の方になります。

それで今、全体でこれが311人という形ですね。この方たちが通常働ける方ですね、通常の生活のできる方ということですね。その中で、今これ全体拾ってしまいましたので、その中で病気だとかそういった方で働くことができない方というのが含まれています。この方が69名全体であります。

それであと、就労中、今働いているんですが収入が少ないために保護も受けてるよという方が5

名います。それとあと、休職中の方、これについては残りの237名、これがすべて仕事を探しながらやっているという、保護を受けているという形になりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○川合委員

それでは、補正予算の中で2点ほどお聞きしたいんですが、まず35ページの衛生費の中で、予防接種費に係ることですが、967万7,000円が計上されているわけですが、これ、新しい接種事業関係かなと思いますが、それだけか、もしくはほかのものが含まれているかにつきましてお答えいただきたいと思います。

○健康増進課長

今回の予防接種の補正につきましては、定期接種であります日本脳炎予防接種と、あわせてインフルエンザ、まだ10月から始まったばかりでありますけれども、増額が見込まれるというところで補正をさせていただきました。

一つには、日本脳炎でありますけれども、今まで平成17年度からワクチンが副作用があるということで一たん積極的な勧奨が中止され、それ以降、この平成22年度までずっと積極的な勧奨がされてこなかったわけですが、この平成22年の4月に国から初回の接種に関しては新型ワクチンで接種をしてくださいという通知が来まして、それに基つきまして3歳児のお子様、初回を打ってないお子様に5年間打ってなかったわけですが、そういう方々が一斉に打ち始めましたので、当初予算を組んでいた金額より非常にふえてきました。

さらに8月27日付で2回目の追加の部分についても接種できる通知が来まして、これにつきましては、9歳から13歳の方についても接種可能ということで通知が来まして、この部分についても戸別で通知を800人程度させていただいて、そのことに伴って今の予算では賄えないというところで、日本脳炎としましては823万円ほど補正を組ませさせていただき、インフルエンザにつきましては今年までの季節性のインフルエンザにプラスして昨年からの接種しております新型インフルエンザを含め

た3価ワクチンというものが今年度新しくできまして、それを季節性も合わせた形で接種できるという利点と、今まで10月から12月までの3カ月間について高齢者の接種をしておいたわけですが、国が今年度3月いっぱいまでこの接種事業をなささいというところで期間も3カ月延びますというところで今の790人の高齢者の接種対象人数よりもふえるのではないかとという予測のもとに140万円ほどインフルエンザについても補正を組ませていただいたということでもあります。

○川合委員

ありがとうございました。

ちょっと私、新しい接種事業を勘違いしまして質問したわけですが、ちょうど今、日本脳炎の話が出まして、日本脳炎の予防接種において、平成17年度でしたかね、今言われたように、接種した方の中で後遺症というか、よくない状態になって、それが一時中断されたということで、平成21年度6月でしたかね、新しいワクチンが。ということはその間の空白期間の対処についてどのように。今回こうやって補正やっていたわけなんですけど、対象人数が非常に多い、もしくは1回やったけど2回目からやってないとかいろいろあると思うんですが、その辺の問題点についてどのようにやってみえるか、ちょっと御確認したいと思います。

○健康増進課長

確かに5年間という積極的な勧奨をやらずに今までできておまして、そういう中で、接種をされてない方が非常に多いわけでありまして。そういう点で、市としましては、広報等で周知をさせていただき、できるだけ摂取できるような形で今後とも、今現在打ってない方々について接種を呼びかけていきたいというふうに思っております。

○川合委員

よろしくお願いいたします。

そういう広報的なもの、もしくは周知についてはいろいろ方法あると思うんですが、対象となられる方の抽出作業とかですね、かなりハードな仕事になっていると思いますが、その辺しっかりと

やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、今ちょっと思い出しました子宮頸がん等ワクチン接種事業につきましてちょっとお聞きしたいんですが、これについての予算措置はどのようにになっていくかについて御確認したいと思います。

○健康増進課長

子宮頸がんワクチンにつきましては、追加補正をする中で予算づけを考えておりますので、またそのときにお話をさせていただきたいというふうに思うんですけども。

○川合委員

ちょっとここで聞くべきじゃなかったかもしれませんが、予防接種という面で関連でお聞きしたわけですが、これで平成22年、平成23年の国の緊急経済対策の中でやられることでありますが、これがその後どうなっていくかということは非常に危惧されるわけですね。平成24年以降せっかく2年度したものがやめることは多分できないだろうし、それをどういうふうにしていくか、定期接種化していくとなればそれなりの予算措置といっても国のほうからはなかなか難しい。すべて市単のことになってくるので、その辺は今後議論になっていくことだというふうに認識しておりますが、いずれにいたしましても、今定期接種しておりますジフテリアとか日本脳炎、風疹、百日咳、破傷風とか高齢者インフルエンザ、今新たなとか高齢者用のインフルエンザ、そして日本脳炎もまた再開されたということで、いろんなものがワクチンによって改善され医療体制が整っていくということですが、今回の新接種事業につきましては、今後の平成24年以降のことも含めて、できるだけ前向きにやっていかないかん事業だとは思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、39ページ、先ほど杉原委員のほうからもちょっとお話がありましたが、商工費につきまして、7款商工費、補正で764万1,000円、これほとんど職員給与関係のことで補正されているわ

けですが、そのほかの補正ということでは補正はなくて、新しい商工振興事業については補正がないわけですね。

しかし、この間も本会議で言いましたが、空き店舗対策で今やっております知立の中央通りの店、あそこの店が新しい方にかわりましたよね。そういうことについて新たな出費とか補正を組まなきゃいけないような事態はなかったですか。

○経済課長

駅のところの空き店舗の対策の事業でございます。今、質問者おっしゃられましたように、11月からかわっております、一応この空き店舗の要綱によりまして3カ月という部分で行っております。実際次の方が申し込みがなかった場合、1カ月、1カ月ということで延長もして利用いただいておりますが、今回次の方の利用があるという中で、前利用者におきましては終了いたし、この月より新たにかわって実施をしております。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

この中に補正であがっているわけではないので関連でお聞きしたいわけですが、ひょっとしてそういった人がかわったりなんかすれば店の中もいじらないかんだろうし、新たな費用も出てくるわけだと思うんですが、その辺は当初の予算の中でクリアできたということによろしかったですか。

○経済課長

申しわけございません。ちょっと今、質問の中でお答えできず申しわけございませんでした。

その中では新たにかわったということでは特にございません。もし店舗の中でそれ以外に必要なものがあれば、利用者のほうで飾り棚等利用していただくこととなりますので、その部分でございます。

○川合委員

わかりました。

このことについて何で触れたかと言いますと、やはり中心市街地の活性化、商店街の活性化とい

う意味で空き店舗に取り組んでみえるという中でございますが、本来だと、もう少しその空き店舗については前向きな取り組みが、非常に費用が必要だと思うわけでお聞きしたわけでございます。

本会議におきましても、今後その一つの店に、今は中央通り1軒だけですが、そこに絞ることなく広く知立市内の店に対象を広げて、必要であればそちらのほうにも支援をしていくような方向を、時間の関係であまり細かく聞かなかったんですが、部長のほうからそういう方向性を若干お聞きしたような気がします。その辺につきまして、もう一度今後の空き店舗につきまして対策内容、それからお考え等をお示しいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

#### ○経済課長

先日の質疑のほうでは一般質問のほうでも出たかと思いますが、空き店舗ということで、現在駅のところでちりふやということで実施をしております。こういったことで空き店舗の利用を広くいただくことは大変ありがたく思っております。そういうことも考え、商店街の皆さんが出店していくことを応援するという中身においても重要なことではないかと考えております。

どこという地域に限らず、そういった空き店舗を利用して起業しようとする方においては、何らかで支援をしていく必要があることも中でもございますので、どこということに限らず手あげと申しますか、言っていただく中で対策として考えていきたいと思っております。

#### ○川合委員

ありがとうございます。

大きくとらえれば空き店舗対策もしっかりいろんなそういう商工振興のことにつきましては、中心市街地の活性化、そして将来の知立のまちづくりに対して非常に大きな影響があることであるわけでございます。

その中の事例として、先ほど杉原委員からのお話もありましたが、駅前新しいにぎわいを創設するということにつきまして、私、一般質問でかなり具体的なところで質問しましたので、なか

か問題点も多く、賛成を得られるかどうかということも非常に懸念しておりました。

と言いますのは、具体的に出させていただいたことにつきましては、噴水のある駅前のロータリーの一部にそういった市のPRコーナー、いろんなイベントができたり、若者が音楽をできるようなそういうにぎわい創設をできる施設を具体的に言えば一角にステージをつくるというようなことを出させてもらいました。

それにつきましては、明らかに市の管理、それから運営となりますと多くの方が集まって来て、夜までやかましすぎるとか、交通安全の問題、もしくはごみの散乱とかいう心配もあるわけですが、それにまさる経済効果、まちの活性化というものが期待できるわけでございます。

本会議では文化振興ということで僕言いましたので、今回は所管外になりますのでそういう角度ではなくて、中心市街地活性化、やはり商工業の振興という意味でそういったものをつくったらどうかということで今回は提案させていただくわけでございますが、この件につきまして、ちょっとダブるかもしれませんが、副市長お考えがありましたら、ちょっとよろしくお願いいたします。

#### ○清水副市長

駅前中心市街地の活性化につきましては、先ほども杉原委員にも御答弁申し上げたわけですが、一般質問等で川合委員からも御提案をいただきました。そういったことにつきましては、先ほどの話と重なりますけれども、知立市を1日6万人の方が利用される、また、愛知教育大学の学生も数多く駅前を利用して通学をされてる、こういった状況もございます。そういった意味では、若い方たちも、ぜひ知立の駅前を活用したそういういろんなイベント、そういったことにもぜひ参画をいただき、そんな企画ができればいいのではないかなというふうに思います。

そういったことでは、若干そういうハード面の整備、そういったことも必要になってくるわけでございますが、現時点での駅前広場の使い勝手の中では、なかなか御提案の向きがどのようにすれ



ば実現するのか、なかなかちょっと難しい面もあるのかなという思いもいたしますけども、今の周辺整備の中での駅前広場、そういったものをどのように活用していくか、そういったことも含めて周辺の商店街の皆さん、あるいは市民の皆さん、いろんな方の御意見をもとにそういった方向が出ればいいのではないかなというふうに思います。

それと、もう一点、やはりそういったところを活用しているようなイベントをやっていくということになりますと、どうしてもいろんな音の問題ですとか、明かりの問題ですとか、いろんなことまございます。そういった意味では、周辺の商店街の皆さんともどもが、やはり御理解をいただく中で、一緒にやっていくというようなことになっていかないと、片やではそういうことは盛り上がっていても、片やまたそれに対して支障を来すというような部分があってはこれいけないことまございますので、そういったバランス、調整もとりながらのそういう検討ということも大変重要なことかなというふうに私は考えております。

○川合委員

ありがとうございました。

つくるほうのは小さくても与える影響はかなり大きいので、その辺はしっかりとしていかなきゃいけないことはそのとおりだと思います。

いろいろ市の歳出もかかることなので、本格的なものをつくる前に仮設のものをつくっていろいろと準備期間を設けるのもいいかなというふうなこともちょっとは考えております。

ちょっと話が飛んじやうかもしれませんが、まちづくり条例、こういう条例整備、それから今回のようなものをつくってハード面を整備していくということ、これは行政としてやっていくべきことなんでしょうが、結局問題になるのは、その後なんですよ。まちづくり条例もこれに関連するので提言させていただきたいんですが、そういったものを整備して委員会制度をつくって皆さんの意見を聞くということも、これはいいことだと思います。それからハード面整備してこういうのをつくったと。でもそれからのところが市民団体に

任せることもいいんでしょう。それから文化協会とかそういう専門協会もあるからそれもいいんでしょうが、行政として一番抑えとかないかんのは、例えばまちづくり条例なんかでも委員会制度をつくって皆さん集まってもらって委員会運営するわけですが、市としての指針とか、方向性とかこういうテーマであるとか、こういうものを求めるといものがやっぱり必要なんですよ。ですから、そこから出てきたもので方向性を決める、テーマを決める、これもいいんでしょうが、市として今回はこういうテーマで集まっていたらいいとか、例えばね。そうしないと全く畑違いの人が集まってきた、ばらばらな展開になっちゃって、結論も出にくいと、運営しづらいつと。テーマを決めるだけで半年かかっちゃったとか、これは一つの例ですが、こういうこともあるわけです。

それから、今回のこういったハード面の整備におきましても、つくって運営はどうするか。これは市民の文化協会とかいろんな市民団体の協力が得られると思います。また、得られるようにもっていかなきゃいかんわけですね。そういう方策が今度は行政に課せられてくると思うんですね。つくってじゃあどうぞということでもないわけだと思いますので、やはりここで協働という認識がしっかりとしないと、いろんな条例整備やらハード面の整備していても、そのあとが続かなくなって責任の譲り合いになっちゃうようなことが若干懸念されますので、こういったことにつきましては、その辺をしっかりと抑えていただきたいと思ひます。

以前、TMOというタウンメイキングオーガニゼーションというまちづくりの施策があつて、いろんな方が集まって、またそのときに愛知教育大学から関連する教科の教授の方やら生徒が賛同していただいたんですが、やっぱり単年度事業で終わって、何のためにやっておるか、どうもいま見えてこないところがあつて、成果はありました。一定のものはあつたんですが、なかなかそれ以上の進展しづらいつと。まちづくりにずっと定着することではないものですから、やはり集める側、

招集する側、もしくはまちづくりに対してこの制度がこのものがどう生かされていくかということをはっきりと抑えてやっていただきたいと思います。

つくってくださいよってこっちが要望しておいてこういう言い方も変なことかもしれませんが、やはり制度設計やらものをつくっていくということはそういうものだと思いますので、例えばパティオなんかだと、つくってからそのボランティア団体ですね、パティオウェブという団体が、これは協会の中に所属されているのか、関係はありますので運営は随分思慮をされたと思いますが、民間の方たちとうまく運営されておる一つの事例だとは思いますが。

そこで、今回17日に愛知教育大学との協定があるわけですが、その中で、一つまちづくり関係の内容があったように思うんですが、新しい発想する方たちと市の協定後どのようにやっていくかということは、非常に市としても、ある程度方向性やらテーマやら、最近の若い子たちはこんなふうだとか、こうやったらおもしろいだろうというようなことをある程度研究していく必要があると思うんですね。このことにつきましては、市からの要望ではなくて、公立大学が法人化して、その中でいろいろ運営していかないかんものですから、大学のほうからのオファーでこういうことがあったようにも聞いておりますが、市民部長、まちづくり関係で大学との提携において、今後何か求めるべき指針というようなものがお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○市民部長

愛教大と提携されるということで企画課のほうからお聞きしておりますけれども、今まで愛教ですとパティオの玄関の後ろに像が幾つか並んでいるというようなことで、それなりのその地域の活性化には大変有効だと思っております。

今後、企画課が12月17日ですか、締結されるということで、その内容を見ながら私どもも活性化につながるようなことは協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○川合委員

ありがとうございました。

ちょっとテーマが広がりすぎましたが、商工振興につきまして、今回いろんな人件費以外のものがふえまして、いろいろと頑張っただいておると思いますが、今後とも空き店舗のこと、駅前のことについてはしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○杉山委員

一点だけになるかと思っておりますけれども、教えていただきたいと思っております。

34ページ、保健衛生費の中で、今回保健衛生総務費が補正予算のところに出ておりますけれども、関連事項になるかと思っておりますが、今回の浄苑費の補正のほうは見込まれておりませんが、前回定例会で逢妻浄苑に関しまして豊明市のアンケートをいただいた以降でまた検討ということで、それ以降の私が聞いてないだけかわからないんですけども、その内容を少し教えていただきたいと思っております。

○市民課長

実は、豊明市のほうからアンケートの回答が出たということで、10月19日にあちらの部長と課長とおみえになりまして、こちらで副市長と市民部長と私とで対応させていただきました。

その中で、アンケートの回答の結果も出てるということで豊明市のほうから言われまして、詳細のものについては、これ以上出せない。前回9月のときに私のほうお話をさせていただいた回答率ということになりますので、再度その回答率について今からお話をさせていただきたいと思っております。

まず、周辺自治体の施設を使用する今回の状態を継続すべきであるが、これは回答率が21.1%、それと周辺自治体の施設に依存するのではなく市単独で火葬場を整備すべきである、これが回答率が17.3%、それと、複数の自治体で連携して火葬場を整備すべきである、これは回答率が37.1%、

わからないの回答率が21.6%、それから無回答が2.9%ということで、豊明市のほうからこういった回答率で、それ以上のものはないというお話でございました。

ただ、私のほうは、今後火葬場もそのアンケート結果が出ましたので、その出た回答の建設の是非につきまして、早急に豊明市のほうの方向性ですよね、それを示していただきたいということで、今後早急に話をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○杉山委員

ありがとうございました。

ということは、前回のアンケートを受けて豊明市の方向性を見て知立市のほうも決めていくということでございますね。

前回は特にこの問題について9月定例会では話題になっていて、また一般質問もあったかと思えますけれども、市民の皆様はこの声というのは、もうこの何年間ですとお葬式があるたびごとに市民の皆様は、私もことし何人の方のお話をいただいていますかね、最低20人の80代の方、また、70代の方等にもお話を聞きましたが、浄苑自体が今、民間でいいところがたくさんありますので、ああいうところでやってほしいとか、一般のCMでもありますけれども、最後とにかく逢妻のあそこで燃やしてほしくない。生々しい声で大変恐縮ですが、そういうふうに言われた方がたくさんいらっしゃいました。御親せきの方、親族の方、市内、市外、また県外からおみえになった方も知立市の財政の最後を見たかというような思いでいらっしゃるって帰られた親せきの方もみえて、何か他市の刈谷知立環境組合のような形で組合をもつてのそういった浄苑をつくられるのかわかりませんが、今のこの状況のままで私はこの補正もなかったもので、決して今の予算の中で今の状態の中の浄苑を維持されるとは思いますが、これが当然予算のことを思えば、いくら豊明市からの回答があったとしても建設的にためには、かなりの年数がかかると思います。今の状況の中で、もう

ちょっと市民の目線に立ったそういった設備とかということを考えていらっしゃる部分ではありますでしょうか。

○市民課長

実は、豊明市のほうに、これは平成15年のときから総合計画の中に浄苑の関係を載せてほしいということで、平成15年のときから話をさせていただいております。

その中で、平成18年の第4次総合計画の中で豊明市が話を総合計画の中に浄苑の建設の関係を載せさせていただくということでずっときたわけなんですけど、たまたまことし、第4次総合計画の中間年でございまして、その中間年に合わせてアンケートをとられたと。それについて、そういった市民の方の回答率が今お話しとおりでありますが、やはりこれからは私のほう、豊明市にそういったことで平成15年からお話を、ようやくアンケートの回答が出ましたので、あとは豊明市のほうは何らかの方法を、方向性ですよね、それを早いうちに示していただくということが一番私のほう大切でございますので、その作業を早いうちに豊明市のほうにお話を方向性を示してほしいということ伝えていきたいというふうに思っております。

ただ、市民の皆様方には、浄苑も私のほう、大分古いということでいろんなお話があると思うんですけど、一番私のほうは、今あそこの中で古いといってもそれなりの清掃だとかきれいにさせていただいて、皆様方が終焉されるということで、非常に私のほうも気を遣いながら行わせていただいております。そうした中で知立市の浄苑でするので、その辺はもう少し見ていただきたいというのが私の率直な意見でございます。

以上でございます。

○杉山委員

ありがとうございました。

まず、豊明市のほうには期限的にはいつぐらいまで回答をいただけるかという期限は決まっていますでしょうか。

○市民課長

ことしのこの結果、アンケートにつきましては、6月から7月にかけてされたということで、9月の末に一応アンケートの結果が出たということで私のほうに報告がございました。それで10月19日に改めて電話でなく直接向こうの方がおみえになりまして、こちら先ほども言ったように、副市長、市民部長という方お会いしてお話をさせていただきました。

ただ、私のほう、豊明市のほうに期限的なものは区切っておりません。けど再度私のほうも、こちらのほうから早急に建設の是非についてのことをお願いしたいと、早いうちのその方向性を出していただきたいということで、再度お願いをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○杉山委員

ありがとうございます。

きっと期限というか、こういった行政というのは豊明市の方向の中での総合計画の中でまた決めていく内容であれば、だんだんとおくれていくという可能性もあるわけで、やはりこちらも市長、また副市長交えての総合計画の中にしっかり取り組んだ方向を知立市としても示していかなくてはなかなか進まないのではないかとこのように思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○林市長

浄苑の問題というか、もっとよくしてほしいという声というのは、私のところにも届いております。

議会の中でもたびたびそうした議論の中で、今この豊明市をお願いをさせていただき、そして、豊明市が一定の方向で動いているわけでありまして、知立市としてはどういうふうにしてるかというのをなかなか悩むところでありまして、新しいところに浄苑をつくるのかということ、また、あそこを大改装していくのかといういろいろ考えはするわけですが、まだ一定の知立市では今現在のところ豊明市に何とか施設をつくっていただいで、そこをお願いができませんかということで今はお願いをさせていただいているという状況であ

ります。

○杉山委員

豊明市の方向性に合わせて知立市もこの計画に乗っかっていくというか、そういった形で進めていくわけなので、そうなるよければ平成15年からのお願いでやっとなんてアンケートが前回の定例会以降に出たということで、7年越しですね。ですから、また今から返答いただくまでもまたしばらくかかるかというふうに感じます。

知立市もこの部分の土地もここがこういうふうですよとか具体的な意見をまた豊明市のほうに求めていながら、やはり知立市民だけの問題ではないかもわかりませんが、一番そういった周辺地域の中では、そういった部分では市民の皆様にご苦労をかけている浄苑でありますので、いちはやくここまで来るとよか、また、こういう状況にありますということが市民の皆様にもわかっていただきながら、その中で今ほんとに大事に使っていかうという市の姿勢がもっともっと示されればいいかなというふうに思いますので、また積極的に市長、副市長ともどもに豊明市の市長へ当たっていただきながら早期の建設をと思っております。よろしく願いいたします。

○石川委員

私は、37ページにあります塵芥処理費についてお尋ねしたいと思います。

刈谷知立環境組合の分担金大幅な減額なんです、ちょっとこの背景等をまず説明してください。

○環境課長

刈谷知立環境組合の分担金の補正ですけども、当初予算が5億6,693万5,000円計上しました。今回9,963万6,000円減額で4億6,729万9,000円に変更しました。

減額の主な理由につきましては、まず、前年度の繰越金1億3,697万4,000円が出ました。当初予算が1,000万円の計上でしたので、1億2,697万4,000円の増です。これ、環境組合の予算で今言ってますので、最初の当初予算のところは知立市の予算ですけども、今前年度繰り越しにつきましては環境組合の予算になっております。

資源ごみの売却収入は4,724万2,000円見込めるため、当初予算が727万1,000円のため、約3,900万円の補正を計上しています。

それから、歳出では3款のクリーンセンター管理費の需用費で当初予算2億3,117万円ですが、3,000万円の減額計上、委託料につきましては当初予算9億9,759万2,000円ですが、1億円の減額計上をしています。

この12月補正は12月15日、刈谷知立環境組合の議会のほうで議決されると思いますけども、その中で、明細を簡単に言いますと、例えば需用費の消耗品、薬品代で約1,800万円の減、燃料費、都市ガス代等ですけども1,200万円の減、委託料ですと施設運営管理委託料で1,300万円減、施設設備点検業務委託料2,700万円の減、運搬処理等委託料で、これは埋め立て処理等の関係の委託料ですけども約4,000万円減、それから粗大ごみの前選別の委託料で1,300万円の減というように入札差益等も結構出ております。その関係もありまして、環境組合の減額すべき経常臨時的経費となる当初予算が13億5,142万4,000円でしたが、2億8,584万2,000円減額されて10億6,558万円になりました。

経常臨時的経費は均等割が25%、人口割が40%、搬入割が35%ですので、知立市の負担割合は約ですけども35.86%になります。その関係で今回の減額補正となりました。

以上です。

○石川委員

大変細かく説明してもらったんですが、刈谷環境組合のほうの議会のほうで細かいことはやられるわけですが、総体的に言ってこれだけになったのはどういうことかということを聞いておるわけでありまして、中の内訳は結構なんですけど、今ちょっと聞いていますと、なかなか理解できなかったんですが、わからなかったんですが、細かくずっと言われるんですけど、何で9,963万6,000円の減額になったかということで当初の分担金が5億6,000万円だということをおられたんですけど、繰越金がどうこうなんていう話もされる

もんで、何かごちゃごちゃになっちゃってわからないわけで、環境組合のほうの議会ならそうやって細かくやってもらえばいいんですけど、全体的にどういうことだということを言ってもらえればいいんですけど。

○環境課長

刈谷知立環境組合が新しい施設になりまして、予算を明確に出すことがまずできなかったというのがまず一点で、ある程度大ざっぱな予算で当初予算を組んでおります。特に委託業務に関しましては、入札差益がこれだけ出たということも一点あります。

それから、もう一点、運搬処理施設ということで衣浦ポートアイランドに運んでおる関係の埋め立ての費用に関しまして、スラグを知立の不燃物処理場のほうの工事で使っております。その関係の減額が約4,000万円ありますので、それに関しても35.86%、4,000万円の1,500万円に関しては知立市の埋め立てに関して減額になっておるというような状況もあります。

それから、歳入のほうでは資源ごみの売却収入が結構大幅に計上されております、上がっておりますので、その関係の補正があるということ、繰越金が多かったのも平成20年度の決算における、こうやって12月補正で減額しとるんですけども、最終的にまた残が出てくる状況があります。だから事故等があったときの予備費等もあるんですけども、工事請負に関しましては減額を少し見合わせておる分もありますので、そういう関係で非常に大幅な減が出てきたということです。

以上です。

○石川委員

いろいろな新しい施設に変わったということで、なかなか予想できないような分もあったかなと思いますけども、ここでは環境組合の議会ではありませんので、当初は5億6,000万円の総体的予算だったと、分担金のね。今度のこの減額のことについては、いろんな要素があったのでこういうふうになっちゃったと。入札の差額等いろいろなものがあつたということなんですけど、私はここ

で聞いておきたいのは、当初この平成22年度は5億6,000万円ですね、当初予算ね。来年度はどれぐらい見込まれるんですか。

○環境課長

来年度の当初予算に関しましては、まだ予算の査定段階ですけども、実計で約7億円強の予算を組んでおりますので、その7億円強の形にはなっていくのかなと今、予想はしております。

その関係ですけども、まず、地方債の償還金が来年度また大幅に増加します。そういう面と、それから新しく施設点検したんですけども、定期的にする点検業務等が増加する関係と、それから、もう一点が、ポートアイランドの埋め立てが衣浦の3号地が変わる関係の増額部分のこの3点が大きな面だと思われております。

以上です。

○石川委員

来年度はかなり大きくなるということですが、地方債については、結局建設のときの返済ということではないんですかね。新しい施設を建設したときに地方債もこうして借金をしながらやっているということで、もうその返済が始まるわけですからこの負担がふえるということになりますか。ちょっと来年度のことで申しわけないんですけど。

○環境課長

刈谷知立環境組合の地方債は3年据え置き15年償還という形ですので、3年の利子だけが平成21年で終わりました。平成22年からは元金が入ってきます。その関係で元金の償還が始まることによって大幅な、地方債としては50億円以上抱えておりますので、その償還は非常に大きな額になってきますので、よろしく願いいたします。

○水野委員長

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時57分休憩

---

午後0時57分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

午前中に引き続きまして、今、平成23年度はあまり詳細について言えばあれですが、その中で一番問題と言いますか、それが埋め立てして、その費用が幾らぐらいになるのということ。それじゃあどうしたらいいかという話になってきますが、今、分担金の割合が35.86%ぐらいということで、その中には人口割、均等割というような、それは知立市と刈谷市ではわかりますか。あと問題は、この搬入どうするのかですね。

今の現状として、知立市の人口で割った一人頭の搬入の量というものは刈谷市と知立市とどんなふうな状況ですか。

○環境課長

搬入量平成21年度実績で言いますと、知立市が2万13トン、刈谷市が4万5,265トン、合計で6万5,278トン、これが今の積算根拠になっております。

ここでいうときの人口割のほうも参考に言いますと、人口割は平成22年1月1日現在の住民基本台帳人口で積算しております。知立市は6万5,211人、刈谷市は14万1,324人、計で20万6,535人、これで積算しておるんですけども、刈谷市が4万5,000トン、知立市が2万トン、人口等で割った場合のこれは単純に搬入量で言いますと今30.66%。ですから、全体の負担割合からいったときの搬入量では知立市のほうが今少ない率になっておるという状況です。

○石川委員

もう一つね、1人当たりどれぐらいになるかというのは出てますか。刈谷市と知立市。

○環境課長

1人当たりの数字は、今の搬入量を人口で割れば出るんですけども、刈谷市が320キロ、知立市が306キロ、割った数字がですね。

以上です。

○石川委員

この1人当たりの数字を見れば、この分担金の中で私がかねがね思っていることがあるんですけども、搬入量減らせば当然ということはわかるんですけど、ここをずっと近年の間で、ごみを減量せないかん

という言葉は出てきておるんだけど、具体的に方針と言いますかね、あるいは市民に呼びかける、あるいは10%とか20%とかそういうのもあると思いますけども、そういうようなことは一つも見えてこないんですが、そういう方針というか何か考えていますか。

○環境課長

廃棄物処理基本計画の中間見直しを今やらなければいけない時期に来ています。それをやりまして、平成18年に向けた目標を新たに設定していくということが今、早急にやらなければいけない、平成28年でしたかね、目標にやっっていかなければいけないのがありますので、それで平成21年と比較して何%の減量をやっていくというような形、当初の目標は当然当初の計画ありますけども、見直しをして、それに対して、ごみの減量の数値を出してリサイクル率も何%に設定するのか、それから、ごみの減量をどうやってやっていくのかというようなことを明記して、それに推進していきたいと今考えております。

以上です。

○石川委員

そうやって数字根拠をあらわせば出されるというのはね、現実に具体的な目標と言いますか、そういうものも掛け声もあげないというような状況ですね。減量しましょうというのは、一部の方々はそれぞれやっていますが、そう大きなことをやられたということもないので、やはりそういう方向に向けていかないと、これはいつまでたっても現状が変わらない。今不景気でごみの量が少ないなというようなそういう状況もあるかもしれませんが、それはそれで、そういう質問をするとレジ袋の削減。その程度のことしか言われないので、もうちょっと市民の方々にしっかりと知立市はこうすることで例えば10%削減こういう運動をやりますということを言わなければ、いつまでたってもごみなんてそのままで減らない。一緒にいろいろと堆肥化しようと、こういうのものにしっかりと取り組んでもらいたい。目標数値だけあげればいいなんてことはないと思いますので。

○環境課長

ごみの減量に積極的に取り組んでいかなければいけないということは、十分環境課としても理解しております。

今たびたび議会の中で言っていますように、可燃ごみの中に占める紙ごみの割合が多いということで、古紙の見直しをしながら少しでも紙ごみを減らしていく方向で対応していきたいと今は考えておるんですけども、これも現実やってみないと数字的にどれだけの減量になるかというのはわかりませんので、まず古紙の回収の見直しを一点、先ほど言われましたように、レジ袋の削減もやりました。それから不燃物処理場の埋め立てごみの減量も今取り組んでおります。1つ1つ取り組んでいって、結果としてどういう形で数字が出てくるか。

ただ、知立市の一般家庭から出るごみの量ですけども、これは県下でも非常に少ないほうです。今現在の数字自体は。ですから、ごみの数値を減らしていくのはあくまでも目標でやっていきますけども、周知徹底は必要ですけども、基本的には1人1人個人の方のモラルの問題が一番大きなことですので、このごみの分別をしっかりとやっていただけるように広報等それからいろんなものを広報だとかホームページ等を使って周知していきたいと考えております。

以上です。

○石川委員

今お聞きした一般家庭が県下で低いということですが、これはどういう背景があると思われますか、担当として。

○環境課長

背景といたしましては、あまりいい言い方じゃありませんけども、ごみ袋が35リットルで13円という金額が県下でも多分高いほうの部類に入ります、単価自体が。そういうようなことで、ごみ袋が高いというのも一つの要因になっているのかなと思います。

それから、一般の方のモラルがいいというふうにも多少は考えておりますけども、やっぱりごみ

袋が一番大きな影響をしておると考えております。

○石川委員

私は、ちょっとその答えは納得はしませんけどね。ごみ袋高いからといってごみの量は変わらないでしょう。だからそれは背景としては違うかなと。それはモラルが高いというのはいいと思えますけど。

○市民部長

数多くないんですけども、地区の集積所、町内の方、役員の方のボランティアによるきちんとした分別収集、これが大きな原因ではないかなとっております。

以上でございます。

○石川委員

食べ残しをなくすれば一番いいわけだから、全部食べちゃえばほとんど出ないということですよ。それは今の時代に難しい話かなと思いますけども、その中で、これから分別をしっかりということで、それでいいんですよ。そういう気持ちはあるんですが、それはしっかりとただ広報で伝えるだけでいいのか、ちょっとひとつこれから経費を節減せないかんといい中だったら全庁挙げて、ひとつごみ減量ということに取り組んではいかがですか。副市長どうですか。

○清水副市長

この庁舎から、またあるいは他の公共施設もそうですけども、そういうところから出るごみ、これもできるだけ少なくする、それから再利用、そういうことができる等々いろんな紙類、新聞、雑誌等々につきましても、ここの庁舎から出すものについては市民の皆さんにお願いしている同じように分別をして整理をして出させていたでいるということでございますので、そういった部分では職員の意識も上がっているというふうに理解していますし、また、もう一つ前提は、やはり無駄を出さないと言いますか、無駄な印刷にしろいろんなこれは紙類の話をしているわけですけども、そういったものでもできるだけ無駄なものを出さないとか、そういったことも日々業務の中で大変重要なことだろうというふうに思います。

そういったものを排出する場合のしっかりした分別、そういったことをしっかりやっていかなくちゃいけないというふうに思いますし、職員もそれぞれの行動計画の中でもこれは、環境課のほう呼びかけてやっとなんかいただきますけども、1人1人がそういったことを心がけながらやっているというところでございます。

○石川委員

全庁の取り組みはわかりましたけども、いまひとつ市民に対してそういう全町思い切った運動を起こすとか、そういうものが今までどっちかという知立市の場合いろんなことをやろうとしているんですが、あまりそういうのは積極的に取り組まないですね。市長も盛んに今、子育て日本一と言っているんですが、どういうふうにくんだというものですね、そういうものです。

今、ごみの件につきましては、ほんとに単純なことでありますので、ごみを目標値を立てたら、立てるのは一生懸命担当等で今、計画の中で立ていこうということですので、これはその目標はできたらすね、これは市民に呼びかけるなんていう大運動をしないことには全然意味がないんですよ。これだけ減らしますよって言葉で言っておってもなかなか難しいことだと思います。あといろいろ分別等しっかりやりながらということでもありますけども、どうですか。もう一度、市長も副市長も。

○清水副市長

全庁の庁がちょっと違っておったかもしれませんが、今の石川委員御指摘のとおり、今、環境課のほうでも今後の廃棄物の処理の減量の計画、そういったものを具体的な数値目標を掲げながらしっかり取り組んでいきたいということを思っているわけでございますが、今それをやるについては、やはり今、石川委員おっしゃるように、全市民のほう共通の目標ということで、同じ認識で取り組んでいただくことが必要だというふうに思っております。そのためには、やはり何かにつけていろんなそういうごみの減量に関する市民の皆さんの意識を高めていただけるような行政として



の問いかけ、呼びかけ、そういったこともしっかりやらなくてはいけないと思いますし、今、各町内で御苦労いただいているそういう分別、そういったものもそういう目標の中で皆さんが意識的にしっかり取り組んでいただける、そんな環境をつくるということも大変重要なことだというふうに考えております。

いずれにいたしましても、どの辺の目標がということ、またこれいろいろ議論のあるところでございますけれども、やはり一定のレベルの高さのそういうハードル、そういったものをしっかり設定をして、それをしっかりそれを目標に全市民で取り組んでいただける、そんな環境整備を行政としても考えていく必要があるというふうに理解しております。

○石川委員

そういう取り組みなんです、要するに、ひとつ減量のキャンペーンをやろうじゃないかということがあっても、これは1年で終わることじゃないものですから、ある時期、ある時期に年間のうちに、例えばですよ、私の提案ですが、その時期を一定にしなごら、そのときにみんながそういう思いを見直すという部分を持ちながら継続的にいかななくてはこれは絶対ごみはゼロにはなりませんので、一回だけキャンペーンやっただけ、それは絶対駄目なんです、ぜひそういう例えば何月がいいのかわかりませんが、ごみの中の、夏はちょっとごみもくさいかもわかりませんが、その時期に1週間でも1カ月でも取り組みましょうというようなものをぜひつくって頑張ってもらいたいと思いますが、まず要望はしておきます。あとどのようにされるか、ずっとこれ見ておきたいと思っておりますので、担当のほう、よろしく願います。

それから、いろいろ減量の中で、可燃ごみの中に、確かに紙がようけ入っております。それが非常に大きな重さですね、トンで言っていますから、重さで換算してますからね、雑誌類やとか段ボールの一部も入ってるかと思っておりますし、新聞も入ってるわというようなごみをいっぱい持って行けば、それはかなり搬入量がふえちゃいますからね、確

かにそれを分別しようということで今取り組まれるんだと思いますが、それで新聞ですか、古紙について9月でしたかね、路線収集をしようかどうかということ、ということで区長会にあがってということですが、その後の経過はいかがですか。

○環境課長

古紙の回収につきましては、9月議会のときには路線収集ということでお話させていただきました。

ですけれども、区長、役員会の中で路線収集は議会のほうの一般質問でもありましたように、いろいろ問題があるということで見送る形を今とらさせていただきます。古紙に関しましては、今現在実施しています集積所収集の継続か、戸別収集、新聞屋が実施していますように家の前へ出す方法のどちらかの選択という形で区長全員のほうに金曜日の日に通知を今出させていただきますところで、その結果を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

ですから、今まで市が実施していました2カ月の一度の集積所での収集を見直しまして、区独自で実施していただく形をとらせていただくという形で戸別収集か地区の集積所を使った集積所収集という選択で1カ月に一度以上の実施をお願いしていく方向で今検討をしております。2カ月に一度、1カ月に一度以上ということ。

以上です。

○石川委員

ということは、その区によって集積所でやる場所もあれば戸別収集、戸別収集というのは路線収集とどう違うかあまりよくわからないんですが、家の前へ出しておいてとか、そういうことでの収集もしてもらえるということなんではないでしょうか。もう一度ちょっとお願いします。

○環境課長

路線収集というのは、今、可燃ごみを出されているのが路線収集という方法です。ですから、路線を決めまして、そこまで持って行っていただく形になっております。可燃ごみに関しましては、

戸別収集というのは、基本的にまだはっきりし

ませんけども、2トン車が通れるのか、軽トラが通れるのか、これ業者と話し合いしなきゃいけないですけども、軽トラか2トン車が通れるかどちらかになると思いますけども、通れる家の前であれば、すべてそこは回ります。ですから、基本ベースは車が通れるところに面した家に関しましては、家の前を出していただければ、すべて回るという方向で対応する形になります。

ですから今、新聞店がやってる収集にほとんど近いと思います。その方法をとっていただく場合には、うちが出しています報償金はもらうことはできませんけども、区は、役員が出てやることもありませんので、どっちが得かということとははっきり言えないと思いますけども、ただ、まだそれを選択してやっていただく区がどんだけあるかというのわかりません。今先ほど出したところで、今度12月24日までに出していただくようお願いしましたので、それを見ながら1月の区長会で、また再度説明したいと思っておりますので、それで来年度の対応を決めていきたいと考えております。

以上です。

○石川委員

戸別収集というのはよくわかりましたけど、2トン車が入る道ということならいいということですが、私ちょっと今、頭にひらめくには、その2トン車が入る道なのかどうかかわからない。出たら出っぱなしになるというようなこともこれは可能性はありますね。そこへ回って来てくれるのか、回って来てくれないのかというのはなかなかかわからない場合もあるかと思うんですがね。

○環境課長

道の太さによって回るか回らないかわからないと思いますので、初めに業者と打ち合わせの段階で、どこは回る、どこは回らないというのは完全に決めてしまいます。そうしないと回らないところに出していただいても取れませんので。

今一番うちが心配しているのは、取り残しているのがどうしても出るそうです。その対応をどうやってやるかということは戸別収集に関しては

問題が常に出てきます。

ですから、町内会がやった場合でも取り残しをどういうふうに対応していくのか。一度やってみないことにはその結果が出ませんものですから、どうやってやっていったらいいかというのもやりながら検討していくという形になると思います。

以上です。

○石川委員

わかりました。

多分取り残しがあつて、電話がかかってくる残っておるとかいうことがあるかなとは思いますが、それはそれでやっていただいてもいいわけですが、あとちょっと費用面の話になりますが、集積所にためてあつて、それで業者が運んでいくと、これずっと戸別収集するということになる、業者のほうにはどちらも同じ費用というか、そういうのでやるわけですか。

○環境課長

参考で資料を言わせていただきます。平成22年9月の平均売却価格で言いますと、新聞がキログラム単価ですけども4.2円、雑誌が2.5円、段ボールが4.4円、牛乳パックが7.8円、この価格でキログラム当たり業者が購入していただいております。これがどういう価格かということ、うちに登録してあります再生資源回収奨励団体ですね、PTAとか子供会とかそういうところが売っている単価の平均価格です。

ですから、今の市が集めておる価格じゃありませんので、これは団体の平均価格ですけども、この金額で売られております。

ですから、これに地区集積所で区が回収した場合には、地区報償金の5円がプラスされます。ですから、新聞でいえば4.2円に5円がプラスされて、今まで区のほうには報償金としては市から出る5円だけでしたけども、区の収入としてはキログラム当たり9.2円になります。

これもあくまでも参考価格で言いますが、戸別収集の場合は、今の売却単価の半額になるそうです、大体。半額以上になることはないということ。例えば新聞の4.2円は約2円ぐらいになる

そうすけれども、今の価格でいえばキログラム当たり戸別収集をやっても区のほうには新聞では約2円ぐらいがもらえる形という形で、ですから報償金の5円はなくなりますので、戸別収集やった場合は、人が全く出るわけではありませんので、業者が回って集めていくという形になりますので、そうした場合には、集積所で回収すれば9円超えますけれども、地区で戸別収集でやれば約キログラム当たり2円というような価格で地区のほうに収入が入るとい形になるという今、方向を検討しております。

以上です。

○石川委員

そういうような積算の中でやっておられるわけで、それはわかりました。

ですから、戸別でやれば半分ぐらいのお金はあるよということですね。それはその計画で一応またやっていただくという形だけでも、区長会のこれから同意を得るといことかなと思います。

それで、そのほかですが、これは中身の問題で質問したわけですけど、今、分別をかなりやっておりますね。かなりというかちゃんと決まったやつをやっておりますね。プラスチックもそうだし、包装ごみとかね、それからあと、缶のほうはアルミとスチール、そしてまた、瓶がいろいろあるという中で、先般の本会議の中だったと思いますけど、瓶が新しい分別か何かあるんですか。ちょっとその辺のことを聞いたような気がしますが、違いましたか。ちょっと確認したいと思います。

○環境課長

新しく分別を平成23年度から予定してますのは、ガラス、陶器類をリサイクルに回す方向に。今まででは埋め立てしてました。第2不燃物処理場に埋め立てしてましたけども、ちょっと金はかかりますけども、逆に金を払ってリサイクルに回す形をとって不燃物処理場の埋立量を少しでも減らしたいと、リサイクル率も向上させたいと、そういう形でガラスと陶器類を平成23年4月から地区の集積所においても分別をしていただいてリサイクルに回すという方向で今、検討しております。

○石川委員

わかりました。それが新しい分別が始まるということですね。

それで、その中で、また基本に戻っちゃうかもわかりませんが、例えばアルミ缶とかスチールの缶それぞれ今回回収していくのは中間業者という業者が入ってるんですね。今スチールとアルミはそうだったかどうかというのはちょっと違うかもわかりませんが、中間業者と称する人が、称する人といったらおかしいですが、そういうほうの間に入ってますねというようなことがあるんですが、ちょっとその点、お聞かせください。

○環境課長

仲介業者が入っているというのは、プラスチック製容器包装ごみとペットボトル、これに関しては仲介業者が入っております。それはそこで汚れとか不良品を除いて一つのこういうこん包したやつをつくりますので、固まりを、それをまた使う業者のところに持って行く形になりますので、ペットボトルとプラスチック製の容器包装ごみには仲介業者が入って、それから使われるところに持って行くという形をとっております。

以上です。

○石川委員

わかりました。

仲介業者のほうがそういうふうにきれいにして渡すということですね。それはわかりました。

それで、そういう仲介業者とかそれぞれ分別したごみを持って行くときに、かなり市場の価格が変動もしてますので、随分価格が違うかと思いますが、例えば1年ごとに契約してるんですか。

○環境課長

このペットボトルだとかプラスチックだとか、これはリサイクル業界のほうにのって動いておりますので、その協会が契約を結んでいただいて単価等全部国単位統一的な動きでやっておりますので、知立市独自で売却しるとかそういうものじゃありません。

ですから、容器包装リサイクル法にのったやり方で売却のほうを手段とっておりますので、市が

単独で動いているというものじゃないということで御理解いただきたいと思います。

○石川委員

今のプラスチックとかそういうのはわかりました。

ただドスチールとかアルミとかいうのは、かなり市場価格の変動はあるかなと思いますね。非常にアルミだとこのところずっといいものですから、結構山にして積んで持って行かれる人はありますね。やみの、やみだといったらおかしいですが、そういう形になっておるわけですが、そういうものについてはどんなふうな契約の形態ですか。

○環境課長

市のほうで独自に売却しています缶だとか瓶類に関しましては、3カ月に一度入札をやりまして単価を決めて、一番有利なところに売却するという形で実施しております。

○石川委員

わかりました。

3カ月に一度やってみるんですけど、そのとき応札するのはどれぐらいの業者がおるんですか。

○環境課長

今ここに資料持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。業者数ですよね。

○石川委員

そのときによって違うからそんないいんですよ。大体でいいんですけど、どれぐらいの人が入札するのかなと思ひましてね。

○環境課長

約3社から4社で入札をしておる形です。業者数ですよね、一つのものに関して。

ですから、なるべく市内業者があれば市内業者も入れて対応しとる形をお願いしております。

○石川委員

それで、そのリサイクルのやったものね、集積所でみんな集めておるわけですが、これは市のほうへ収入入るわけでしょう。それからあとは今の報償金等でまた出てくるんですかね、その仕組みはどのようなふうになってますか。

○環境課長

リサイクルで入札したのものに関しましては、市の雑入のほうですべて収入になっております。単価がいいときと悪いときと金額が非常に大きくなってきますけども、雑入の決算を見ていただくと数字が出てくると思いますけども、古紙やアルミ缶にしても、いいときと悪いときではもう半額ぐらいいりますので、大きな金額の変動になっております。

○石川委員

私、それ雑入で全部入っちゃうのわかるんですけど、それが町内、区のほうで集積所で一生懸命やってみえるんだけど、そういうところへはどういう形の還元でしたか。ちょっと確認したい。どんな還元があったんですか。

○環境課長

区のほうには分別地区報償金という形で約1,800万円の報償金を支払っております。それを区のほうに支払っておるとというのが今の現状です。

○石川委員

報償金の形になるんだけど、今聞こうとしているのは、しっかり分別してそういうものをちゃんとたくさんそろえたほうがいいのか、報償金が多量なふうにして払われるのかということですが、そうやらなきゃやらなくてもいいのかということになっちゃうし、そのところ辺を教えてください。

○環境課長

区のほうで分別したものに関しましては、古紙類に関しましては分別地区の報償金を払っておりますけども、金属類や瓶類に関しましては支払いしておりませんので、それに関しましては、量でこの集積所からどれだけ量が出たという数字はつかまえておりません、正直言ひまして。

ですから、それが集積所から不燃物処理場のほうへ持って来て、そこでまた売却している形とっておりますので、確かに子供会、PTA等の報償金、資源回収奨励報償金を支払っているところに関しましては金属類に関しましては、1キログラムにつき3円、それから瓶類については1本につき3

円の報償金を支払っております。これは子供会やPTAというようなところで独自に集めてる団体です。地区の集積所で集めている形のところには支払ってません。

今、古紙類に関しましては2カ月に一度集めておりますけども、これは地区集積所も使っておりますけども、違うところも使う団体もありますし、古紙だけに関して地区に報償金を今出しておるかという形、今現在はそういう状況です。

○石川委員

報償金もいただけるし、そちらのほうのところも一生懸命分別してるから、確かにたくさん集めようよなんて言ったって、何もその報償金もないなんていう形なら、そう集めんでもいいや、ほっとけという形も、これは極端な話ですが、なってしまうんですね。

これも何かいい方法はないのですかね。古紙については報償金があるので、それでは古紙はということにもなるわけで、やはりいろいろそれぞれ区によっては大変そのことをやることに対しても随分いろいろな意見がありまして、なかなか人が集まらないとかいろんなことがあるわけですけども、その中で、ちょっと頑張れば区のほうにも大分収入が入るよということになれば、またこれは随分話が違うんですが、ここら辺はなかなか難しいところがあるんでしょうかね。そこら辺のところどうですか。

○環境課長

分別地区の報償金の約1,800万円払っておるんですけども、この金額に関しましても今までの長年のいきさつで、この金額を他市と比べてもこの金額は非常に多い金額を支払っております。ですから、この分別地区の報償金の見直しをかけて、ただ、地区の今、正直言いまして、うちの分別地区の報償金は地区の町内の活動費にも活用されておるのではないかなというのが多少思い当たる節がありますので、すべてこれがうちが払っておる1,800万円がごみの収集に関するところで使われているとは思っておりません。

ですから、ある程度見直しも必要だと思います

けども、この前、話がありましたけども、町内会に払っている費用、町内活動費補助金だとかいろんなものの絡みが全部ありますので、その全体的なものから見直していかないと、どういう形で地区にお金が回っていくのかという形を見直すことができるかどうかというのわかりませんので、今ちょっと検討させていただいてる最中なんですけども、言われたとおりに空き缶を集めたら幾らとかいうような形で金をもらえればやる気もまたなるかもしれませんけども、そういう金がないかわりに今1,800万円の報償金を払っているというふうに理解していただきたいと思います。

○石川委員

報償金の分が1,800万円ということでもありますけども、それはどういう基準で払われるんですか。区費のあれと何とか割とか、人口割とか、面積割とかあいうやつでいっちゃうんですか。

○環境課長

今の報償金の額ですけども、均等割が1町内会当たり24万円、人口割が1人当たり30円、世帯割が1世帯当たり300円、これは年間1世帯ですけども、人口も年間1人当たりですけども、均等割24万円、人口割30円、世帯割300円という形で積算させていただいております。

○石川委員

今やっておられるのはわかりますけども、それはそれでまた結構なことかと思えますけども、それはそういっちゃいけませんけど、いろいろ区によってもそれぞれ温度差もあります。一生懸命やってみるところと、そうでないといっちゃ御無礼だけど、皆それぞれ知立市の場合は分別としてはうまくいっているんじゃないかと私は思っておりますけども、そのように報償金1,800万円というのは非常に大きな額を出しているのではということでもありますけども、何かそこにそれぞれ励みになると言いますかね、一生懸命やればやるだけこういうことがあるよというものがあれば、またそれなりの違いがあるかなと思うんですが、そのようなことを見直すというのか、考え方でいくというようなことはありますか。

○環境課長

今回実験的に古紙でそれがたくさん集めればたくさんもらえるという形をやっていますので、この結果を見てまた考えていきたいと思います。

以上です。

○石川委員

それでそれを見てやられるということで結構なんですけど、こういう今かなり分別の種類がありますのでね、それがすぐそうやって対応できるかどうかということもあるかなと思うんですが、そこら辺どうですか。あと、金属類、一般とかそんなんになっちゃったら全然違いもあるかと思うので。

なぜそういうことを言うかといいますと、アルミ缶というのは、結構御存じだと思いますが、集積所へ置いてあって、持って行かれちゃうとか、そういうようなケースもあるわけですね。だもんですから、そういう持って行かれちゃったという場合は、これはそうやって均等割だとか何だっってもらえれば別に何ともないんですけども、そこら辺のところも考えられるし、しっかり集めようかどうしようかというふうなところで違いがあるかなと思うものですから、そういう分別の種類がかなりありますからね、それをどこまでどういうふうにするかというのはなかなか難しいといえは難しいかもわかりませんが、そういうような見直しとかいうことは考えておられますか。

○環境課長

非常に今、分別の種類が知立市が最高とは言いませんけども、ある程度知立市も分別が細かくなっております。これ以上分別をふやすことは考えておりません。今現在におきましては。

ただ、今回またガラス陶器類の分別が始まりますので、その分がまたふえます。来年度から。ですから、もうちょっとかごもどんどんふえていく方向になっておりますので、集積所のスペースも限られております。ですから、なかなか分別の種類をふやすということではできないと考えております。これ以上の数はふやしていきたくないというような形で、ただ、今でも相当量なっております

ので、瓶でも4種類に分けるような形で。ですから、先ほど言われましたこの分別に関しましては、ちょっとまた今回2種類ふえるような形をとっていきますので、実際決まりましたら、今度区長会諮りますので、区長会諮って決まりましたら、また来年度からどうなるということはカレンダーにも書かせていただきますし、対応していく方向でおります。

正直言って、今地区に役員がいますので分別できますけども、個人で来られた方はなかなか多分わからないと思うんですよね、分別の仕方が、持って行って。役員がおって、ここに入れて、ここに入れて言えばわかりますけども、ほんとに精通した人じゃなくて、よそから引越してきた人や何か結構わかりづらいついて分別の仕方が、やっぱり市ごとに違うということもありまして、ごみカレンダー渡しても、これはどこ、これはどこという役所にもよく電話かかってくる。ですから、うちは丁寧に答えて、これはこちらに出してください、これはどこどこに持って行ってくださいというような形で回答しております。ですから、分別はやればいいことはわかっておるんですけども、これ以上の分別はなかなか難しいのかなということをおもっております。

○石川委員

今ちょっと質問がおかしかったかもわかりませんが、分別を原則とかそういうのじゃなくて、そういう金属類なんかの分別をしたときに、そういう一生懸命やればやっただけの報償金的なことがやることができるかなと、そういうことの可能性を聞いたわけですよ。

○環境課長

それは考え方の相違があるかもしれないですけども、子供会とかPTAでも空き缶、空き瓶集めてます。それと同じような形で、例えば町内会の方がみんなやると言われれば、それはそのときに考える内容になってくると思いますけれども、今は集積所で集めてますので、それは難しいという状況です。

○石川委員

あまり長くなってもいけませんけど、今、地区でやる今の分別とかそういうものは、非常に市民の方々の認識が非常によくなっていると思います。先ほども課長言われたように、ほかから変わって来られた人たちはそこがどうかわかりませんが、平生出される方々は、ほとんど分別にもなれてみえます。ですから、立ってる人もかなり少なくてもやれるような状況にはあるわけですね。だから、それはそれでいいんです。非常に分別が定着してきたということなので、その中において、今私が申し上げたのは、そういう報償制度がもうちょっとあれにならないかと。そうすれば、それだけのまた励みになると。もちろん今、山屋敷のほうのところへ直接持って行って随分きれいに搬入できますので、車に積んで持って行かれる方も随分おりますけども、そういうところをちょっとどんなもんかなということ、古紙の場合はこれで報償制度にのっかるということですので、たくさん出せば出すほどいいなということですし、そこら辺のところの見直しを考えられるかどうかということなんですけどね、金属類についても。

#### ○環境課長

今、空き缶だとか、瓶類だとか、2週間に一度集めております。その今のやり方で報償金をつけていくというのは非常に難しい状況だと考えております。

一遍古紙で各町内会がどういうふうに動かれるかそれを確認して、それでまた町内で集められるところがありましたら、それを古紙を頑張って集めて報償金がたくさんもらうような方向で動かれる町内もあれば、今までどおりにやられる町内もあるかもしれません。それを一遍量等を見まして、それからいろいろ研究させていただきたいと思っております。

#### ○石川委員

これ以上あれしてもいけませんけども、ぜひ何かそういうことを私のことも可能性があるなら、しっかりと分別でやるところとそうでないと、それでも世帯の数が多い、人口が多いからそれじゃあという形もこれはいかがなところがある

かなという部分も思います。

というのも、やはりそれぞれ区に加入しないという方が今ふえてきておるわけですね。そういう現状からいくと、ただその地域に人口がおるからそれじゃあというものではなくて、やはり区そういう人たちが地域でそういうことをしっかりやらないかんのかという方向がみえるものにしていったほうがいいのではないかなと思うんです。

だんだん町内会の加入が減りつつある中で、今後またどうなっていくかなという基幹的な部分もかなりあるわけです。そんな中で、報償制度がそれがいいのかどうかということもさらに検討しなければいけませんけども、そういうものである程度区のほうの会計、先ほど言いましたように、区への加入者がだんだん減るということになりまして区費の回収もままならないということになるので、区の運営自身がなかなか難しいというところで、それじゃあ何をするかということになる中の一部分としてやって努力したら努力しただけのものがあるよということがいいのではないかなと、そんなふうな思ったものですからいろいろ提言をさせていただきました。

あと最後に、市長、このごみの減はどのようにお思いですか。今の分別とか、あるいは可燃ごみの収集の状況、知立市の状況を見ていかがな思いでございますか。最後にお聞きしたいと思っております。

#### ○林市長

今回のごみの関係の石川委員のお話、るる聞かせていただきました。

今回もこの環境組合への補正減は1億円近くの補正減ということで、非常に大きなお金が動いている。補正だけでも大きなお金が動くわけであり

ます。塵芥処理費を見ていただくと、もう10億円近くになっているということで、かなりうちの一般会計の予算の中でも圧迫をしてくているということでありまして、これについては、今までのごみ処理というところについては、クリーンサンデーでありますとか、啓発活動やっております。

視点としましては、やはり地球環境にやさしい

取り組みだよということも当然訴えていくわけ  
ありますけれども、これからは、それとともに、  
コストはこれだけかかっているよということをも  
っと全面的に訴えていくときかなというふうに思  
っております。

その一つとして、一般質問でも御指導いただ  
いたんですけれども、例えばこうした最終処分場  
の形態が変わることによってコストがこれだけ上  
がるんですよということを明確にしながら分別をさ  
らに呼びかけていくということが大切かなという  
ふうの一つ思っております。コストの面を訴えて  
いくということかなと思っております。

私ども市としては、この啓発をやるわけであり  
ます。今言った分別ということも当然今、古紙類  
等のこれからさらに回数をふやすという視点で形  
態を変えていく選択をしていただくわけでありま  
す。

あと、先ほど来、瓶、缶という御指摘をいただ  
きました。これについては法律として容器包装  
リサイクル法に基づいて市として分別をしないか  
んという項目ございまして、一定程度は多い少な  
いにかかわらずやっていたで、地域の方々に御  
協力いただいてやっていただく。そのさらに多  
くやっていただくために従量制でやったらどうだ  
ということでもありますけれども、これについても  
今、担当申し上げましたように、古紙の例を見て  
一度検討していくということでもあります。

もう一つは、環境組合の分担金の根拠が今、均  
等割、重量割、人口割ありますけれども、私、前  
から議員のときから申し上げている、今も問題提  
起等はさせていただいておるときあるんですけれ  
ども、均等割をできるだけ減らしたほうがすね、  
重量割をふやすほうがお互いに分別の形態が進ん  
でいくんじゃないかということで、これからも重  
量割を負担金割合を根拠においてふやすような方  
向でもっていったらどうかというふうに私自信  
思っております。

いずれにしても、このコストの面で、コス  
トということを考えながら、これからごみ処理と  
いうこともしっかりと考えていかなければいけな

いと思っております。

○石川委員

ありがとうございました。

確かにいろいろな面でコストの面はしっかりと  
見ていくべきだと思います。

しかし、ある程度法律とかそういうものに縛ら  
れますのでやむを得ないところもありますが、ま  
た市民においてもそういうことを一生懸命考える  
中で協働していかなくてはいけない。そうしなれ  
ば、なかなかこういう財政危機と言いますか、厳  
しいことを乗り越えていくためにはそういうこと  
をしっかりとやらないことには、乗り越えることは  
なかなか難しいのではないかなと思います。

ぜひまた力強く全町挙げてそういう減量作戦と、  
そういうものを繰り返し広げていただきたいと思いま  
す。このことを要望いたしまして終わります。あ  
りありがとうございました。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

午後1時55分休憩

---

午後2時05分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○三浦委員

失礼します。

簡単に一つだけ質問させていただきます。

同じ環境であります。35ページ、住宅用の太陽  
光発電施設設置費補助金960万円、この件に関し  
て説明をお願いします。

○環境課長

住宅用太陽光発電設置補助金についてですけれ  
ども、平成22年度の当初予算が120件分で1,920万円、  
4キロワットが限度で4万円の120件分を計上し  
ていました。

申請が非常に多くて、10月末時点で127件の  
1,800万円、予算額1,920万円ですけれども、1,800  
万円まで申請がありました。12月補正におきまし  
ては前年度実績を踏まえまして60件、960万円の  
補正をさせていただいております。



国の経済対策で円高デフレ対応のための緊急総合経済対策ということで、当初は太陽光発電は12月、国の方の補助金も4月26日から12月24日までが申請日でしたけども、これがこの補正予算で3月末まで国も延びております。その関係もありまして60件の追加補正ということで出させていただきます。

以上です。

○三浦委員

10月までに127件、これ大変多いですけど、これですね、新築が多いと思うんですけど、既存の住宅でもやるということはあるのでしょうか。その辺の比率がわかればお願いします。

○環境課長

基本的に非常に新築が多いんですけども、既存住宅でも屋根の上に乗せる場合もあります。今ちょっとここにその細かい資料は持っておりませんので、また後で割合は説明させていただきたいと思えます。

○三浦委員

ありがとうございます。

これ計算でやってみればわかるんですけど、大体最高額と言いますか、4キロワット4万円の最高が16万円と、これがほとんどこの金額でしょうか。

○環境課長

4キロワットの限度ですけども、非常に多いのは3.5キロワットぐらいのものが非常に多いのが現状です。

ですから、今言いましたように、120件の4キロワットで予算組んでますけど、127件でもまだ予算余っていますので、大体平均すると4キロのやつも4キロ目いっぱいのところもありますけども、平均すると3.5ぐらいのものが多いためです。割り返しても3.5キロワットになります。

以上です。

○三浦委員

そんな形で満額と言いますか、3.5ということでもあります。

今、来年度に向けて予算のほうやっておると思

うんですが、来年度何名というか、幾らまでというか、その辺の方針はどうなんでしょう。

○環境課長

平成20年度の実施計画のほうでは、この120件という数字ではない数字、もっとたくさんの数字をのせていく予定でおりますけども、まだ当初予算の査定やる段階ですのではっきりした数字をここで述べることは難しい状況ですので、お願いいたします。

○三浦委員

この延びがこのままこういった延び側でいくのかちょっとわからないかと思いますが、ぜひ今年度何かそれ以上のまた予算のほうをお願いしたいと思えます。

それから、これに関連しまして、太陽光発電はCO<sub>2</sub>の削減とか省エネの対応ですが、この庁舎とか中央公民館の庁舎関連しまして、そういったCO<sub>2</sub>の削減、また省エネ、そんなようなことで何か対策というのは今やってるのでしょうか。何か庁舎に向けてのあれがあればと思うんですが。

○環境課長

市庁舎、市の施設に関しましては、エコプランというものを作成しまして、平成22年度までで今実施してきました。今年度また今見直しまして、来年度から平成23年度からの計画を策定中というのか、作成する予定になっております。

ですから、庁舎に向けてのCO<sub>2</sub>の削減の呼びかけに関しましては、また今年度新しい計画を見直してつくって、来年度以降の計画をつくる予定になっております。

以上です。

○三浦委員

ほかの新しい庁舎とかいろいろ考えると思うんですが、壁面の緑化、屋上緑化、こういったのを前にもちょっと言いましたが、こういったものの今から計画ということですので、その辺の計画の予定はあるのでしょうか。

○環境課長

壁面緑化とか屋上の緑化というのは同じですけども、うちの環境基本計画の実施計画等でもそち

らを推進していきたいという言葉は実際は書いてあります。

この市庁舎等に関しましても、今回の見直しの中で、例えば刈谷市役所とかが実際やられてましたし、市庁舎でもやられておるところいろいろ見させていただきました。ですけども総務課等も協議いたしまして、どういう形でできるのか、一遍研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○三浦委員

壁面とか各小学校でやっている例を見させていただきましたが、やはり市庁舎もこれだけの庁舎でありますし、南向きもありますので、ぜひこういったのを研究していただいて、その計画の中にも取り入れていていただきたいと思っております。

○中島委員

先ほど古紙回収の件でやりとりがありまして、その点での質問の一つさせていただきたいと思えます。

現在アンケートを配って、各町内がどのような方法を選択したいですかという二者択一のアンケート用紙を区長に郵送されました。ステーション収集月1回最低やること、または戸別収集月1回最低やることと、各戸の収集、この二つでどうですかと。一覧表で先ほど言われました金額も書かれてありました。古紙が今のぐらいの値段ですよ、報償金はこうなりますよというようなことでありました。

私は、一貫して高齢化の中での古紙収集が困難になっているという発想からの見直しを求めてきたわけなんですけれども、一つクリーンセンターのほうで可燃ごみ袋の蘇生率というものを定期的に調査しているということを知っております。どのぐらい古紙が混入するののかというデータとして一応抑えておきたいと思ひまして、その点を伺いたい。それがふえているかどうかというその具体的なデータがどうなのか、その点を御説明をいただきたいと思ひます。

○環境課長

蘇生率の表自体ここに正直言って、今持っておりません。口頭で聞いておる数字で申しわけありませんけども、いつも言わせていただくように、40%前後で推移しているという話は聞いております。

以上です。

○中島委員

可燃ごみ袋の中で、古紙類が重さで40%を占めていると、こういうことですね。これがふえてきたかどうかということについての認識はどうなんですか。

○環境課長

話の中では、ふえてきているというような言い方はされておりません。前からずっと同じような数字でということを知っておるんですけども、実際数値を私が今ここで持つてるわけじゃありませんので、環境組合に確認をとりまして、推移ですよ、それに関しましては、また資料がここに今持っておりませんのでわかりませんので、申しわけありません。

○中島委員

また後から教えていただきたいというふうに思ひます。

あくまでも蘇生率、割合ですからね、他の分別の進んでいくと、同じ量であってもパーセンテージがふえていくとかいろんな割合、比率の問題ですので、絶対量ということではないわけですが、ただ、40%というと相当やっぱり多いですよ。可燃ごみ袋出すのに古紙回収の対象になる資源として40%がそこに入ってしまったということは、やっぱり重大問題というふうに思ひます。これがやはり回収できるということが可燃ごみ、先ほどの投入割というごみの比率も下げるということになるというふうに思ひますし、大変大きな効果が生まれてくるだろう。効果だけでなく、市民は出しやすくなるというここが一番ポイントだというふうに思ひますね。出しやすいということで、ぜひその辺のポイントを押さえて私は区ともお話し合いをしていただきたいなというふうに思ひます。

今回先ほど費用面のことを言われましたけれど

も、二者択一ということで、一方は重さに対してそれぞれ売却の価格、単価というものが発表されました。新聞なら4.2と。それプラス1キロ5円ということでは9.2円。戸別収集であるならば売却が半額になるという言い方されて、2円ぐらいになると。ちょっと5分の1というすごい格差ということにもなってくるわけなんです。戸別収集なら半額という、この半額というのは、収集しにくいからこうなるんだという業者の考えなのかどうか、その点ちょっと確認をさせてください。

#### ○環境課長

当然戸別収集しますと、それだけ車もぐるぐる回って人が集めておる今、姿見ますと、大体1人が車に乗って、1人でおいて乗せて、また車に乗って取って乗せるというようなやり方で今、集められているところが多いと思いますけども、そうするとやっぱり人件費も1カ所で集まったのを一遍に持って行くのとえらい違いが出てきます。その関係で経費が単価が2分の1に落ちるといことです。

#### ○中島委員

それは納得ですね。業者の側からしたら、集まった集積所へ行って持って行くだけと大違いという点では、半額いただけるだけでもいいのかなという逆に思いますけどもね、我が町内も、きょう区長がおみえになりまして、この話をして行かれましたね、今は全員にうちはアンケートをとるといことで回覧板を回した。皆さんどちらがいいですかというアンケートをとって、積極的に皆さんの意見を聞こうというふうにしてやっています。出す側の1人1人の皆さんの意見はどうですかといこのところを私、非常に大事な取り組みだなというふうに思いました。

私、一つだけ戸別収集、新聞なら2円ぐらいですけども、これが売却の価格というものが、がんと減ってきちゃった場合、逆報酬、マイナスになってしまうというときに区が負担しなければならぬのかと、こういうことにもなりかねないわけですね。区がリサイクル率を上げていこうと。さ

まざまな市の施策に協力するという側面もありながら、逆にお金を出さなきゃいけないと、区がということだけは避けてほしいなというふうに思うんですけども、その辺についてのお考えはどうですか。

#### ○環境課長

以前にも市が売却しているときにも逆有償のときがありました、正直言います。ですから古紙回収に関して、例えば売却単価が下がった場合に関しましては、今の多分再生資源団体の報償金を見直して、そこで考えていく必要があるということだけはわかっておりますので、区が金を払って古紙を集めるというようなことだけは避けていきたいと考えております。

#### ○中島委員

せめてそれは避けていただかないと、区民の皆さんのために戸別にしようといっって決断をした区が、大変な赤字になってしまうと、こういうことになりますので、その点だけは見直してほしいと思います。

また、今までの方法と違って、今まででいうと集積所で集めた場合は報償金が市として1キロ5円というものが支払われるだけというものが、今度区が登録団体ということでステーションで集めると、新聞にすれば5円とプラス4.2円。4.2円は今までにないプラス面として生まれてくるということになるわけですね。約倍になると、収入が。そのかわり月に2回、最低1回はやってくださいよと、こういうことではありますけれども、2倍になるというような方向が出てくるわけですね。

私やっぱり心配するのは、区費の活動費調達をここに焦点を当てるということがあまりにも重きに置かれるということになると、収集される市民の側の立場と多少食い違って来る面もあるので、そのところを私はあまりにも過度にこういうことであれば多いんだよというふうな誘導策というのはいかなものかという感じもいたします。

子供会とかPTAとかが年に3回とかやるというこれはいいわけですけども、毎月市が設置した集積所を使って区がやると。ちょっと市民には不

便をかける。持ってらっしゃいという方式を引き続きやると。回数はふえるけどもそうすると。そうすると2倍になっていくというのは、かえって戸別収集を促進する上での妨げになるのではないかという危惧も感じるわけなんですけれども、その辺の兼ね合いですね、一般的な登録団体収集と同じということではよろしいかどうかですね。PTAは収集場所は使えません。基本的にはですよ。ステーション、かぎをかってやる収集箇所は使わない団体が独自のルートで収集すると同じようなやり方でいいのかなどというふうにも感じるんですね。戸別収集が妨げられるんじゃないかと。ちょっとその辺を危惧しますが、いかがですか。

○環境課長

今、中島委員が言われたとおりに、正直言いまして、今回団体として登録した場合、今までの5円が9.2円という形で約倍近くまで上がるようになります。でも市が収集する形で今までのやり方で、例えば集積所を使ってやるというやり方を提案させていただいたときに、各区ができないという回答でした、正直言いまして。

市で次考えたのは、市で路線収集ができないかというような形を検討しました。路線収集もいろいろ問題があってできませんでした。そうすると、やり方、市ですと大体統一的な見解で動かないかんわけですけども、区でやっていただく場合には区が選択しますので、区が独自でやる場合であれば二者択一でやっても区が古紙の回収をするという形をとっていく方向にもっていくことにしましたので、そうした場合、売却単価を市がいただくという形は非常に難しいのかなという考え方をとらせていただいたわけなんですけど、ですから、区が一生懸命頑張ればたくさんお金がもらえますよ。ですけども、その区がたくさんもらえるのもいいんですけども、そうすると今言われたのは、戸別収集を選択する区が少し減っていくんじゃないかという危惧だと思われまますけども、市民の側から見れば戸別収集が一番いいかもしれませんけども、区は区でその辺の意見を皆さんの意見を聞いていただいて考えていただければいいのかなというふ

うに私のほうは考えておるわけです。

ですから、区でも役員が出て、これ結構2時間、3時間立ってますので、新聞の古紙の回収に関しましては。土曜日の今ですと9時から11時とか、9時から12時とか結構な時間立っておられますので、古紙を集めるのには労力が要ることは事実です。ですから、その辺の検討を各区がしていただいて、ただ、金額がこととして言いますと約180万円です、平成21年でいうと。古紙の回収の報償金この5円の分、区が集めた分に関して。この180万円プラス売却単価になりますので、まあまあの金額がもらえるのかなとは思いますが、その倍近くまではいきませんが、1.8倍ぐらいにはなるのかなというふうには思いますので、それを選択するかしないかは各区だという考え方で、これをやったから新聞を区が集積所で集めるとは、一遍出てきてみないとわからないですけども、出てきた結果でしかわからないですけども、戸別収集を選択するか集積所収集を選択するかは、まだ出てきてない状態ですので返答がしづらいところがありますけども、この単価自体はこれでいいのではないかなと思っておりますけど。

以上です。

○中島委員

ちょっと危惧をするということですね、足を引っ張るような形になったら困るな、戸別収集が広がるといいな、そんなふうな思いをしておりますので、区の役員の立場と、出す1人1人の区民の立場がそこで対立する可能性もあるということもちょっと危惧をするというそういうことで、今後どういうふうなことになるのかということも多少は見守っていかなきゃならないなというふうに思います。

もう一つ、リサイクル率の向上ということが課題ではあるんですけども、朝日新聞で、かつて大学の教授が、プラスチックのリサイクルについては今見直すべきではないかという論文をね、論文というか論説を載せておりました。

結局集めても燃やしているじゃないか。集めた先どうやってそれをリサイクルしているのか、こ

れが今、非常に問題があるのではないかと、こういうふうに言われているわけであります。その点についてお考え聞きたいと思うんですが、クリーンセンターの所長、この間、巡視で行ったときにもプラスチック持って来ていただいても構わないようなことを言っていたらっしゃいました。燃やすごみにね、これについては。燃料になると、温度が上がると、早くというようなこともあって、全部ほうり込んでいいかどうか、それはちょっとわかりませんよ。でもそういう傾向にあるということは今、社会的な論評の一つになっているというふうに思うんですが、二つある一つはペットボトルのリサイクルの行方は今どうなっているのか、容器包装はどうか、ちょっと端的にお答えください。

#### ○環境課長

まず、プラスチックの話ですけども、今の新しくできた環境組合のクリーンセンターの焼却炉に関しましては、多分環境組合の所長が言われているように、硬質プラが燃やせる状況にあると思います。ですから、硬質プラを燃やしても多分炉はできるというようなことを言われたのではないかと想像はします。

今うちのほうのプラスチック容器包装ごみに関しましては、三重県のほうでしたかね、会社のほうに行くと、今は燃料としては、うちのプラスチックは燃やしておりません。再生のほうに進んでます。昨年までは、正直言って燃料で燃やしてました、プラスチック容器包装ごみは。

ですから、集めて固まりにして、また燃やしておるなら意味がないのではないかとというような御指摘はごもっともかなと思います。でも平成22年度からはちょっと違う方向に進んでますので。会社とどういうものになっているかということですかね。ちょっとこの資料持ち合わせてませんので、すぐ下にありますので、それを持って、下にありますので、ここに今持ち合わせておりませんので説明させていただきます。

物に関して、ですから、プラとペットボトルの今の再生利用の現状に関しましては、ちょっとこ

こに今、資料を持って来ておりませんので、すぐ持って来て、後でお知らせする形をとらせていただきたいと思います。

ただ、今現在は、燃やす方向じゃない方向で今再生をしていることだけはお伝えしておきたいと思います。

#### ○中島委員

また後からお示してください。

そういうちょっと本質的な議論も本来ならやらなきゃいけないのかなというふうに思います。知立市だけそれやめたという、率がだんと下がって最悪というね、その数字だけがひとり歩きしてしまう、そういうことが心配されるわけですが、一つの理念をしっかりと持つという上でやっていく計画であれば、それはそれで市民に納得できるというふうに思いますので、またそれはテーマにさせていただきたい、こんなふうに思います。また後ほど教えてください。

それから次に移りますね。きょう、せっかくこの資料を出していただきまして、子ども手当の財源と言いますかね、市がどれほど負担をするのかということ資料を出していただきました。本会議の答弁のとおりだなと思って見ましたけども、これまで児童手当で負担をしていた市の金額、これが1億4,333万円ですか、全体でわからないものの、個別の金額になっているのね。個別ですのわかりません。児童手当で負担をしていたときの金額をそのままスライドすると、今まで3分の1という割合であったものが39分の1とかね、39分の5とかわからないような数字が出てたんですけども、結局これは数字をスライドさせて割合を逆にひねり出したというこういうもののように見えるんですけども、そういうとらえ方でいいんですか。今後も人数が変わっていった場合でもこの割合でいくと、こういうことでもいいんですか。

#### ○子ども課長

まず、手元の資料を今、中島委員、39分の1と言われたんですけど、39分の10、間の点が入っちゃって見えるので、ごみがついて。すみません。39分の10でございますので、よろしくお願いま

す。これ見たら確かに1みたいですので、すみません。それだけちょっと訂正させていただきます。

この割合でございますが、子ども手当を当初実施するに当たり、まず当初は国がすべて全額負担ということで始まった経過がある中で、なかなか財源が不足しているという中で、結果的に市町村が今まで実施していた児童手当の分を充てるというふうな形で、その充てるという中で、充てるには充てるんですが、その市町村に地方に負担をかけないということでイコールにするというような形で、国からの数字、負担割合ということで示された負担割合ですので、逆算したような形でこの13分の1だとか、39分の10だとかという割合が出てくるかと思えます。

今後につきましてですが、今現在、新聞報道等聞いておりますと、例えば未満児については2万円にするとかいろんな話も出ておりますが、現時点はっきりしない部分もありますので、今のところこの負担割合は、知事会等もいろんなことを言っておみえになるわけですけども、今の段階ではこのままの数字で例えば当初等予算を組まなければならぬかなというふうには思っております。

以上です。

○中島委員

逆算して割合を出したんだなということでもいいんだと思うんですけど、これ見る限りね。金額を統一してこれは何分の何だというふうで後からこじつけて割合をひねり出したという感じがしまして、相当額分を子ども手当でも負担してくれと、強引に国のほうがね、最低これだけはいいでしよう。今までも負担してたんですよということで、本来は国が全部もつと言ってたものをこういう形で市に負担させているという結果、今後もこの割合でしばらくいくのかどうか明確ではありませんけれども、でも長い目で見ると、長い目でもないですね。私が子ども・子育て新システムの中で少し言いましたように、子ども手当も地域の中で自由裁量で使ってもいいようなやり方の中身に仲間に入れてしまう。現金給付のその代表になるわけですね。それは法律は2年後、来年としてその2年後

にスタートさせようという年度、2013年なんですかね、2014年度ですけれども、そうなった場合には、この負担率ですら守ってもらえないというか、交付金の計算がどうやってくるかわからない。これすら守ってもらえないかもしれない、こういうものになると思うんですね。

ですから、新システムの問題は、市長も拙速に幼保一体化はどうかということも言われましたけども、この子ども手当についてもどれだけ市の負担になってしまうのかということもかかわってくるあのシステムの中で、こういうすごい大きな問題だと思うんですね。すごい大きい金額でもね、このお金、子ども手当は。市のほうでどのくらい負担するか決めてどうするかというような裁量がどうのこうのと言われるようになったら困ってしまう。交付金であげたでしょう。これを最優先するなら保育園の経費は減らさないと。児童館もつくらなくてもいいわと、こういうような圧迫材料にもなるかもしれない。だから今後の子育て包括交付金でしたかね、こういうような名前で一括してこの子ども手当も一括して国のほうはお金をおろしてくるという方法に今切りかえようとしている。ですから、この割合ですら守ってもらえるかどうかかわからない。全額国どころか、それもどうなるかわからないということでは、十分に虎視眈々と動きを見て不利な方向に行ってはならないと。きっちりと歯どめをかけるようなそういう対応をしていかないと全体の子育ての施策がおくれていく大もとになってしまうという心配があります。

ですから、その辺の今後の動きというものについての十分な警戒心を持っての、そして言うべきときはずばつと言うと。話が違う。そんな保障がないじゃないかというような対応を機をとらえてちゃんとやっていく、この姿勢をしっかりととってもらわないといけないと思うんですね。いいですか、その点では。

○子ども課長

大変重い答弁になっちゃうかなというような気がしますが、私としては、今、委員の言われる

ように、市の負担、去年ですと児童手当、先ほど中島委員の言われたように1億4,600万円程度だと思いますけども、それが市が負担するか、国が負担してくるかというので大分違って来るわけですが、先ほどこれも言いましたけども、知事会等もその負担について意見を言っておりますので、必要に応じてしっかり見ていくべきかなというふうには思っております。

以上です。

○中島委員

改めて補正後に総トータルの子ども手当、国・県・市はどれだけ負担するか、改めてもう一度教えてください。

○子ども課長

今の段階で決算見込みということになりますので、国が10億6,490万円、県が1億4,887万3,000円、市の負担ですけども、一般財源ですけども、1億4,887万4,000円、県と同じですけども、若干端数のあれがありますけども、1億4,887万4,000円ということになります。あくまでも決算見込みの数字ですけども、よろしくお祈いします。

○中島委員

マニフェストどおりじゃないという現状がここにあるわけですが、この子ども手当の支給されている人数も言われましたけど、本会議でね。問題になっていた外国にいる子供たちに支払われた人数というのを述べて全体、そしてそれというふうで、また施設に入っている子供たちとか、ちょっと特異な例、分類ですね、内訳ですね、そういったところもわかればお知らせください。

○子ども課長

手元にしっかりとした資料を持っておりませんのでわかる範囲で今とりあえず答えられる範囲ということでお願いします。

海外に居住する子供に係る申請件数ですけども3件3人ありました。内訳としては、外国のフィリピンの方が2件、海外に行っている日本人が1件ということで、3件3人あったということになります。

施設等については、申しわけございません。ち

よっと今、資料持ってませんので、申しわけございませんが。

○中島委員

海外の方は以外に少ないということですね。よく日系の方、向こうに子供がいるよというような話を何件か聞いているんですけども、申請をされていないということなのかよくわかりませんが、世の中騒然となったこの海外の子供という点では、日系人が2人だけと。あとは日本人の子で向こうにという件数は1件ですからね、日系人が海外にいる子供にという件数は大変少ないなという感想ですね。制度的にはもっというのかもしれませんが、周知されていないのかもしれないですね。ちょっとわかりませんが。

子ども手当については、今後国に対してきちっと地域の負担増にならないように市長も機を見て声を上げていってほしいと、こんなふうに思います。新しいシステム、制度ができるということも踏まえると、さらにそのことについて注意深くやっていただきたい。市長いかがですか。

○林市長

この子ども手当については、やはり私は、趣旨は少子化対策、そして子供を社会で育てる等々ですね、一つはいいなという思いがあるんですけども、私、三つの点で前から問題があるなど感じてたんですけども、一つは、非常に無理がある。財源を出すについて事業仕分け等でやってるんですけども、非常に財源的に無理がきている。

二つ目は、トータルのプランの中にない。前回以前の本会議でも申し上げたんですけども、これはフランスの例でこの子ども手当があるというふうには聞いているんですけども、フランスの場合は消費税が非常に高くして、この手当分にかかわらず施設の充実化というのを図っていたわけでありました。そうした中で、一定程度成功している。トータルのプランの中で、この子ども手当があると今の段階で思えないわけで。

三つ目は、これも問題でありまして。地方の声を全然聞いてないということが非常に問題であるわけでありまして。市長も前回の厚生労働大臣の

ほうから市のほうで今までどおり財源をもってくれということで、全国市長会長の森さんのところに来たんですけれども断っておるわけでありまして、町村会長も断っている。知事会も過日断ったという新聞報道で見ました。やはり地方の声をもっと聞き入れてやっていくべきだなと思っております。

そうした中で、この子ども手当にかかわらず、子育て新システムについてもしっかりと見定めて、これは私だけじゃなくて担当のほうもしっかりと情報をのがさないように見ていながら、言うべきときにはしっかりと機をもって言っていけないというふうに思っております。

○中島委員

そのとおりだと思います。地域主権ということは今しきりに国のほうは言っております。地域改革というものをね、地域主権という言葉がずっと出して言ってるんですけれども、この言葉自体は本来は国民が主権という憲法の中に書かれてるんです。地域主権って新しい言葉を国はつくりまして、何かすごく地域が大事にされる。1人1人が大事にされるかのごとく言って地域主権というふうに言っておりますが、それらの改革の中の一連の中で子どもシステムでもそうですし、やろうとしていることは地方がやりなさいよ、自分の金でやりなさいよ、こういうような流れにもっていかれそうな面が多々あるという点では、私は大変注意深くこれは見ていかなければならないというふうに思いますので、担当部のほうも、ぜひアンテナを高く対応をしていただきたい、このように思います。

それから、31ページ、保育園の臨時職員の賃金が2,743万6,000円ということで増額されておりますが、その内容についてお示してください。

○子ども課長

当初臨時職員の賃金を組んだときに、人数が非常に保育園11園ありまして、なかなか読みにくい部分がありまして、見通しにくい部分がありまして、当初組んだ段階で財政に協議させていただいて、12月補正で一応補正させていただくような形で当初予算を計上させていただきました。

つきましては、これではっきり数字が出てきたと言っても、10月の時点を中心に最後まで計算をしておりますので、今の段階ですけれど、やはり見込みでございますが、臨時職員の賃金を今回このように2,743万6,000円を補正計上させていただいたというのが現状であります。

以上です。

○中島委員

ちょっと答えになってないですよ。具体的な内容はと聞いているんだから、補正計上されていることは見ればわかりますよ。

○子ども課長

補正した理由ということだと思うんですが、まず一つには、障がいのお子さんが昨年に比べて非常に多くなったというのが一番大きな理由かなというふうに思っています。

障がいのお子さんには加配という形でつけさせていただいておりますので、その分臨時職員がふえたということで、お子さんの数が昨年の70に対して、ことしは87名、公立保育園になりますが、いるということで、17名増加というのに対応するような形で、一番大きな理由としては、ここで臨時職員を充てさせていただくというような形で増加したというのが一番大きな原因かと思っております。

○中島委員

臨時職員を不足すればこういう形で次々と配置をするということで、障がいの方が多くて加配を予定よりもふやさなければならなかったと、こういうことですね。

上段のところでは、民間の委託料がふえたり、ちょっと減ったところもありますけども、こういうものもあります。園児数というものが、年間の園児数が当初見込みと今の段階ですね、どのぐらい差があるのか。

○子ども課長

平成21年度4月1日、平成22年度4月1日のデータでよろしいでしょうか。今わかってる範囲でお答えさせていただきますけども、平成21年4月ですが、公立保育園の園児数が1,097、平成22年



4月1日でございますが、1,083でございます。

○中島委員

委託料も含めて聞いてるので、当然民間の園児数も言っていたかなければ答えになりませんが。

○子ども課長

すみません。ちょっと整理してないものですから、各園のばらばらということ。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

午後2時54分休憩

---

午後3時05分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

先ほどの質問に関しまして、2点報告させていただきます。

まず、環境組合の紙の蘇生率ですけども、平成18年が38.4%、平成19年が45.8%、平成20年が47.3%、平成21年が先ほど言いました40%というのが39.6%。

この数値ですけども、これは年6回抜き取り調査をやりまして、その平均値で算出しております。ですから、年6回の平均値ということで、平成18年が38.4で平成19年、平成20年上がってますけども、平成21年は40%近くに39.6ということでお願いいたします。

それから、プラスチック容器包装ごみとペットボトルの最終的な処分方法というのか、行き先ですけども、豊明にある梱包した形で持って行った業者のところで、今は材料リサイクルということで、まずプラスチック容器包装ごみはプラスチックの原材料になって再生樹脂とか日用雑貨という形で変わっております。これがプラスチック容器包装ごみの最終的な今の。

それから、ペットボトルのほうは、繊維とかシート、そういうようなものに最終的になっております。ですから、これを燃やしているということはありません。

以上です。

○子ども課長

ばたばたして申しわけございませんでした。

中島委員の今御質問では、当初予算を組んだときの子供の数、それから、補正予算組んだときの子供の数ですね。ちょっと今、資料を手元に持っておりませんので。

○福祉子ども部長

実際子供の数については、ちょっと資料を取り寄せますが、当初予算組んだときの積算というのは、確かに子供の人数ですべきですが、課長が言いましたように、昨年度の実績をもとにした中での決算額をもとにした金額の中をもとに財政局とも話をしまして、どれだけの子供の数が見込まれるということが明確には把握は当然つかないわけですので、人数で当初予算を積算したのではなくて、やはり前年度実績に基づいて総額から若干控え目にとすることは財政との話し合いもした上での平成22年度の当初予算額ですので、必ずしも当初予算のときに人数掛ける幾らということでは積算はしておりませんので、その辺ちょっと御承知ください。

○中島委員

予算組みときはそうかもわからないけど、ことしの4月に現実は何人入ったのか。そして今、何人になったのか、この数字が知りたいんですね。

○子ども課長

4月1日に入園した子供の数でございますが、公立が1,083人、私立が427人です。直近で公立保育園が1,117人、私立は467人です。

以上です。

○中島委員

せっかくですから平成21年度4月さっき公立だけ言われた分について、私立も述べてください。

○子ども課長

平成21年度4月1日の私立の子供の数ですけども、412人です。

○中島委員

この数字が出てくるにも大分時間がかかったわけですけども、今年度当初よりも直近の数字というのは12月なのか、11月かわかりませんが、

11月の数字というふうに見ていいのでしょうか。34人公立でふえ、私立は40人ふえと、こういう実態ということが明らかになって、当市としては少子化の中でもやっぱり保育事業というものが途中入所という形でもこういうふうにあらわれてくるなということを感じます。

こうやって途中で入ってきた方たちが34、40とこうあるわけですけども、待機児童って途中で入ろうとして入れないという待機ですね、こういう方たちの実態はどのように認識をしていらっしゃるのか。

○子ども課長

まず、先ほどの11月、さっき子供の数は11月1日現在ということでお願いします。

それから、待機児の問題ですけども、今待機児というのは、毎度繰り返しの返事というのか、答弁になってしまうんですけども、現時点、知立市においては国へ報告する意味での待機児というのはありません。

ただ、今後どうかという分では、他市と同じように未満児の待機児というのがふえてくるのかなと。今現在そのあいてる園で精いっぱい受けさせていただいているのが現状です。また受けていく必要があるかなと思っています。

○中島委員

待機児ゼロという形でずっと私たちいろいろ離すときも言われるわけです。国のほうが待機児とは何だというこういう中で、認可外に行っている子供たちで、それなりの援助をしている認可外へ入っている子供たちは待機児扱いとしないと。国のほう、ちょっと水準を下げたんですけど、ほんというね。本来なら公立の保育園なり認可保育園に入れない子供の数ということでは認可外の子供の数もカウントでしたけども、何らかの援助をしている認可外施設に入っている子供は待機児扱いをしなくてもよろしいという、こんな国のほうの方針になったわけですね。そういうことでもいいですか。

○子ども課長

確かに委員の言われるように、認可外の保育園

であっても保育園に入ってるということで待機児扱いになってないのは事実でございます。

その部分で、これも以前に答弁させていただいたかと思うんですけども、そういう意味でいえば待機児なのかというふうには思いますけども、市としては国の基準ですか、方針、考え方に沿っていくと待機児はなしということであります。

○中島委員

認可外保育園が今4園になっていると思います。認可外施設ですよ。秋田病院にある院内施設、あそこにも保育園があります。それからハレルヤですね、教会がやってる認可外施設。市から援助をいただいているのは、さくらんぼと華の子ランド、一つはことしの途中で閉鎖してしまったと。もうやっていけないと。お金的にもやっていけないので閉鎖しますとって途中でやめられてしまったので、二つ補助外、こういう4園が認可外施設としてあります。

国がいう補助対象としているさくらんぼと華の子はそうではないという、あえて言ったとしても、他のところについては何の援助もしていないということで、認可外じゃなくて待機児童に本来働いているのであれば、親が、保育に欠ける子供がそこにいるならば待機児童というふうにカウントしなければならぬんじゃないですか。

○子ども課長

秋田病院にあるまこと、それからキリスト教がやってるところですね、ハレルヤについて、ハレルヤ、まことについて確かに監査等行っておるわけですので、今、中島委員の言われるように、待機児としてのカウント云々ということになるかもしれないですけど、ちょっと私の勉強不足で、そもそもその2園がどういう経過をたどったかというのは私も勉強不足で申しわけございませんが、その辺を確認した結果、返事させていただくということでございます。

○中島委員

待機児は我が市はゼロだ、ゼロだとおっしゃるんだったら、何の援助もしていない施設についても援助を本来すべきだと思うんですよ。保育料補

助、今、親に対して保育料の補助をしていますよね。委託料として園に少々入ります。これ二本立ての援助で行っており、よって待機児童じゃないという方法をとっているということで、やはりこれをハレルヤは教会のほうでほんとに働いている方が来ているかどうか、それちょっとわかりません。それは保育の欠ける子じゃなければね、今でいう、対象にはもちろんその子についてはならないということですけども、秋田病院はみんな看護師の子供です。病院の先生もいるかもしれません。その他の職員もいるかもしれない。働いている人たちの子供が来ているので、みんな保育に欠ける子供と思われまます。

そういった点では、待機児ゼロと胸を張って言うんだったら、そこに対してもしかるべき措置をすべきではないかというのが私のまずは見解です。いかがですか。もちろん要求がないからやってないよということ言われるかもしれませんが、その辺は市としてどういうふうに考えるかですね。待機児ゼロというならば。

○福祉子ども部長

待機児童の考え方だと思うんですが、確かに民間の秋田病院、キリストとか等あるわけですけども、その保護者の方の勤務体系というのか、その辺は大きな違いがあるかと思えます。多分看護師であれば深夜勤務もあろうかと、そういったところでの当然公立等では保育というのは不可能であるわけでありまして、だからといってそういった認可外のところに市がそれを待機児童という形をとって何らかの支援というのは、ちょっと今のところ考えられないのかなというふうに私は思っております。

○中島委員

24時間保育をやってないからこそね、24時間保育園内でやってる。それに対しての援助をする。もうこれが考え方じゃないかと思うんですね。市の中でやれない、受けれないことをやってるから委託して、そこでやっていただく、こういう考え方に立つべきだと思います。

その代表の方ともちょっとお話をしましたけ

れども、援助があったらありがたいなということをおっしゃってみえました。すごく大変ですということ দিয়েみえました。教会の方とは話はありませんけど、私は。教会のほうは、まだ信者たちが集まって来たり、いろんな段階でということちょっとニュアンスが違うのかもしれないけど、ね、看護師たちの子供、もちろん市内でなければそれは補助対象にはならないということではあるんですけども、市がやれないことを委託してやってもらうと。向こうは市が24時間やってないから預けられないですよ。だから市のメニューにないものを積極的にやっているんだから、それは委託という形を、いろんな条件考えなきゃいけないと思いますけども、そういう立場ではないかというふうに思いますよ。その点、今後の私は向こうからお話が合った場合にどうするのかという心構え持たなきゃいけないと思いますよ。そんな制度があるって知らなかったっておっしゃってましたので。

○福祉子ども部長

中島委員のおっしゃる例にとってそういうふうに言われますと、それも一つあるかなとは私思いますけども、やはりそういった職業につかれて、それなりの報酬をいただいて知立市にそういった施設をという題というのが現実あるわけですけども、だからということでそれをそういった看護師の方のためでの待機児童対策というような形での補助というのは、やはり今のところ考え、おみえになったときはそのときの対応はさせていただきますけども、今の段階では知立市としては認可外保育のところには他市に比べれば手厚くさせていただいているところありますが、それ以上踏み込んだ支援は今のところ考えてないという考えです。

○中島委員

具体的に私が当事者ではありませんので、ここでもががんとやるということもあれですけども、ただ、そういう助成制度があることも御存じなかったし、そこにいらっしゃる子供たちは、ほんとに目いっぱい働いているお母さんの子供ということ

であれば保育に欠ける子供であることだけは確実ですよね。保育園、市に来て入れてください。24時間保育をお願いしますというふうに言ってきた場合、24時間保育は交代で昼勤、夜勤という形のもですけれども、そういった場合に、うちはやってませんからはいってというわけにはいかないのが児童福祉法の第24条ですよ。何らかの方法をとらなければいけない。市の保育園でやってない場合には、それにかわる何らかの方法をとらなければならない。その何らかのかわる方法が院内保育所でやっていただけるならば、それに対して支援をすると、こういうのが市の責任のとり方というふうに私は明確に言っておきたいと思います。

それから一つだけ、認可外保育に対する援助ということで、他市より手厚くということ今言われました。ことしから初めて保育料補助という形の新しい支援の仕方をしていただいております。所得に応じて補助金の金額に差をつけて、ちょっと市の保育園のあれよりも大ざっぱにかばって、所得の割合が大ざっぱではあるんですけどもね、一応ランクでいただくという方式になりまして、例えば今、生活保護の方がみえますけれども、母子家庭で一生懸命働いているんですけども足りないということで、最高で4万5,000円の保育料補助をいただいております。

ただ、窓口でも何回も言いましたけれども、支給日がその翌月の20日ということになるわけです。その月には一銭も入らない方式。しかも翌月の20日まで待たなければいけないという、こういう方式でありまして、当然保育料の支払いも延び延び、当然なんですね。あえていただけないんですね。入らないから。補助が入ってからしか払えないと、こういう話でしてね、延び延びと、こうなる。せめてその月の中でいただけるような補助金の制度じゃないと大変当事者は困るという、こういう問題を何とか解決してもらいたいというのが大きな今、課題になっておりますけれども、あえてこの場で言わせていただきます。待機児ゼロということの貢献をしているそういった認可外の保育園のお母さんたちが、大変困っていらっしや

るというこの点は、せっかく出していただくなら早目に出していただかなければその月の援助にならない、こういうことですが、いかがですか。

○子ども課長

以前に中島委員からお話を聞いている問題ですけども、確かに市からお金を援助するのが翌月になってしまうということで、中島委員の言われるのは、当該月に出せないかというお話だと思うんですけども、実際現状としては、その保育を何日行ったかという見定める必要性から翌月というような形になってるかと思います。

翌月の例えば20日をできるだけ前倒してお支払いするということはやればできるのかなと思うんですけども、当該月に出すというのはなかなか現時点難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

改善策を言ってください。

○子ども課長

例えば20日にお支払いするものをですね、まだ担当者とこれから詰めなければいけないと思うんですけども、20日にお支払いしていたものを10日にお支払いするとかいうような前倒し、できるだけ翌月の早い段階でお支払いするという方法かなというふうには思うわけですけども。

○中島委員

生活保護は5日に支払いというのが基準になってますけどね、せめてその基準に合わせたぐらいの5日。だから前月分の事務的精算をして、すぐに振り込むという形をとれば、お母さんの口座に振り込むわけですね。そういう形でやれば、遅くとも5日までには入るんじゃないかと。そうじゃないとね、援助してる、援助してるというけど、ほんとにまだまだ苦しいんですよ、皆さん。毎回1カ月おくれの保育料しか入らんと、こういう運営している側も厳しいですよ。1カ月後の20日しか入らないですからね。約2カ月おくれるですよ。そういう実態にならざるを得ないんです。ならざるを得ないからお母さん責めれないということの環境も整備していただきたいなという

ふうに思いますが、再度お答えいただけますか。

○子ども課長

委員の言われることも理解できる部分がありますが、一度検討してみたいと思います。よろしくをお願いします。

○中島委員

ぜひ、大至急検討していただきたいというふうに思います。できるならば年度ということではなく、一刻も早くやっていただきたい。残りの月で今年度中も対応していただきたいというふうに思います。

園児数が今ふえているという中で、中央保育園の問題が廃園問題がこのまま突き進んでいくのかどうかということが大問題になっているわけです。皆さんの計画で言いますと、平成23年度の申し込みは何も親には言わないで入園受付を行うということでね、なくなるけどいいですかということをお前に受け付けをしたいといった話は1年延伸されましたので、来年3歳児で入るお子さんは、最後まで年長までいけるということですね、そういう形をとらなかったんですが、来年の3歳児の入園申し込みというのはどのようになったのかなということをおちょっと今、気がかりになっているんですね。もういろんなうわさも出ている中で、3歳児がどの程度来年の4月から中央保育園に入園するよというふうに思って申し込みをされたかですね、数を出していただきたい。

○子ども課長

現在中央保育園に来年3歳児で入園を申し込まれた方は2人という報告を受けております。

○中島委員

2人ですか。現在の3歳児は何人ですか。来年4歳児になる子供ですね。

○子ども課長

現在3歳児、11月1日時点ということで、10人です。

○中島委員

ちなみに、4歳、5歳、これは継続になるわけですが、そのお子さん方は、引き続き中央保育園に希望されたかですね。現在の4歳、5歳の

人数、来年の3、4、5とちょっと比較をして、どういう傾向に今動いているのか明らかにしてください。

○子ども課長

4歳、5歳児については、現時点で転園という話は聞いておりません。

今現在の4歳児の数が18名、5歳児の数が23名でございます。

先ほどの傾向という話がありましたが、傾向としては、正直な話、廃園にすることで子供が減るのかなという、そういう意味でよその園に行かれるのかなというちょっと思いがあったんですけども、他園を希望された方が、山屋敷、中山、山町、内幸町の中で、ちょうど中央保育園に関係する地域だと思うんですが、他園を希望された方が15名おみえになりました。

直接電話がありましたけども、どうでしょうかということをお聞きしたら、そのうちの母親の勤務時間が長時間でという方が5名おりましたということで、あとそのほかに、中央保育園がもともと第一希望でなかったという方が9名おみえになったということで、電話の通じなかった方も1名おったんですけども、重複する部分があるんですが、電話でお聞きした範囲では、必ずしもほとんどは中央保育園に行きたかったんだけどということはお答えはありませんでした。

○中島委員

現在は3歳児10人、4歳児18人、5歳児23人ですね、今言われたのはね。来年になりますと3歳児は今言われた2人が希望された。そうすると4歳児はことしの3歳児10人が移行します。4歳児が5歳児に移行します。2人、10人、18人という30人ということになると、こういう見込みでよろしいんですね。30人と。

○子ども課長

現時点そういうことでございます。

一つ、今の段階では実施の数ですので、私的これから受け付けますので、その私的の方がどの程度入るかということは若干ありますけども、先ほどの私のお答えした数字は、すべて実施、私

的合わせた数字になりますので。

○中島委員

10、18、23という現在の数字というのは、これは合算ですか。であるならば、また。3歳児の来年受け付け2人というのは実施の子供と。私的是これからまだどうなるかわからないというこういうことですね。現在の来年の4歳、5歳は合算でこの数字と。だからふえるかもしれないのは3歳児の私的契約子供がふえるかもしれない。2人プラスアルファということですね、3歳児が。全体では30人プラスアルファと、こういう見込みということですね。

○子ども課長

委員の言われるとおりの、30人プラス私的がどれだけ入るかということになるかと思えます。

○中島委員

この計画の中では、児童数によっては異年齢合同保育となりますと、こういうような地域説明会のときの資料ですね。入っても少なかったら異年齢の合同保育になりますというふうに書いてあります。今の時点で言いますと、どのような運営が見込まれるのでしょうか。

○子ども課長

現時点説明会では異年齢児保育ということの説明させていただいておりますけども、まだ私的をこれから受け付けした段階でどうするかということを考えていこうと思っておりますので、現時点まだ今までどおりの保育という考え方でおります。

○中島委員

それは3歳児においてということになるわけですが、4歳児10名、これは1クラスでいこうと。5歳児18名は当然1クラスでいこうと。もし3歳児がうんと少なかったら、3、4歳児合同にしよう、ということですか。

○子ども課長

委員の言われるとおりでございます。

○中島委員

障がい児はこの中で年齢別にいうと何人いらっしゃいますか。

○子ども課長

障がい児の数は、中央保育園年長で6人、4月1日時点ですね。それから4歳児で6人、現在の3歳児で2人ということで、14人おみえになります。

大変申しわけありません。ことし受け付けした2名については、障がい児かどうか確認をしておりますので、お願いします。

○中島委員

こういう状況の中で、どうやって子供たちの保育するかということについては、現場の園長、保育士皆さん話し合いと言いますか、議論していらっしゃるかどうか。廃園ということを打ち出して、こういうような状況がやっぱり生まれているのかなというふうに思うんですけど、子供たちを守るということですね、どういう話し合い、取り組みをされるのかということは大変心配なんです。このままいづら保育園にして、いづらくして、みんなやめていっちゃって、ほら廃園ですよ、そうでしょうと、こういうふうにもっていかれるというのは大変残念だと思うんですね。その辺はどういうふうにお考えになっているのか、現場の先生たちの意見を率直に聞きたいと思うんですが、いかがです。

○子ども課長

現場には時々ぞかさせていただきましても、廃園という話は確かにさせていただいてます。

今後人数がどうなるかという部分で、じゃあどうしようというような話はまだ現場の保育士と話してません。

ただ、今、委員の言われるように、少なくなったときに、いづらくなるような保育園にするつもりは、説明会のときも保護者からよく意見が出ましたけども、大きい園であろうと、小さい園であろうと、保育士は精いっぱい保育をしていくというつもりでおりますので、何らおりにくいような園にしてしまうというようなことは考えておりません。

○中島委員

そのためには私は、最低でも合同保育はやめてほしいんですよ。何か行事とか合同でやりましょ

うという場面があるのは当たり前なんです、基本的には年齢児別の保育を保障すると。時には異年齢合同保育になりますとってばんとやったらね、やっぱり不安になると思うんですね。絶対それはやめてほしい。

まだまだ3歳児の希望がどうなるかわからないわけですけども、その辺、合同保育というふうになるとするのは、過疎地の小原とか藤岡とかあっちの保育園では合同保育というの豊田でもね、今豊田でも学校でもそうですがありますけども、この知立市のど真ん中で合同保育なんて、そんな情けないことは私はやめていただきたい。しっかりまだまだ今お母さんたち来ていらっしゃるお母さん方の意見をあれして、廃止ありきなんだと。だからこうなんだというような態度は絶対やめてほしい、このことをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○福祉子ども部長

合同保育の件ですが、今の現在3歳児が実施で2名と。今後中央保育園に私的のお子さんが何人入るかによっては大きくなるわけですが、現実例えば3歳児が5名で、1クラス正規1という問題というのは、やはり少し考える必要があると思います。

ただ、その正規になるかどうかということも含めて、それは今後の私的の受け入れ人数にもよるかと思いますが、3歳児で5名以内の中での正規職員が配置できるかというのは、私どものほうとしては、ちょっと考えるかなと。

ただ、人数で何人ということここでははっきり言えませんが、先ほど課長が言いました2名は障がいのお子さんではないということがもしわかったり、私的の中で障がいということももしあれば、その辺は加味しながら園長、職員と、その辺は十分話し合いをもった中で決めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○中島委員

この保育園が乳児長時間やっていないということで、先ほど5人の方が長時間保育を望む方で、

ここには地域的には該当するけども来なかったと。よそへ行きましたという話もありまして、市の本来の大きな目標は、全保育園で乳児長時間だというのが次世代育成の計画です。計画は全園で乳児長時間を実施するというのが計画で、この保育整備計画がびよびよと出てきたことによって、次世代育成で全園でという話はずっと後に押しやられてしまって、いまだに乳児長時間やらない保育園が残っていると。こここのところは策略だとは思えない、私からしたらね。乳児長時間があれば来年度でももう少し保育園の機能としてしっかりした機能として発揮できる人数が集まったんじゃないかというふうに私は、とても残念に思います。

まだまだこれは皆さんは3月議会で何とかしたいと。撤廃条例ですね、施設を廃止するということを出したと、こんなふうにおっしゃったんですけども、私は、ほんとにこの廃止というのは重大な問題でありましてね、今、来年1年間とってもこうなんです、じゃあ平成24年度はどうなるのか。3歳、4歳が2人とか3人とかになって、5歳児だけが残って10人だと。ほとんど仮死状態というかね、保育園としては。平成25年度なんかはほんとにもうやめるやめるの前提で、だれが入ってくるのということで、完全に未来がないと、こういう保育園にこの二、三年間の園児たちにとっては映るでしょう。そういう形でやめていくということは、ほんとにお母さん方にはつらいことだというふうに思いますし、子供たちにとってもそうですし、保育園子供を大事に育てるといっても非常にゆがんだ形になって、この3年間は非常にゆがんだ保育になってしまう。こここのところは私は残念でしょうがないんですね。そんなんでいいのかと、子供たちのためにですよ。ずっと細い糸になって、最後は終園するときには卒園児は5人でしたと。想像してみたら、ほんと恐ろしいですよ。そんな保育園にほんとにしなきゃいけないかどうか、いま一度子供たちの立場で見てほしいんですねというのを私は強く訴えたい。

そこで聞きたい。皆さんが望んでいらっしゃる保育園の規模、一般質問等で出たのは、3歳、4

歳、5歳児全部2クラスこうやると、あと乳児、3歳未満児入れると200名の定員になりますよと、こういう構想が示されました。来迎寺保育園はどうですか。

○子ども課長

来迎寺保育園としては、現在定員が140人になっております。0歳が5人、1歳が17人、2歳が18人、3歳が26人、4歳が22人、5歳が36人、これは私的から準実施、それから実施私的全部含めた人数で、合計145人になります。

○中島委員

そういうことを聞いているんじゃないですよ。3歳児、4歳児、5歳児2クラスずつありますかということ。建物としてですよ、部屋ですよ。部長は本会議で二つずつもっていきたいんだと。だから200人なんだと言ったでしょう。だから一番新しい来迎寺は二つ、二つ、二つという枠をつくったんですか。

○子ども課長

来迎寺はそうではないと思います。現時点ですけども、乳児、0、1、2歳、3歳、4歳、5歳、各1クラスということですよ。

○中島委員

私は、大変人気のある来迎寺保育園が1クラスずつこういうふうにして確保して、0、1、2、3、4、5と部屋を持っていると、この状況は望ましいと思うんですよ。3、4、5全部2クラス、教室を二つずつつくっていかなきゃいけないという大規模化と私がかつて言いましたけども、まさにそういう大規模化を目指しているという言葉からしたらそういうことになりますけども、この来迎寺方式でやっても定員が140人ということであれば、私はこの規模で十分ではないかと。規模を200にしなきゃならないというこの考え方をありきでいくと中央保育園は狭くて建てかえられないと、こういう話になっちゃうんですが、1クラス、1クラス、今もそうだと思うんですけども、乳児が今なくて子育て支援のほうの部屋になってますけども、その辺はちょっと上に積んだりすればこの規模ならできるんじゃないかと。200規模

というのは難しい。この200規模という2クラスずつ、これを今後前提とした整備をしていくというのを決めたんですか。

○子ども課長

200人としたまづ根拠から説明させていただきますと、保育士と子供、園児の数の比率ですけども、0歳児3対1、1歳児が4人に1人、2歳児が6人に1人、3歳児20人に1人、4歳児、5歳児が30人に1人ということで、これは御存じだと思うんですが、例えば2歳児が6対1ですので、2歳児の数を6人にするのか、12人にするのかということで、12人受ければ保育士が2人。数字だけの単純な話なんですけども、12人した場合に、その2歳児が3歳児に上ったときに、3歳児が20対1になりますので、12人2歳児から上がってきますと8人しか3歳児が入れないということになります。これではまずいということで、3歳児が20人に1人ならば40人に2人という形で40人という定員にさせていただきました。40人の3歳児がそのまま4歳児に上がるとという計算でいきますと、4歳児も30人に1人ですので、結果的に30に1人では足りないものですから、2クラスの60人というような形。同じような考え方で、5歳児も2クラスの60人という考え方をさせていただきました。4歳、5歳の60、それから3歳の40を足して160人、それに2歳の12人、それから1歳、6歳を含めると200人という計算をさせていただきました。南保育園は200人定員という形をつくらせていただきました。

ただ、今、中島委員から言われましたように、今後はこの200人定員という規模で全部いくのかというお話でしたけども、当然200人定員をつくるためにはそれなりの面積等が必要になりますので、土地とかいろんな問題がありますので、必ずしも現時点ではそこまで考えておりません。

以上です。

○中島委員

今度は踏襲するものではないということですね。先ほどの積み木的な数字を聞きましたけども、3歳児を20人受け入れるということになって、今度



4歳児はどうかという順番に順番に膨れ上がる計算をされましたけども、3歳児から4歳児、5歳児は新たな入園というのは多分ほとんどないですよ、もうこれにプラスしたら、これにプラスしたらって、どんどんプラスがふえていってしまうという形をとられましたけれども、私は、何か過剰見積もりをするような計算だなということを思いました。

もし200の定員の保育園になってしまうとなれば保育園の数はずばっと減らしてもいいというね、今度逆算になってくると。園児数がこれだけばんぶんふえるということはないと思うんですよ。今回40人、私的に入れて70人ぐらい途中でふえましたがね、だけでも4歳児、5歳児が途中入園がどんどん来るといことはないので、3歳児の枠が20人で4歳になったときにプラス10人であったって1クラスでいいわけですよ。今の計算でいってもね。どういう計算してるのかって私はびっくりしましたけど、そんなにどんどん子供が集まるということは、よほど市は赤ちゃんが多いかなという計算になるわけですけども、やはり保育園は身近なところで、ある程度安定した規模で保育を受けるといことが一番大事なことで、150を超えちゃ駄目ですよ、やっぱり全体として。一番私は100までが一番いいと思っているんですけどね。何回も言うけど園長先生が全員の子供の名前を言えますか。200人になったらとても大変ですよというようなことからしても、より小規模の保育園のほうが望ましいということを私は申し上げておきたいと思います。200人ということで南はつくられるという計算でありますけれども、そのところはよほど他地域からかき集めないで埋まらないという、こういうことになるだろうと思いますよ。

私は、そういう大規模化しないならば中央保育園もあその場所で、もちろん建てかえるときはどうするのという課題もまたありますけども、だけど、あその地域で100名程度の定員の保育園だったら十分にできると思うんです。2階、3階というふうな構想もありましたけど、子育て、発

達そういうことも合体して、保育園は小規模だけでも全体としては結構人数が集まる場所なんだというね、こういう構想で私は十分いけるというふうに思うんです。

建てかえのときのどうする、これは一つ問題出てきますけどね、あるんだけど、長い目で見たら、そういった形の規模で子育て支援も発達センターもみんな一緒に中央の保育園があるというこれが一番望ましいと私、思いますけども、そういうふうな私の考えについては、どのような御意見をいただけますか。

○子ども課長

定員という面では一番ネックになるのが、この2歳児を何人受け入れるかということだと思えます。2歳児が6に対して保育士1人というこの数字で、2歳児が6人受け入れ、6人でいいのかどうかという問題が一番ネックになって、この6人が3歳児に6人そのまま上がれば3歳児が20対1になりますので、20人に対して6人ですので14人と余裕ができるわけですね。その計算からいくと、3歳が20対1、4歳が30対1、5歳が30対1、3歳以上でこの時点でもう既に80人という人数になるということがありまして、先ほどの繰り返しで申しわけありませんが、一応南は200ということにさせていただいたということでもあります。

中央保育園を残しつつ支援センターというお話ですけども、そういったことから、なかなか面積の中で私どもとしては駐車場も用意し、それから保育室だとかいろんなものを用意してあそこにつくるのは非常に無理があるのかなという思いであります。

したがって、あそこを有効に使うために、ぜひとも支援センター、中央保育園を予定にあります廃園させていただいて支援センターを建てさせていただきたいというのが私どもの思いであります。

以上です。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

午後4時00分休憩

午後4時09分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

先ほどの三浦委員の太陽光発電施設設置補助の新設、既設の件数を説明させていただきます。

平成21年度実績は127件ありました。そのうち新築家屋の設置は21件、既設家屋の設置が106件、この平成21年度は新たに補助金を始めましたので、既設住宅に設置される方が非常に多い状況でした。今、平成22年度の実績、今申請があります135件ですけれども、新設家屋が47件、既存の家屋が88件、率としては新築家屋がやはりふえてきた状況で、これからもこの傾向が続いていくと思います。

ですから、この135件は新築家屋47、既存が88ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○中島委員

私の提案というものを一応させていただきました。駐車場がないのは困るというお話もありまして、駐車場だけは今の園庭の中につくることは、私の提案では困難です。駐車場だけはどこかで借りるようなことにするのか、前の農地を貸してもらうのか、それは今すぐ具体的にここというふうには言えませんが、基本的には子供たちが継続して安定した保育を受けられるような環境づくりに責任を持っていただく、このことが私は一番大事だということで提案をさせていただきました。

中央保育園を来迎寺程度の部屋の数ということをやっていくならば、2階も活用し、そして3階、エレベーターもきちっとつけるならば2階、3階と活用できるということで、合体方式でやれるというふうには私は考えます。もう少し時間がありますので、ぜひこういったことについては検討してもらいたいというふうに思います。いいですか、検討してください。ただ突っ走るという答弁では困るんですね。今の子供の状況を踏まえて、いかがですか。

○福祉子ども部長

中央保育園廃園問題ですが、市としましては、

いろんな要素を総合的にですね、廃園の理由は本会議でもいろいろな項目あげて説明させていただきましたが、市としては、総合的に判断しますと、やはり中央保育園廃園をしていかざるを得ないというか、いくべきだろうという判断のもとで市として決定させていただいているんです。

ただ、一部の方、保護者の方にはそれではという御意見も当然伺っているわけですが、そういった方への障がいをお持ちのそのお子さんを持ってみえるお母さんについては、この中央保育園、今在園してみえれば卒園ということになってしまうんですが、今後のことも踏まえての御意見だと思いますけど、そういったことについては、ほんとに本会議でも申しましたけども、万全でこの保育園行っても障がいのお子さんが十分保育をできるように保育士も一緒になってやっていきますので、御理解いただけるようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○中島委員

総合的、総合的ということ言われておりますけども、私は、総合的に見ても存続が必要だと、可能だというふうに思います。

ただただ財政的ということですか、これは。財政的に切っていくということを考えているのか。先ほど私が言ったような形態にすれば、十分効率的な運用ができると。小さな保育園をそのまま小さい保育園として50人もないような保育園をずっといくということじゃなくて、総合的な施設としていくのであれば、それは効率性は担保できると、こういうふうに考えますし、総合的に見てやっぱり駄目という説得力のないお話というふうに私は言わざるを得ないというふうに思います。総合的な判断が、多すぎる効率が悪い、狭いというふうに言われてきたし、私は、今の状況の子供たちにとってみれば悲惨な環境になってしまうような保育環境、手厚いからいいじゃないかじゃなくて、やはり一定の子供たちをちゃんと受け入れられるような未来がない保育園は悲惨だというふうに思いますけども。もう一度私は、考えるべきだと。

考えるべき点をもう一回整理してやらなきゃ駄目と。このままで、ただただ突っ走るんでは、全く今後も認められないので、何をもう少し納得してもらいたいというなら何を精査して、どういうふうに説明するのか、そこのところをはっきりさせてもらわなきゃいけないですよ。そこの検討を私はなしに上から切っていくというやり方については断固認められないということを言っておきます。

次に、一つ聞いておきたいんですが、農林水産費ということであることは具体的にないですけど、世の中の動きでTPP反対の声が大変強いし、愛知JAも何らかの表明をしたのではないかと思います。いかがですか。

○経済課長

TPPの質問ということでございます。私ども直接という部分ではございませんが、農家の対する非難と申しますか、反対のことは農業新聞等JAを通じて聞いているところでございます。

農協が今の質問で、JAが反対表明あるいはそういうところを出されているのではないかとということですが、ちょっと私ども確認はしていませんが、そのような行動をしているというふうには聞いておりますので、そうではなからうかというふうにはちょっと推測ではございますがと思います。

○中島委員

このTPP、環太平洋パートナーシップ協定交渉ね、これをやるんだということで発表されてから全国の農業関係者が特に声を上げていらっしゃるということで、米の国内生産額というのが約2兆円減少するのではないかと。全国で2兆円。お米を扱っている関連の会社は、もう大量に解雇しなきゃならんような状況になっちゃうんじゃないかというようなことも言われているわけですが、食料自給率、この方向も議論されておりますけども、この辺の影響についての認識はどのようにお持ちですか。

○経済課長

食料自給率現在40%前後というふうには思っております。それが20%を切るのではないかと

ようなことで、TPP発行の後のはなるんではないかということが当然懸念されております。

そうした中での農家への打撃、そういうものは明らかでございまして、より一層農業を続ける意欲をなくす、また、我々農家を守ると申しますか、農家の支援に対してのことが薄れていく、そういったことの懸念の中で、政府のほうが出しておる部分では経済効果というものをねらう中でのという返しの言葉になっておりますが、我々農政の立場から考えるでは全く違ったものであるというふうには私の立場からは思っております。

当地域は、知立がそうではないかもしれませんが、碧海大地というところで安城を中心とした米作等の農業ではかなり発展の部分がございますので、そういったところを守る意味でもJA愛知中央管内としても守らなければならないものかというふうには認識しております。

○中島委員

そのとおりですね。もっと数字でいえば自給率14%に落ちるんじゃないかということまで言われている。40を50にしようというマニフェストはどうなるんだということの怒りですよ。

経済効果という一般的な全般的な経済効果、関税が全部ゼロになれば他の貿易の関係ではプラスになるというような言い方ですよ。そういう計算はできるのかもしれませんが、食料自給率というものについては、独立した国家としての譲れない線があるというふうには私は強く思うんですね。消費者の立場から言っても。農業をやっていらっしゃる方が頑張ってもらう。そのためにもこれをやってしまったら、私たちの目標とする自給率50%以上ということも駄目になっちゃうだろうし、農家も壊滅的になっちゃうんじゃないかと。

安城が大変だという話出てますけどもね、ほんとにこの地域の経済がこれでよくなるのかどうかということと等含めてね、大問題であって、北海道も大反対ですよ。食料自給率あそこは200%、必要な2倍以上つくってるところですからね、大打撃。産業としても大打撃だということで北海道言ってますし、やはりJA愛知、ここの私たちの

予算では直接JA愛知がうんぬんかんぬんはありませんけれども、共同体として農業振興ということパートナーとしてやっているJA愛知に対して、やはりきちっとお話し、市としてもバックアップすると。やはり農業を守るという声は上げていくということをどこかで歯どめをかけるということをやっけていかないと、ほんとに今の農業が瀕死状態になってしまう、こういうふうに思いますのでね、ぜひJAとも話し合いをしてもらいたい。少しでも見直しということでの意見をあげてほしいと、こんなふうに思いますけれども、JAとの話し合いやら、市長、その辺での国への働きかけ、国の動きに対する意見なきやいけない事案ばかりだというふうに思いますけれども、この辺について、やはり市長としても考え方をしっかり持っていたらなかなきゃならんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

#### ○林市長

この問題については、やはり経済を守ると申しますか、国際競争力を高めるという視点からいうと、やはり一般論で恐縮なんですけれども、一定効果と申しますか、かなり効果が出るという論調もあるわけでありまして。翻ってそれが雇用を守るということにもつながっていくわけでありまして、一概にこれは駄目だよということは私はなかなか言えないのかな。

一方で、自給率が今40%であります。食料自給率が40%。やはりこれがどんどん下がっていくというのは危険なのかなという思いがございまして、この問題も拙速にTPPに乗っかっていくとかというんじゃないで、そのあたりをしっかりと話し合っていきながら進めていくことなのかなというふうに今は考えております。

#### ○中島委員

そこまでしかどうしようもない答弁だろうというふうに思いますけれどもね、ただ、認識として国際競争力に勝つということで、ほんとにこれが大きな役割を果たすかどうかはいろんな意見があります、現在ね。こういうことも含めて、JAとの話し合いというのも一度やってみなければならん

と思うんですが、これは担当のほうですかね、どんな御意見ですか。

#### ○経済課長

今、JAとの話し合いという中でございますが、管内の市町村でございまして、JAとの話し合いも定期的にもっておりますが、このような話という議題はあがったことはございません。当然要請があれば、そのような考え方等はお示ししていかなければというふうには考えております。

#### ○中島委員

ちょっと積極的に人ごとじゃないよということですね、国民の自給率の問題も大きいわけですから、積極的にどんなふうなことかということの議論を提起していくぐらいの意気込みがほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、生活保護の関係では、ちょっと数字のことは先ほど来からありますのでいいんですが、前議会アンケートをやっていた結果について御報告いただきたいと。来年に向けてどうなるのかなということですね。

#### ○福祉課長

前回の9月議会のときに中島委員より、今回の前長妻昭厚生大臣ですかね、今はもうかわられたんですが、発言から生活保護費の夏季加算を今回の猛暑ということで、熱中症もかなり出たということで、そういったのを検討したらどうだということで話がありまして、今回うちのほうも11月1日現在の生活保護世帯、入院等施設にいる方はのぞかせていただきまして、400世帯の方に郵送でアンケートをとらせていただきました。

アンケートの内容は、あまり難しい内容ですとなかなか答えていただけないということで、設問2問ということでやらさせていただきました。

まず、1問目の設問についてなんです、現在お持ちの冷房機器についてはどういったものを持ってみえるでしょうかという設問と、その冷房機器をどのように使っていますかという形のこの2問をアンケートとして出させていただきました。

それで、今現在回答が246世帯、率にしますと回答率61.5%という形のものが出てきておりま

す。

その内容なのですが、まず設問1の現在お持ちの冷房機器は何でしょうかということで、これについては複数回答でやらさせていただいています。基本的にはエアコン、それから扇風機、それとあと、全然そういう冷房機を持っていないという方、あと、その他何か関係のものを持っていますかというこの四つで複数回答させていただいています。

その結果なのですが、まず1番エアコン、これについては184世帯74.8%、扇風機159世帯64.4%、全く冷房機器を持っていないという世帯については9世帯3.7%、あとその他なのですが、保冷パックとか、冷蔵庫で涼んでるという方もみえるんですが、そういった方も1世帯あったということで、その他の関係で一応6世帯2.4%ですね。これについては、エアコンなり扇風機がどうしても全部足していくと240を超えていくということで、複数回答ということなのですが、大体その他を含めなくてエアコン、扇風機を見て、あとなしの世帯が9世帯ありますので見ていくと、両方持ってみえる世帯は大体計算でいくと112世帯ぐらいがダブってくるんじゃないかという計算になってきます。

それと、もう一つの設問ですね。今の言った冷房機器をどのように使っていますかということで、今回の夏季加算というのは、物じゃなくて電気代という形をいってるものですから、どのように使っているかというのが一番大事だと思います。

それで、まずこれについてもすべて6問丸を打っていただくような形で、これについては複数回答じゃなくて一つ選んでいただくということになっています。

まず1番、エアコンの電気代等気にせずに必要に応じて暑かったら使っているよというもの、それと2番、エアコンは電気代が高くなってしまうため、最低限ほんとに暑いときだけは使わせていただくという形、それと3番、エアコンも部屋にはついていますが、我慢して扇風機だけで済ませているという世帯、それとエアコン自体が

部屋になくて扇風機だけで過ごしましたという世帯ですね、それとあと、何もそういう冷房機器を使っていないという世帯、あとはその他ということで、基本的にはここではちょっと窓用エアコンといってウインドファンみたいな形のものを使っているという形が回答でありました。

それで今の選んでいただく中の回答一つずつ言っていきますと、まず1番のエアコンの電気代を気にせずに必要に応じて使っているよという世帯が11世帯4.5%ですね。それから2番のエアコンは電気代が高騰になるため少し制限しましたと、最低限使いましたというのは155世帯63%、それとエアコンは部屋についているのだが使わなくて扇風機で我慢しましたという世帯が18世帯7.3%、エアコン自体がなく扇風機だけ使ったよというのが47世帯、これで19.1%、あと何も使わなかったというのが13世帯という形ですね、これが5.3%で、先ほどのウインドファン等でやってるという方が2世帯ということで0.8%、これすべて足すと合計246世帯になってきます。

やはりこの今の言った2番のエアコンはついてるが高額になるため最低限に使っているという方と、あっても使わないという方これ合わせると155と18ということで173世帯、率でいきますと70.3%、7割の方はどうしても電気代等高いということで、やはり使うのを抑えているという状態というのが出てきていると思います。

今後につきましてなのですが、やはりこれについては、国の意向という形を受ける形になってまいりますので、当然それはいろんな場面で県なり国のほうへという話なのですが、ただ、今のところ具体的にこれをもって国のほうへ要望していくというものがちょっと今ないものですから、以前は国のほうの負担率については市長会等通じてあげさせていただいてということでやらさせていただいたんですが、そういったことがあればそういう形に乗っかってやらさせていただくことになるかと思うんですが、今のところまだどういう形でいくかというのははっきりはしていませんので、今のところ今、数字だけ発表させていただきまし

た。

以上です。

○中島委員

ありがとうございました。

私の聞いた方はこれ以外にないので、友達のうちへ行って涼んだとかね、そういうような涼を求めて公共施設へ行ったとかね、使っていないほうに入っていくんだと思いますけども、実態としてやはり明らかな状況が出てきたんじゃないかなというふうに思います。

夏季手当、電気代が手当でくるのか、でも壊れたら買えないねっていう、それが一番気になるというふうに言われてる方もたくさんおみになります。最初からついてたので今あるけど、もしこれが壊れたら、もう駄目だねと。これは冷蔵庫等でも同じなんですけど、今壊れちゃったらもう買いかえるお金はないというような実態というのは全般的に言われています。これは機会があったらということで、ぜひ夏季手当等が見込まれるようにということをお願いしたいと思います。

皆さんがとても心配していらっしゃるの、働けるのに働いていないというそういうことがあるんじゃないかという一番心配。私どもも派遣村のほうでずっと今も毎月定例的に集まっているんですが、そういったことを話題にしております。

それから、もう一つ話題なのは、そういった状況のなる人の弱さといいますか、もともとギャンブル依存症であったと。パチンコにはまっちゃって身を滅ぼしてきたというような感じの方もあります。それから、アルコール依存症で、どうしようもないというような感じも人も現にいます。でも死んでもいいというわけにもいかないので生活保護に来てるわけですけども、そういった方たちについて、今全県下の半貧困ネットワークでテーマにしているんですね。どうやってそれらの依存症から脱却させることができるのかということをお話し合っておりますし、プロの方たちの話を聞いて勉強会もしていると。知立団地での話し合いもそういったこともしている。あの人もそうじゃない。あの人はやっぱりそうじゃないかな。パチン

コ依存症じゃないかなというようなこともリアルに話し合っているんです。これは非常に勉強会へ出ていくと、ほんとにプロの支援、病院にかからないと駄目だと。この依存症はいずれもね。特にパチンコ等のギャンブル依存症こそ病院にかからないと、説教しただけでは絶対に治らないということが言われておりまして、そういった心療内科のようなどころなんですけども、そこらじゅうにあるのとは違った専門の分野の病院があるんですね。この辺にはなくて、名古屋にあるとかいろいろなんですけども、そういったところで相談してもらわないと、これはもう治らないよというような問題があって、頭が痛いんですね、実を言いますと。担当のほうも頭が痛いと思います。

国のほうがどうやってこれを根本的に指導するのか。働け、働けと言ったって、全然ぬかに釘になっちゃってるね、そういった状況になった人が。そこを脱却させていくということがとても大きな課題になっているということで、この辺は、それこそ担当のほうとしては、県とか国とかこういった人たちの立ち上がり、自立をどう復活させるのか、これは十分に研究して指導してもらいたいなというふうに思います。私たちが限界がありましてね、もう無理やり病院に連れていくということもなかなかできなくて、そこのあるところがあるので、やはりそういった人たちに対しては、振り込みじゃなくて毎回来てもらって、病院へ行こうねとかいう話ができるように振り込み方式というのが手がかからないのでどんどん推奨されてきたんですけども、本来は振り込みはよくないと私は感じております。そういった方たちのポイント指導というものがしっかりできるような体制、国の指導を仰ぐ、こういったことをこれが今大きな課題ではないかなと、こんなふうに思いますけども、いかがですか。

○福祉課長

今の話で、やはりそういう方かなりみえるということで、本来、生活の基盤がしっかりしていないという状況もあって、保護費を支給させていただいても計画的に使えない。お金をもらってしま

うと、要は、1週間ぐらいでも使い切ってしまう。そのあとお金がなくて、そこからきちきちの生活をしていくような状態でというかなりみえます。

それと、今言ったように、アルコール依存症的な方もみえます。アルコールが入ると市役所の窓口に来て話をすると。アルコールが入ってなければかなりおとなしくて、家でじっとしてるという状態になっているんでしょうが、そういった方も、うちも何回も続くと、かなりきつい調子で言ってしまう。どうしても病院に行くのか、廃止をするのかとかですね、極端なことを言うと、廃止というのは、ほんとに廃止してしまうわけじゃないんですが、言葉的にそういったある程度のところを選んでいただいて、病院に行っていていただいて治していただかないと、とても今の状態では同じことの繰り返しとなってしまいます。当然ギャンブルでもそういうことですね。お金があれば使ってしまう。なければ、またお金がないと言って市役所のほうへ窓口へ来られるという方がみえます。

それについて、やはり自立が一番大事ということで、すべての方がそういうわけじゃないものですから、一応就労支援ということで、かなりうちのケースワーカーのほうから就労についてやっていただいているし、皆さんも働きたいという方もかなりみえます。ですが、今のところなかなか就労に結びつくという方が少ないです。どうしても今の状況であると、なかなか面接に行ってもはじかれてしまう。先ほど年齢別にやらせていただいたんですが、やっぱり50代とか多いものですから、50代とか45を超えてくると極端に就労というか、求人が少なくなってしまう。ハローワーク等求人を見ると年齢制限ないものですからいいのかなという話でいきますと、実際は45歳を超えてくるとはじかれしてしまうというのが現状です。

それでその中で、皆さんも、うちのケースワーカーも一生懸命就労をとということでやらせていただいていますので、その辺で、とにかく自立をということで、少しのアルバイト的なことでもいいものですから、少しでも働いていただくという形で

習慣づけるような形をとりたいということでそういう紹介もさせていただいていますので、今後いろんな訪問を兼ねてやらさせていただきます。

それと、先ほど中島委員の言われた口座振替ではなくて窓口という話で、実は、以前窓口が多かった時期があって、そうすると5日に保護の方が早くほしいということで、うちが大体9時に金融機関から出して10時にお配りするんですが、窓口にも並んでしまうということで、ほかの市民の方が通るのにも通れないという状態が一時ありまして、急遽口座振替をふやした時期がありました。やはり指導をかけないといけないという人については口座振替をやめて窓口支給という形にとらさせていただきます。そういう方も話をしたいという方については、お金を取りに来てくださいとか、通常の連絡がとれない方については、そういう形でやらさせていただきます。

県のほうの保護担当に言わせると、本来ケースワーカーというのはお金をいじってはいけないというのがあるんです。いろんな事件がありまして、そういったこともあって、ケースワーカー自体はお金をいじってはいけませんよということで、ただ、うちのほうで今のところ人員はふえたにしても足りないということもあって、全体でやらせていただいているものですから、そこまでちょっと徹底できてないですが、本来は現金等いじらなくて、そのためにも口座振替というのを推奨した時期があったものですからそういったこともあって、今、中島委員の言われたような形のことにについては、今も問題のある人は呼び出しをかけて取りに来ていただくような形でやっていますので、それについては間違いないと思います。

それとあと、国とか県のほうで、またこれからいろんな会ですね、担当者会等でも各県の保護グループの方もみえますので、そういった中でそういった相談をしながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○中島委員

大変これは難題なんですけども、ほんとに自立を目指した指導というのを私どももやっていかな

ちやいけないなということをお大変痛感をしております。

働かない時期が長くなると、また健全な人も心が不健全になっちゃうんですね。だからほんとに就労支援というところも力を入れて、あきらめの境地で、もういやということになっちゃうので、就労支援のほうも力を入れていただきたいと思います。

それから最後に、地域活性化交付金のことを本会議でも申し上げまして、住宅リフォームなんかに使えるんじゃないかということも言いました。補正予算というのはいろんなあるんですね。生活保護の生活支援という生活保護等生活支援というのも補正予算で組まれておりますし、生活困窮者対策ということでね、こういうのも補正予算があるんですね。ちょっと返っちゃって申しわけないけど、生活保護の担当として使えるような何か補正予算ということなんでしょうか。わかりませんかね。

生活保護等生活支援ということで、20兆円という予算が国のほうで組まれております。こういったのも何か使えるものがあるならば役立てていただきたいなと思いますしね。いろんな交付金が、きめ細かなとか住宅生活に光を注ぐとかね、いろんな分野での補正予算が組まれております。子宮頸がん等ワクチン、これはこっちで出てきますけど、これは同じ舞台で出てきている補正予算なんですね。これは知立市でも懸案になっておりましたので、ぱくっと食いついてやろうということになりましたけども、ほかにそういった使えそうな予算というものが結構あるなというふうに私は見ているんですけども、これいかがですか。その辺の関係するところというのは、生活保護のところではどうですか。

○福祉課長

申しわけありません。少し勉強不足で申しわけありませんが、基本的には国等が言われているのは、先ほど言った就労の関係ですね。特に専門的な就労相談員を設置するという形のを今後やっていくという形で、そういったので多分そうい

う形の交付金なり等をつけていただくという話だと思います。

本来支給額の問題ではなくて、こちらの体制の関係だと思っておりますので、今まであったセーフティネットの補助金関係も同じなんですけど、いろんな人員を追加した場合に、その部分については100%で見てくれるよというようなことで結構ありましたので、そういったのが今言われているのは先ほど言った就労支援の相談員の関係が一番今力を入れている形だと思いますので、その辺の形だと思いますが、まだちょっと詳しいことまで勉強してないので、申しわけありません。

以上です。

○中島委員

それこそ就労をしっかり支援してほしいという段階では、支援員の事業ということで、100%使えるお金ということで一つ枠があるならばやっていくべきではないかというふうに思います。

それから、地域活性化のところ、副市長も住宅リフォーム助成制度については経済効果が認められるということを繰り返し言っていただきました。この点では、具体的にどんな効果があるというふうにお感じになっていらっしゃるのか。副市長どんな思いで言われたのか、担当はどういうふうを考えているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○清水副市長

やはり今いろいろ仕事になかなかないという環境の中で、それぞれの世帯、それぞれの個人が住宅のリニューアルなり修繕、そういったものをそういう制度を使ってやりやすくするという部分では、そういう関係の業者への需要がふえる、そういうことでの雇用等々にもつながっていくだろうというふうには理解をしております。

○中島委員

担当のほうはあまり、以下同文ですか。もう少しいろいろ調べていただいたという成果を発表してもらいたくないも思うんですけども、遠慮がみに言われておまして、効果がどこにあるのか見えてこないというこんな感じですけども、ちよっ



と御披露してください。

○経済課長

経済効果の担当ということでございまして、今おっしゃったことももちろんということでございます。私ども経済効果という中で、広く業種もあるわけでございます。本会議にほうでも出たかと思いますが、一つのプレミアム商品券のそういった部分での交付も一つの経済効果であると思っております。そういった意味での商工業に対する従事者へのお金の流れ、そういったものでの経済効果というふうには思っております。

○中島委員

プレミアムのものについて、私、お米というふうに単純に言いましたけど、お米だけでなく商工会に入っている業者は全部だよというふうに言っていますね。今までの実績でいうと、あれはどのように使われたのか、どういう業種に回ったのかということもわかっていますか。非常に幅広い業種があるんだというふうにおっしゃるけども、大きくどんなところにそのお金が流れたのか御披露をいただきたい。

○経済課長

今実施中の平成22年度については集計が出ておりませんが、昨年実施したものについては、一応業種別には出ております。

御存じのように、大型店が前回より実施店の中に入っておりますので、大型店に約45%、食品スーパー29%、そういった中で今二つ合わせますと70%余でございます。あとは生活雑貨、電化小売そういったもので、いずれも10%未満というような状況でございます。

○中島委員

ありがとうございます。

やはり全体的には、日ごろ買っているようなものを1割引きで買おうかなという傾向になったんじゃないかなという感じがするんですね。食料品とかね、特別にこれがなかったら買わないというこういうものではないような気がしました。ちょっと種類が住宅リフォームのほうとは違った感じがいたします。

住宅リフォームは、大工だけでなく瓦屋や壁、畳、障子、水周り、ほんとに下水道関係も含めて幅広い業種に影響するわけで、今多分プレミアムでは出てこなかった業種になるんじゃないかなという感じもいたしました。

こちらのほうは特にまた違うのは、いつも買い物をするのを安い1割引きで買おうというのがプレミアムの傾向だと思うんですが、リフォーム助成の場合は、もう少しお金がたまったらやろうかなとか、ちょっと様子を見てからねとか、ちょっと二の足を踏んでいた人たちが思い切ってリフォームするというのでは新たな景気刺激というものが出てくるというね、新たに広がるというこの部分がちょっと性格が違う。また違った効果が期待できる、こういうふうを考える新たに上げていくというふうに思うんですけども、そのようにお考えにはなりませんか。

○経済課長

住宅リフォームということで、主には建設会社あるいは建具屋、畳屋という部分での特定については何かかもしれませんが、そういった業種事業者になるのかなというふうに思っています。

そうした中で、その方々への経済効果というものがどのようなものか、また、従来あります耐震あるいは高齢者など他の制度の関係、そういったものの考え方、精査が必要なのかなというふうには思います。

○中島委員

あまり他を研究していらっしゃらないなということをつくづく今思いました。リフォームするのは、ほんとにその下にまたいろんなものをね、材料を集めるとか、建具屋が一人で何でもかんでもやっちゃうわけじゃなくて材料を集めてくる。それからブロックを買ってくる。いろんなところの材料を買い集めて大工が最後のやるとか、屋根を乗せるとか、いろんな形で、すごいそ野が広いんですよ、これは。電気工事がひかかってくるとかね、そこで、水道管もかかわってくるとかね、幅広いんです。特定のリフォーム業者だけじゃないかというのを前、市長も答弁の中で言ってみえ

た議事録がありました。リフォーム業者だけがもうかるんだというふうな感じでとらえないで、実態としては、もっと幅広い業種の皆さんがかかわるよということを他の事例が伝えてくれているわけですね。そこのところは全く担当者からは実感としては出てこないな、もっと勉強してもらいたいなって、ほかのところをねというふうに思います。

勉強してもらったのは蒲郡だけですか。私、資料お渡ししましたがね、電話もしてもらったとか。もっと幅広い勉強必要なんじゃないですか。ぜひその辺ちょっと聞かせてください。

○経済課長

蒲郡、10月から始めたということで情報等はお聞きして承知はしております。

それと話にでも出ておる中ではございますが、秋田県宮古市の例も内容等は、ごくありきたりの情報かもしれませんが、そういった中での理解は、その紙面の中で理解はしたつもりでございます。

○中島委員

今回の交付金の中のきめ細かなというほうの対象に私は、これはやろうと思えばできると。もう一回これ認識をお聞かせください。

○経済課長

先日お示しをいただきました地域活性化交付金の中のきめ細やかな交付金というところでございます。知立市への配分の交付金額、そういった枠もでございます。また、中身においての概要も見させていただいておりますが、今この中でこの部分が該当してどうかということはちょっとお答えはできかねますが、中身においての概要あるいは緊急総合経済対策に掲げられたというようなテーマの中でございますので、そういったところを総合的に含め、今後どのようにということは考えていきたいと思っております。

○中島委員

ぜひ考えてください。暮らしや雇用などの対策に自治体で活用できる、そんな内容であるということも書いてありますので、ぜひ研究して、これは遅くなっちゃうかもわかりませんが、次補正

となったら3月と。でキープしといて次にやると、来年度やると、そういうことも含めて研究していただきたいというふうに思います。研究きちっとしていただけるかどうか、市長いかがですか。

○林市長

今のところ研究課題ということでさせていただきたいというふうに思っております。

○中島委員

ちょっとニュアンスが違くと全然やらないというふうになっちゃうんだなという。私が研究してもらいますかと言うと、今のところ研究課題という、やる気はないけど研究しますという、こういうふうな感じに受け取れました。

この活性化交付金を使えるということであるならば、これを補助金として15倍、どこの自治体でも15倍の効果が出るよということを言っておりますので、ぜひこれはやる方向で検討してもらいたいというふうに思いますが、そのつもりで担当のほうはしっかりもう一度この補助金の使い方ということも含めてね、検討してもらいたい。いいですか。

○経済課長

活性化交付金の部分を利用してということでございます。まだ中身について、今言った3月で繰り越しができるのかか枠の部分もございまして、総合的に研究、検討をしております。

○中島委員

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第61号について、挙手により採決します。議案第61号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第61号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号 平成22年度知立市国民健康保険補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

よろしく願います。

60ページ、国民健康保険税が2億2,424万7,000円が減ったということで先ほどもお聞きしました。

基金繰入金が2億1,778万4,000円ということで、9月の補正予算のところを見ましたところ、2億177万8,000円ということで、この金額がどこから繰り入れてくるのか教えてください。

○国保医療課長

基金繰入金の2億1,778万4,000円についてということでございますが、平成21年度3月末で3,712万3,855円の基金がございました。それを9月補正で追加で積み立てさせていただいて、9月補正後の残高ということで2億3,890万8555円の残高になっております。そのうちの2億1,778万4,000円を今回繰り入れさせていただきました。

以上です。

○高木委員

最初当初は積立金は4万円ということで、そんなに少ないところはどうするんだろうと思ったら9月のときに補正でということでこれだけのお金で、また12月になってまたこちらへということで、市のほうはこんなふうになっているんだなということでちょっと驚きながらですけども、だんだんと基金のほうは減っていくのでしょうか。

○国保医療課長

基金の残高は減っていくのかというお問い合わせでございますが、今回の補正で繰り入れさせていただいた後の残高の見込みとしましては、約2,100万円ほどということでございます。

今後の見通しということでございますが、医療

費の伸び、税収の伸び等が絡んできますので、平成22年度の9月補正で積み立てさせていただいたほどまではいかないと。今回そままでいかないとというふうには思っております。

以上でございます。

○高木委員

行政経営改革プランの中に支払いが少しでも滞らないようにということでコンビニ、クレジットということで努力されてみえると思うんですけども、効果は上がっているんでしょうか。

○国保医療課長

コンビニ収納等の平成21年度から始めさせていただきましたが、申しわけありません。平成21年度の実績についてはちょっと持っておりませんが、今回補正にあげさせていただきました手数料、歳入システムの処理費用の補正等を見てみますと、コンビニ収納の件数等、あとクレジットの件数等伸びておりますので、税金の納めやすさ等税収の確保については効果があるものと考えております。

以上でございます。

○高木委員

それとはちょっと別件ですけども、市の職員の方が使われている保険証と国民保険証では大分厚みが違うのではないのでしょうか。薄いです、高齢者の保険証は。どうお考えですか。

○国保医療課長

確かに私ども共済組合の組合員証と国民健康保険の被保険者証、後期高齢者の被保険者証の厚さは、確かに違います。これは共済組合はあれでございますが、国民保険証、後期高齢者医療の保険証でございますが、確かに厚さは違います。失礼しました。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時06分休憩

午後5時15分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

先ほどの国保の保険証のその件で補足させていただきます。

国保の被保険者証は、有効期限が2年で発行させていただきます。最長2年で。

あと、国保の加入等の届け出の際には、窓口で即日発行をさせていただいております。窓口での即日発行はコンピューターへつないだプリンターで保険証を印刷をして被保険者の方にお渡ししておるのが現状でございます。

私どもの共済組合の保険証の厚さと同じようにするというものでありましたら即日発行等ができない。それと2年に1回の更新等がありますので、重さ等も変わってきますので、コストの面も考えて今の厚さになっております。

以上です。

○高木委員

よく説明ありがとうございます。

しかし、高齢者になりますと指の感覚等見にくいということとか、探しにくい。紛失も多々あると私は聞いておりますが、その辺はいかがなのでしょう。

○国保医療課長

紛失等の届け出による再交付の件数につきましては把握はしておりませんが、私のところに決裁等で回ってまいります再交付の申請書が週に二、三件ありますので、かなりの数にのぼるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○高木委員

他市を見ますと、知立市は4枚、健康保険証の入るものと診察券が3枚入るような形のものがいただけるんですけども、他市は、もう少し厚みの薄いカードが入れる。それをそのまま持って行って、小さなカードですので。2年後にまたそれを何年間か使える。私たちが免許証を入れるのにカードが別に何年かで交換しなくてもいいような感じがしますので、ちょっとまた予算のないところでけちけち大作戦ですけども、再発行するよりもひょっとしたら例えば80歳以上とか希望される方にはそんなようなことをしていただけたらあ

りがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○国保医療課長

保険証のケースにつきましては、今の形は保険証等、あと福祉医療の受給者証等、あと食事等の限度額認定証の大きさが保険証と違っておりますので、それもあわせて保管をしていただくという意味合いも込めまして今の大きさになっているというふうに考えております。

また、80歳以上の方等の保険証につきましては、今現在75歳以上の方につきましては後期高齢者広域連合のほうで被保険者等の発行等の費用等賄っておりますので、私どもの判断ではちょっとできかねる部分がありますので、よろしく願いいたします。

○高木委員

これは知立市が高齢者にやさしいということで私は申し上げました。今80歳と言いましたけれども、75歳以上後期高齢者、保険証の厚みは同じです、国民年金の方も。この点は、市長どんなふうにお考えでしょうか。

○林市長

保険証の関係、私、他市の例とかちょっと見なくて恐縮であります。

今、高木委員の高齢者にとってやさしいという視点で、できるものならやはりそうした視点で一回検討してみたいなと思っております。

○中島委員

一昨日相談の方がみえました。仕事がなかった方が仕事についたわけなんですけども、その前に納税相談にみえまして、市税と国保税合わせて滞納、払えなかった時期の呼び出したありまして、市役所にみえたそうです。

それでその後、仕事を見つけて、まだ給料がようやく入るところというところに来たんですけども、その相談から2カ月たって、もう既に今月の20日出さなければ差し押さえますよという通知が来ましたということで、納税相談をやっている、何でこんなふうに突然差し押さえ通知のような予告通知、それが来てしまうんだろうかと言って相

談がありました。

国保税のこれも税務課のほうで一緒にやっているので、直接課長がそのことを具体的に多分わからないと思うんですけども、滞納者に対する対応、相談に行ってもそういう形をとられる。大至急もちろん私おうと思うけども、何でこんな脅迫的な手紙が来るんだろうかということで、ちょっと怒ってみえました。多分きょうの朝もその方は市役所に早速相談に行くと言っていましたけども、そんなに2カ月の間、納税相談をおいてですよ、事情も話していうことでやってくるのに、滞納ということでこんな通知が来るというのは、とても納得できないとってみえましたが、連携プレーでやってほしいと思うんですね。あまりそういうひどい扱いは滞納者に対して制裁行政というような形にもとれるようなことはいかなるものかと、こういうふうに思っていて、滞納者の対応を私はどういうふうに考えているのか。毎回私は差し押さえ件数等も聞きましたけども、具体的な事例でこのように、きのうの朝相談にみえた方の話なんですけど、そんなことが起こっているということ自体を認識しておみえになるかどうか、いかがですか。

○国保医療課長

差し押さえの予告通知のような通知が納税相談後2カ月足らずの間に来たということでございますが、申しわけありません。その通知を私ちょっと見ておりませんので何とも申し上げられませんが、滞納者の方に対しては公平性の確保等を含めて、納税者の方の事情等もお聞きしながら相談をさせていただいているというふうに認識はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員

基本はそういうふうなことだし、確かにその相談の折にもね、今回2億円も保険税が減額補正なんだよと。みんな収入が減っちゃって所得割等が減ったのかなと、こういうことで、必死で集めなきゃやっていけないんだわねというそんな雑談もしておりました。それも理解できるというふうな話でしたけれども、そういう事態というのは、あ

まりにもそれこそ拙速なやり方でね、いかなるものかと思えますけれども、今回の、今想像で言いましたけども、2億円以上の税収減補正、これのもう少し具体的な内容についてお聞かせをいただけますか。

○国保医療課長

今回の国民健康保険税2億2,400万円余りの減額補正につきましては、平成21年度中の被保険者の方の所得が平成20年度中の所得に比ばまして大幅に減少したことによりましてこういう減額補正となっております。

具体的に申しますと、課税所得が約23%ほど減額して減少しておるのが原因でございます。

以上でございます。

○中島委員

課税所得が23%も少なくなりました。国保という会計そのものをここに国保に入ってくる皆さんは、若い方でいえば会社に保険がないと。派遣で、アルバイトでというような方たちが多いためにぐんと減ってくるというこういうことも予想されるわけですね。

これは課税所得というわけですけども、年金者というのは比較的安定しているわけでしょうか。そういうのはわからないですか。働いていらっしゃる方の所得が、ごとと減ってるなというふうに思います。年金者の所得というのはどのように見てらっしゃいますか。

○国保医療課長

年金者の所得ということではちょっと把握しておりませんが、退職被保険者、一般被保険者というくくりで申し上げますと、主に年金の収入のある方ということのくくりで申し上げますと、それでも大体20%ぐらい減少しておりますので、ちょっと申しわけありませんが、そのところで御勘弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中島委員

そちらも20%ぐらいは減少してるじゃないかと。年金の少ない方が多い。新しく年金もらう方たちは低い人が多いというような感じがするわけです

けども、こういう実態が被保険者の実態だということ、こういうことを前提に収納率を上げていかない限り財政確保できない。収納率上げる、それはすごい命題ですよ、やっぱりね。それこそ、きのう見えた方は、会社に勤めてたけども、会社のほうはずっと会社の保険があるというふうにずっと言っていた。日勤の方ですよ。よくよく聞いてみたら、それは雇用保険だけだったというようなことでね、全然知らなかったというような感じで、どっと国保の滞納がふえてしまったというこういうことがわかったという話もあります。だけど、やはり国民皆保険ということですので、そういうことも含めてよくよく説明してあげるといふか、わかりやすく保険についての説明をして滞納者に対してもわかりやすく、ほんとに丁寧に話をして、どうしたら納めていただけますかというような姿勢ね、これがないといけないなというふうに思うんです。その辺での市の職員の努力、対応、めっちゃめっちゃに机たたいて取ればいいというこういうやり方でなく、かみ砕いて協力してもらおうということが必要じゃないかなというふうに思います。

それは税務との関係で切り離されているということ、現年はそちらということでもいいですかね。全部向こうでしたかね。そうすると税務との対話、これについても税務課の人は国保の内容について詳しくこういう議会で聞くわけでもないですし、その辺ではきちっと連携をとっていかないとわからないということがあるんじゃないかと思うんですね。その辺は何か工夫されますでしょうか。

○国保医療課長

税務課との連携ということでございますが、納税相談におきましては、資格とか国保の仕組み、税の計算方法等につきましては国民健康保険の係の者が対応して説明をします。あと、納付の相談とかその方法、金額等の相談につきましては税務課の者でやるという形で分けてやらせていただいております。

1人の方に対して2人の職員が対応するという形になりますけども、一緒に対応する場合がありますので、事務の都合で別々になる場合もありま

すけども、そういうふうな形の連携はちゃんとやっているというふうに考えております。

以上でございます。

○中島委員

でしたらさっきのような差し押さえ通知のことについても基本的な方針というのは認識してるわけじゃないですか。全く知らないということでは済まされないんじゃないですか。こういう方針でいこうということを確認してることもあるんじゃないですか。

○国保医療課長

個別と言いますか、納付の通知、督促状、催告状等の発送につきましては、税務課のほうでやらせていただいております。事務処理が機械的と言うんですかね、そういう形になってしまった部分があるかもしれませんが、そういう形でやらせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員

どういふ場合にそういう催告状的なものがね、差し押さえ予告というものがいくのか、ちょっとここではわからないというわけですよ。どういふ場合にそれが出たのかということがわからないということですけども、そういうことも基本的な問題としてルール化されているんだとしたら、こちら承知してないとおかしいし、そういうことですよということも承知の上で納税のお願いをしっかりとすることではないとまずいんじゃないか。ちぐはぐしちゃっててということ。これは税務との調整でやっていただきたいということ再度お願いしたいなと思いますが、部長いかがですか。

○保険健康部長

国保の事務につきまして資格管理あるいは国保税の課税給付、それが国保の担当がやり、それから税の徴収が税務課のほうでやるという、言ってみれば二つの窓口でやっておるといふそういう実態の中で、先ほどから指摘のありました滞納者の方々への対応ですが、窓口で資格あるいは給付においてになったときは国保の者と、それから、そ

の方が滞納である場合には税の者も来てもらって、そこで納税相談をし、それから国保の仕組みの話をしというのが今実態なわけですけども、税はその後に督促、催告状と、そういったものを税のスケジュールの中で処理しておりますので、御指摘のありましたように、国保と税がそのときに同じテーブルで話をするという機会が現状ないのかなというふうに思っておりますので、税のほうに、きょう御指摘のありましたお話も含めまして話をさせていただいて、今後どういうふうになるかというのは税と相談しながらやらせていただきたいと思えます。

○中島委員

ぜひお願いします。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号について、挙手により採決します。

議案第62号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第62号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号 平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

131ページ、お願いします。

ここで保険給付費ですね、居宅介護費1,000万円のマイナス、その下は700万円、居宅介護サー

ビス計画費というところでは700万円の増と、こういうふうになっておりますが、この内容をお知らせください。

○長寿介護課長

補正予算書131ページの1,000万円のマイナスの部分につきましては、通所介護、いわゆるデイサービスの利用者の部分を1,000万円減額するものでございます。

それから、700万円の増額につきましては、ケアプランの作成事業の増額が700万円というものでございます。

以上でございます。

○中島委員

デイサービスのほうはこれだけ利用見込みを少し減額補正するというふうなことでですね。

減額補正するんだけど、一方では、ケアマネジャーがやる計画ですね、これは700万円ふえると、ほかのサービスをたくさん使うだろうということなのかもわかりませんが、ちょっと相反するような気がいたしまして伺ってるんですけども、この700万円のプラスということについての見直し教えてください。

○長寿介護課長

この介護給付費のサービスなんですけど、いろいろサービスの種類がありまして、通所介護と訪問介護、この二つのサービスが全体のおおむね5割を占めてまして、その中でも通所介護、これが割合が高く、利用者の方が多いサービスでございます。

こういったサービスを利用するに当たりましては、ケアマネジャーがケアプランを作成しまして、このサービスの提供を受けることになっております。このサービスの提供を受けている中で、このサービスの提供を受けようとする者が変更になったりする場合、そのときにはまたケアプランを作成しなければなりません。そんなことがありまして、ことしの9月までの実績を見ましたところ、このケアプランの作成費用がかなりふえております。昨年と比較しましても、1カ月当たり100万円ぐらいふえておるといことがありまして、こ

の9月までの実績を考慮しまして、残り7カ月分のケアプラン作成費用がこのままの状態だと少し足りなくなってくるだろうという見込みの中で、この介護給付費の通所介護、これが9月までの実績を見ましたところ、先ほど言いましたように、利用率としては高いものですから、当初予算を少し多めに見込んであります。それが実際に平成22年度を見ましたところ、9月までの実績を見ましたら1,000万円ぐらいは余ってくるだろうという決算見込みのもとで1,000万円を減額はしてはございます。ケアプランのほうが700万円の増額がしてございます。

以上でございます。

○中島委員

利用者の需要と供給のバランスということがありますのでね、こういう調整をなさったと、こういうことであります。

介護サービスということについては全国でサービスの基準というのの地方版みたいなものを運用しているような例が幾つかあるというようなことで、今回もちょっと陳情がたくさん出ている中で、訪問介護サービスにおける院内介助制限というようなことが出ております。こういう厚生労働省通知に反する制限をやっちゃいけないよというようなことが陳情の中で項目としてあがっておりますが、当市ではこの院内介助ということについてはどのような扱いになっておりますか。

○長寿介護課長

この件につきましては、私ども知立市では、厚生労働省の指示のとおり運用をさせていただいております。

○中島委員

具体的実績というのはどうなんでしょう。

○長寿介護課長

院内介助の件について、その実績まで把握してございませんので、申しわけありません。

○中島委員

具体的にはヘルパーのような形を、家庭でなく入院しちゃった場合には、入院先に行ってちょっとお手伝いをすると、こういうことが認められる

わけですね。これは非常に高齢者の皆さんにとってみると必要なサービスだと思うんですよ。どのくらいケアマネジャーの皆さんがこういった点を紹介していらっしゃるのかね、その辺がないと院内介助というのに使えると思ってない人がいて要望しなかったらそのままになってしまいますよね。その辺は、せっかく厚労省がいいよと言っているわけですので、周知してもらいたいと思うんですが、どんなふうでしょうか。

○長寿介護課長

介護認定を受けていただく際に、そういった説明等々も含めて行っていきたいと思います。

○中島委員

何か書いたものを、説明書きになっているようなものでこれが書いてあるというのものもあるんですか。

○長寿介護課長

申しわけありません。今はそこまでの説明書きのようなものは申請時にお渡ししてございません。

○中島委員

なかなか院内介助というのについては、あまりまだ認識が広がってないと思うんですね。ここでも問題になったことがなかったし、私自身も認識をあまり持ってなかったわけですね。こうやってキャラバンの皆さんがいろんな情報を提供していただいて、そうかというふうに勉強させてもらうことが逆に多いんですけども、一般の市民の方だったらなおさらのこと御存じないという。入院しちゃったら入院なんだと。居宅介護という認識はもうここで離れてしまうという感じがするのでね、病院のほうでつき添い頼みますよと言われたときも困っちゃうというようなことがあるかと思うんです。ですから、その辺は十分に、せっかく制限しておりませんと胸を張って言っていただいたのでね、使えるようにPR、どういうサービスが使えるという中のPRの中にこういったものもありますというこういう書面でみんなが認識できるようなもので出していただきたいと。ケアマネジャーの皆さんにもしっかりその辺は周知していただくというふうに思いますが、どうですか。



○長寿介護課長

認定申請におみえになったとき、また、介護保険制度について相談におみえになったときに、そういった形で説明ができるようなものを用意させていただいて周知を図っていきたいと思います。

○中島委員

ケアマネジャーが一堂に会するような機会と何かあるんですか。ケアマネに徹底する方法ですね、そういったものって何かあるんですか。

○長寿介護課長

今、地域包括支援センターのほうにおきまして、毎月木曜日にですね、4週あるわけですが、1週、3週、高齢者福祉行政に携わってみえる在宅介護支援センター等々のケアマネジャー、居宅介護支援事業所等々に携わってみえるケアマネジャーのグループに分かれまして、1週おきにそういった会議を開いています。

ちょっとその第1週、第3週が在宅介護支援センターのほうだったか、第2週、第4週が居宅介護支援事業所だったかちょっと、また後で確認しますけども。

○中島委員

そういった折にもね、こういったことが今問題になりましたよということで一応皆さんにお知らせさせていただいて、利用者の皆さんの選択の一つとしてこういうものがあるということをしっかり周知していただきたいというふうに思います。

次の介護予防サービス費、こちらも500万円の減額ということで、なかなかいつもここの辺が十分に使われていないのかなという感じがいたしますけれども、ここの辺の御説明もあわせてお願いします。

○長寿介護課長

予算書の133ページでございますが、この介護予防サービス給付費負担金、これは介護予防、訪問介護、いわゆるホームヘルプサービス、介護予防、通所介護、これもいわゆるデイサービス、これは介護予防ですので、いわゆる要支援1、2の方が利用されるサービス、これは予算上区分要介護1から5の方と要支援1から2の方の区分がし

てございますので、こういった名称で科目が予算が計上してございます。

その下の高額介護サービス費負担金500万円、高額医療合算介護サービス負担金300万円、これにつきましては、高額介護サービス費負担金ですが、今利用者の方は、それぞれサービスを利用しますと1割負担をしてございます。この1割の負担分が1カ月当たり限度額を超えたものにつきましては後ほど支給されます。この1カ月のうちに限度額を超えない分、これが平成21年度から新しく創設されました医療保険との合算の部分でございます。これは平成21年の8月から平成22年の7月までの1年間、高額介護サービスを除いた部分につきましては、年間で1割の負担が介護保険のほうと医療保険のほうの限度額を超えた方につきましては、後ほどその超えた分について支給されるというものでございます。その制度が平成21年度に新たに創設されまして、当初予算を少な目に計上してありましたが、実際に高額合算の方が大変多ございまして補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第65号について、挙手により採決します。議案第65号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第65号 平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

議案第66号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号について、挙手により採決します。

議案第66号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第66号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号 平成22年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

補正予算の追加分ですね、これについて子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌と、こういう今の非常に期待される部分、子育て支援と合致するところですが、これも補正のほうで国のほうがつけてまいりまして、国はちょっと景気対策的な雰囲気も、子育て支援と景気対策的なものも含めた形の緊急的な提起と、こういうような感じがしておりますけれども、これについて、どのように議論してこうなってきたか。突然で大変だなというこういう話もしていたわけですが、当市は来年の4月からと、ちょっと遠慮ぎみにやろうと、こういう計画をしておりまして、頭出しという意味ではね、近隣と比べても非常に早くそれを表明したという点では、私は高く評価をしているわけですが、今回は国の補正というようなこと

で戸惑いもありながらいろいろ検討していただいたその中身についてお話をいただきたいなと思います。

○健康増進課長

当初、中島委員がおっしゃるように、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン平成23年度から半額という補助率で考えていたところでありまして、急遽国のほうがこのような補助事業を始めるというところで、非常に戸惑いが実際あったわけであり

ます。確かに国が無料化、国が2分の1の補助をするという状況の中で、とはいっても2分の1は市町村がもたなければいけないという財政的な面というところ、非常に総合的に考えまして、なおかつ、この12月3日にその補正予算が通るか通らないかのまだはっきりしない部分もありましたし、そういう点から、実はこういうことはほんとは年度が変わったときからやってほしいなどほんとは思っているんですけども、市民の皆様方の要望も高いところから、国に合わせたほうが一番いいのではないかなというところで今回この補正を出させていただいて、来年1月から実施をしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

来年1月からということで、内部的にはいろいろ研究をしていただいたし、医師会ともいろんな話が事前にあったそういう環境のもとでこれなので、まだ準備に取りかかる体制としてはあったのかなと、こんなふう思うわけですが、1月からということでもありますけども、1月中旬からというか、頭からは大変厳しい。今これ議会が正式に通って、そして準備するといったって年末年始に入ってということですのでね、いつからこれを受けることができるというふうに周知していくのか。そして、その周知の方法、医師会との連携、この辺、総トータルでちょっと答弁してください

○健康増進課長

まず、医師会とは国の詳細が決まってから協議をするということを決めておりまして、国が12月

9日に都道府県の課長会議を開きまして、そこで詳細な部分が出てきました。それを受けまして、今度15日に医師会のほうと協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

この点につきましては、協議の内容につきましては、接種委託単価を幾らにするかというところでのありますし、また、実施についてもいつから実施が可能かどうかをこの15日に最終的に決めていきたいというふうに思っております。うちとしては、来年の1月早々から始めの時期からやっていきたいというふうに思っております。

そういう点で、対象者への周知につきましては、1月1日号に広報には掲載をし、対象者、中学生の方については学校を通して学校のほうから生徒に配っていただき、それを保護者の方に渡していただくという段取りで今進めております。

あと、ヒブワクチン、肺炎球菌の対象者、生後2カ月から5歳未満のお子様と高校1年生の生徒につきましては、個別で議会が通ったらすぐに個別通知を発送していきたいなというふうに考えております。

○中島委員

そうすると、子宮頸がん高1を除いては学校で周知していただくと。中学校ですね。高1はそれぞれの、いろんなところへ行ってますよね、高校生は。市内ばかりじゃなくね。いろんなところに行ってるので、これは個別で郵送してお知らせをすると。

もう一つは、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンは個別通知をします。お手紙をこれはいつ発送していくということになるんですか。

○健康増進課長

今の健康増進課としては、12月24日に発送をしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

議会が終わったらすぐにもう発送して、準備して封筒に詰めて待つとすると、こういう感じかな。あと発送するだけというところまで準備をさせていただいているということでね、順調に滑り出していきたいなと、こんなふうに思います。

ここ教育委員会がないので中学生は学校でというこの部分、何か具体的なテキストみたいなものを学校にお渡しして先生方にやっていただくということですかね。女子だけ集めた形で教室、という形でやるかわかりませんが、何かの時間帯、今は男女一緒でもんね、いろんな家庭科もね。でも男子も一緒に聞くのかな、これはね。当然相手がないと成立しないので、それでどんなふうにというのは御説明いただければ、お願いします。

○健康増進課長

中学生の子宮頸がんについては、男女とも一緒の中で、女子の生徒については漫画でかかれたリーフレットみたいなものを配らせていただいて、その子宮頸がんの原因はどんなことであって、防ぐためにはこのワクチンが必要ですよというような漫画でかかれたものを配らせていただく。先生のほうからその辺の授業の中で周知をさせていただくということになっております。

○中島委員

これはワクチンと、あとは検診を組み合わせれば、ほぼ100%防ぐことができるがんだと。ワクチンで予防できるがんは、これしかないという高い位置づけでワクチンが今度接種無料化されるわけなので、その辺の検討ですね。これもワクチンを受けた世代の子供たちに、それも含めてしっかりとやっていただく。また、その親にも検診の意義というのが十分に知っていただくことは必要かと思うんですね。その辺の手はずはどうなっていますか。

○健康増進課長

保護者への通知の中に、あわせて母親の部分について子宮頸がん検診を受けてもらうような形で通知を出していきたいなというふうに考えております。

○中島委員

大体対象者がほとんどみんなが受けてもらえるといいなと思いますけれど、どの程度の接種率を見込んで目標でやっていかれるのか。無料接種ですからね、ぜひと思うんですね。その辺はどうですか。

○健康増進課長

接種率につきましては、期間が1、2、3の3カ月という点もありまして、単純に4分の1の期間であるというところで、この補正につきましては25%を見込みましてつけさせていただきます。

○中島委員

それは3カ月だからということですが、結局この予算の金額というのは3カ月という範囲なので対象者の4分の1の方しか受けないだろうというそれが積算根拠であると。みんな受けたらまた3月補正と。だっていくら3カ月間でも医療機関のほうが一応オケーですよとって受けてくれればね、みんな行くわけでしょう。みんな一斉にばっと思ったら、これの4倍お金がかかってしまう。そこまではいろんな都合で行かれないかもしれませんが、25%というのがちょっと少ないかなという感じもいたしますね。もしこれが実績に合わせて3月補正すると、こういうことですね。

○健康増進課長

医療機関のほうにもワクチンの備蓄というんですかね、申し込みはあって、これまた多分一斉に申し込まれるというのが予想されて、ある医療機関にもお聞きしたんですけども、一時はパニックになっているんじゃないかと。供給が一時ストップになるかもわからないという状況も考えられるというお話も聞きまして、だからといって25%でおさまるかどうかというのはわからないところではありますが、最終的に3月までこの25%を超えるようであれば補正も追加補正をしていかなければいけないかなというふうに考えております。

○中島委員

ワクチンは一応担保されるんですかね、みんないっちゃった場合。予約制でありますか、これは大体。医師会との話はこれからということですけども、予約制でやって順番に整理していくということでしょうけども、ワクチンがどのぐらい用意されるのか、この点は、ある程度わかってるんですか。

○健康増進課長

製造元にお聞きしますと、5月までは備蓄分で

何とかできるのではないかなという話も一方では聞いておまして、ワクチンが申し込んで足らなくなるようなことはないじゃないかなと。申し込んだ方が、一応接種できるような状況にはあると思っておりますけども。

○中島委員

それならば安心してみんなが申し込むということになるかと思いますが、予約しようと思ったら品切れですということにならないようにということは期待したいと思いますが、これは皆さんがいろんな形で協力しないとできないことだなということで、製造元のほうも商売ですから一生懸命つくってもらおうと。やられるだろうと思っておりますけども、一応準備は万端ですよというふうにもっていくということですね。

具体的にはこれも平成23年度でおしまいというような国のほうの方針ですね。期限つきのものということで、このようにこれはだから定期接種というふうにはなっていないんだという認識でよろしいですね。今後どういうふうになっていくのかということも、当市はどうするのかということも検討されていることがあればお聞かせください。

○健康増進課長

委員がおっしゃるように、この3ワクチンにつきましては任意接種、定期接種にはまだいっておりません。国のほうも定期接種化に向けて検討を始めておまして、近い将来には定期接種化になるかというふうには思いますけども、とりあえず平成23年度でこの任意接種の状態で補助が切れますので、市としても平成24年度以降どうしていくかというところで、平成23年で補助が切られるからそこでおしまいというわけにはできないかなと。何とか継続はしていきたいというふうには考えております。

○中島委員

何とか継続していきたいということで、これは市長、そういう立場でよろしいですね。

○林市長

検討課題としては、方向としては継続をさせていただきたいという思いはありますが、あと、対

象者をどのような形にしていくかは具体的な枠組みとか内容については、費用面のこともありますので、そうしたことを検討しながら、基本的には何らかの形で継続はしていきたいなという思いは今のところ持っております。

○中島委員

費用面があるから対象者を狭めるかもしれないということですね。ちょっとした時差でぐくつと変わってしまうというもおかしいですし、中学校で学校の先生が、この授業やったけど、この時期になったら対象外、やらないよという教育的な配慮もおかしいし、できる限り全面継続できるようにね、これもがんがんと国へ言っていくと。定期接種化を求めるような形も含めて国へ言っていくということは、多分どこの自治体でも課題になるんじゃないですかね。

ちなみに、国が予算化しても市がやらなければ実施できないわけですが、この地域では全自治体が実施ということで足並みがそろったかどうかお聞かせください。

○健康増進課長

県のほうは、県下の実施状況を調査しまして、これが12月1日現在の報告でそれを集計しましたのがあります。今年度実施、57の市町村の回答で11、12月補正で実施を予定しているのが25カ所、25市町村、2月補正が3カ所、未定が4カ所、実施しないが25カ所。この調査の中で、西尾と碧南も実施をしないという印になっておりますんですが、実際に西尾も12月補正で実施しまう予定になっておりますし、碧南も実施予定になっておりますので、そういう点からすると、この25の中にまだ実施する部分もあるのではないかなというふうに思っております。平成23年度実施予定は51カ所、未定が6カ所、平成23年度も未定というところもまだあります。

実施市町村の本人負担、これ無料についての問い合わせがありまして、無料のところは17カ所で有料のところは18カ所、まだ未定のところは22カ所ということで、この辺についても、ここの西三河については有料ということがほとんどないわ

けでありますけども、尾張部のほうで一部負担金を取る予定というのが少しありました。

そういう状況でありまして、なかなか知立市財政が厳しい中、先頭切って無料ということ打ち立ててこの補正をさせていただきましたけども、なかなか厳しいかなというふうに思っております。

○中島委員

今年度途中から実施するところと平成23年度から実施するところと二つに分かれて今おっしゃって、ちょっとトータルで今年度実施は25と3を足すんですかね、28ですか、今年度補正で実施するところ。数がちょっと不明確だったので。

○健康増進課長

今年度実施につきましては、11月に12月補正で25カ所が予定しておりまして、2月補正が3カ所で合わせて28カ所が。未定が4で実施しないが25、それも加えました。実施しないほうを除いて、調査では実施しないほうに入っておりますけども、実際27であったんですけども25に減らして、実施するほうに二つつけ加えさせていただいてということ。

次年度が実施するが51で未定が6という今のところそういう状況であります。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

午後6時15分休憩

---

午後6時24分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

最後に、子宮頸がん等ということで3種類ですが、それぞれのこの委託料の分類、金額の分類ですね。3種類のワクチンの委託料、これ合算で書いてありますので、それぞれの金額をお示ください。

○健康増進課長

3種類のそれぞれの単価と予算につきまして報告させていただきます。

この単価につきましては、まだ15日の医師会と

の協議が終わらないと正式には決まらないというふうに考えております。

ただ、国のほうの補助基準単価がこれより少し高く見積もっておりますので、ちょっとその辺が心配なところにあります。

ヒブワクチンにつきましては、8,662円の接種見込み者数が全部合わせて918人、2回も1回もその中にありますので難しいところですが、ヒブワクチンとして総費用額としましては946万8,000円で、その2分の1の473万4,000円が市の負担になるのではないかなど。

子宮頸がんにつきましては、単価基準が1万5,781円で、これにつきましては2回この3カ月のうちに打てるという予測のもとに336人の方に接種するというので、総費用額が1,060万5,000円、端数はちょっとありますけども、市の負担が530万2,500円という状況ですね。

小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、単価が1万1,077円で、これまたヒブと同じように918名の対象者に2回と1回、2歳以上は1回になりますけども、そのトータルが1,412万3,000円かかるのではないかなど。市の負担としては706万2,000円というふうに見込んでおります。

○中島委員

3種のワクチンがこのように実施をされることは大変な期待しております。今後はいろんな方向性、議論がありまして、国がぶつんと切ってしまうという方向になるのか、少しでも継続してもらえるようになるのか、これはまた市の声を上げなきゃいけない課題になろうかというふうに思います。

それから、その他ですね、高齢者の肺炎球菌もし打つとしたら、単価わかりますか。

○健康増進課長

ちょっと言い忘れたんですけど、その前に先ほど中島委員のほうから、この3ワクチンの定期接種化を進めてほしいような市としてもそういう意向があるようなお話でしたけども、一言言わせていただきますと、この定期接種化については、実際に市が全額負担という形になりまして、今現在定

期接種化でBCGほか3種混合や2種混合、ポリオ等行って1億円以上の市の負担が出ております。これがさらに定期接種化されますと、市の負担が大幅にアップされるのではないかなど。この高い単価の状況の中、定期接種化も市民にとっては非常にありがたいことだというふうに思いますけども、市としては非常に財政を圧迫するものになるかというふうに思います。

国は多分地方交付税の算出基準の中に入れてあるからいいのではないかというふうにお答えがくるかもわからんですけども、それも交付税の中ですからね、どういう形になるかわからないというところで、市としても困ったなというところにあります。

高齢者の肺炎球菌につきましては、1万円前後という話を聞いておりますけども、改めて市内の医療機関が大体どの程度で単価で実施をされているのか、また調査をしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

定期接種化の問題点はおっしゃるとおりだというふうに私も認識しております。

ただ、国民が必要なワクチンだよということを国が定めるという点では前向きな問題ではあると。財政的には全く手を出してくれないという大変皮肉な制度になっているこの矛盾というものが大きいので定期接種化というのは国のせめて2分の1を出してくださいと、こういうものにほんとはしていくべきだというふうに思いますね。

必ずやらなきゃいけないということになるわけですので、どんな小さな自治体であってもこれはやらなきゃいけない。本人負担はゼロでやらなきゃいけない、こういう制度になるわけで、だったら国もちゃんと負担をしてくださいよという気持ちは私も一緒です。ワクチンの接種化そのものが大事だという意味での定期接種化という位置づけ、認識に私はとどめたいと思いますけども、どんどんやれやれといってもそういう問題がつかますので、かといって補助金が2分の1来年度終わっちゃうわけなので、それもくるかどうかまたわ

からないと。ひょっとしたら定期接種化にしてどうぞやってくださいとくるかもしれない。これもまたアンテナ高く見ていかなきゃいけない問題というふうにはちょっとがんじがらめかなという感じもするんですけどね、ちょっと難しい問題だなというふうには私も感じております。

高齢者の問題では8,700円かかったよとか、市内で1万円弱でやっていただいたよというような話あります。インフルエンザと大体セットでもやっていただけののかな。どうなのでしょう、接種そのもの。一緒に受けてきたよというふうに聞いたような気がするんですけども、そういうことわかりますか。

○健康増進課長

確かにいろいろな臨床検査の状況からしても単独で打つよりはインフルエンザと併用してやったほうが効果が出るという結果も出ておりますので、その辺についても実際どのように市内の医療機関で肺炎球菌を接種される方があわせて打っているのかどうかについてはちょっとわかっておりません。

○中島委員

インフルエンザと一緒に打ったよという友人がいます、そうかと思ったんですけども、インフルエンザを無料で市が援助をしている高齢者の皆さんという点ではどのぐらいみえるのか。そういう方のみでも肺炎球菌というワクチンを接種していただくというこれを進めていただけないかと、こんな感じします。お金のかかることですけどね、無料接種でやっていらっしゃる所得の低い方、高齢者ということ。肺炎球菌は高齢者中心にということではいけばね、所得の低い高齢者ということではやるとすればね、どの程度お金がかかるんだろうかと、こんなことも試算していただいてね、何もかも全部というふうにはなかなかいかないわけですけども、一度ぜひその辺お願いしたと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康増進課長

その点につきましては、本会議の一般質問の中で佐藤議員からもありましたように、うちのほう

で接種率20%でやりますと八百数十万円かかるという状況があります。県下においてもまだまだ9カ所にとどまっている状況にありますし、この3ワクチンを今年度から実施というところで、なかなかすぐというふうにはいかないかなというふうに思っております。

○中島委員

高齢者の死亡の4番目ぐらいが肺炎ということで、高齢者というか全体ですけどね、4番目ぐらいが肺炎で亡くなるというその前の医療費ということの問題も考えればね、決して出るばかりじゃない面があるだろうというふうに思いますので、ぜひこれは今すぐというふうにはなかなかいかないかもわからないけど、近い将来の課題ということでね、ぜひ検討していただきたいというふうにお願いをして質問を閉じます。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第68号について、挙手により採決します。議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後6時37分休憩

午後6時38分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策の拡充についての陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

陳情第15号に対する私は不採択の立場で御意見を申し上げます。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書ということであります。この題名からはそう異論はないわけでありますけれども、趣旨を読まさせていただきます中で、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラを進めることなくという部分がございますが、私は思いますのは、確かに福祉等の切り捨てはいいませんが、民間委託とか、あるいはそういうことに取り組みながら今、福祉の費用も随分膨らんでおりますので、非常に効率的にやっていくべきではないかなと思いますし、また、陳情項目の中で、税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでくださいというところもございますが、それはそれぞれのまた理由によってはそういう制限も加えなければならないのではないかと思いますので、そのほかいろいろとたくさんの項目がございますが、私は、そのところから不採択でお願いしたいと思います。

○中島委員

私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

このキャラバンの陳情全体として10本あるわけですけれども、この陳情第15号は市に対してこうした取り組みをぜひこういう姿勢でやっていただきたいというちょっと総花的な要望書というふうになっております。もう率先して知立市がやっている問題も幾つかありますので、これは当然他の自治体も含めて、全部そこら辺をやっていただきたいという要望が載せられていて、知立市はやってるとこういうことでもあります。

先ほども介護サービスの問題では、今ローカルルールというふうに言われまして、地方で勝手にルールをつくって、これは受けさせないサービスだといってサービスを圧縮するという制限をやっ

ているところが幾つかあるというようなことが指摘されて、これも院内介助制限というのもあちこちであるんだということでこの要望書に載っておりますが、これも知立市は制限はしないで頑張っておりますよと、こういうことが先ほどは質疑で明らかになりました。

ただ、特養ホームなどの基盤整備早急にやっていただきたい。これは積極的に受けとめなきやならないテーマとして私は受けとめました。

それから、後期高齢者の問題についても国のほうが制度を見直しをするというような一応廃止するというのを前提でありましたけども、見直しというような形で出てきております。これはここでは深く議論する内容のところではありませんけれども、そういった後期高齢者の制度がうば捨て山だよというような差別的なものが非常に言われてきた問題でありまして、そういった中でも高齢者の医療費負担を少なくする。少なくとも住民税非課税の方は無料にという私どもは一般質問等でも述べさせていただきました。福祉給付金の制度拡大、これが第1に高齢者の問題としては載っているわけであります。

子育て支援については、①で18歳までの医療費無料制度をとということで載っております。知立市は中学校3年生まで。高校3年生までと、こういうことでもありますけども、考えてみれば、EU先進諸国はみんなこれが医療費無料がもっと幅広く当たり前になっている中で知立市は児童福祉法という児童の対象18歳と、こういうことでありまして、これはすぐということにはもちろんいかないわけですけども、一つの提起としては大事な点ではないかというふうに思います。

国保の点では、国民健康保険制度の広域化に反対してくださいとあります。これは国保が大変だという中で、全県で一つの国保にしまえば地方の負担も減るんじゃないか。かかった分は保険料で全部というシステムが確立していくんじゃないか、受益者負担というようなね、応益負担ということ、より一層濃くなっていった地方自治体の会計は軽くなっていくと、こういうことに客観的



になるわけでありませけれども、国民の立場からしますと、やはり今まで非常に減免制度等も自治体が市民に前向きに向き合っていたいて取り組んできていただいた制度であります。それを壊してしまうものということで、私は広域化には反対しなければならないというふうに思っております。

障がい者の施設についても自立支援法がまた継続というようなことで、一番懸案であった問題、1割負担という言葉そのものが残ったことやいろいろあります。そういった中で、これは市に向けてということで、より充実した支援をということがずっと項目で挙げられております。これも重要な課題だと思います。

それから、予防接種は今議論があった三つについては助成が始まるけれども、高齢者ですね、これも研究課題にしてもらいたいとお願いしたとおりでございます。

生活保護については、より丁寧な個別指導というものをしっかりやっていただいて、就労支援自立に向けて専門職を含む正規職員をふやしてくださいと。知立市にとっても重要課題ということで私は受けとめさせていただきました。

すべての項目という受けとめではなく、やはり積極的に受けとめるべく項目について、私は、市当局にもしっかりと向き合ってこれを受けていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○高木委員

内容的に実施しなければならないことだと思っておりますところもありますが、年金者とか、先ほども出ました院内介助に限りましては、これはちょっと詳しいところは医療保険との兼ね合いがありますものですから、ちょっとこの辺の解釈はというところもありますけれども、内容的にはすべて賛成とは言えませんが、やはり考えていかなければならないことだと思いますので、この陳情書には認めるところもあります。一応は賛成ということで。

○杉山委員

弱者の方に対して介護・福祉・医療すべての拡充ということについては、ここにみえる委員みんな

反対の面はないと思うんですけども、個々の趣旨も先ほど石川委員がおっしゃられましたように、ちょっと画一的な言い方の部分もあり、また、今までの政策に対しての改善等もあるとは思いますが、全体を通して特に保険料の滞納者に対するこういった弱者の立場からするという問題の提起の書き方では納得できるように書かれているところもあるんですが、税の公平という部分からとかいろいろ点で、ここの部分でどうしても賛成できない部分もありまして、反対の立場とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第15号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第16号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○三浦委員

それでは、陳情第16号につきまして、安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書であります、反対の立場で意見のほうを述べさせていただきます。

年金制度はやはり一番関心がありますし、また、保障の確立ということはしっかりやっていただかないといけないと思っております。

この陳情書におきまして要望書がございます。その要望の中の1、国の責任で宙に浮いた年金の

問題を早期に解決する。これは当然のことでありまして、これはやっていただきたいことではありますが、ほかの2番、3番、4番、例えば2番の全額国庫負担による最低年金保障制度を創設し、現在の無年金者や低年金者をなくす。この分につきましては、やはり財源の面、また、不平等が増すということで、これはちょっと納得はできません。

それから、当面の受給資格の年限ですね、これ10年ということで短縮しようということがありますが、やはり現行の25年ということができております。これについてもやはり不公平が出てきます。とりあえず現行の25年でということをやっていたきたいと思っております。

それから、社会保険庁の解体ということですが、これは解体して年金機構でやっておるわけでありまして、やはりこの件は年金をしっかりと保障の確保をしていただき、この年金を少しでも保障の確立をしていただきたいと思っておりますので、この陳情書につきましては不採択をお願いいたします。

○中島委員

賛成の立場から意見を申し述べます。

ここにもありますように、高齢化率というものが日本全体で22.7というふうには達していると、こう指摘されておられて、しかしながら、無年金者が100万人と。平均受給者が月4万8,000円ということで、これだけであればみんな生活保護になってしまうという状況ですね。そういうことが実態だというふうに思います。

今、厚生年金の未加入という事業所がほんとに多くなっておりまして、給料は少ないけど厚生年金が払えないというふうなことで無年金者がまた今増大させているという状況がある、このことは本当に直視しないと、将来の生活保護者がどんどんふえちゃうという、こういうことにもなりかねない。とても私は深刻な問題であるというふうに思います。

既にここにもありますように、政令指定都市の市長会や全国市長会も最低保障年金制度を含む、こういう要望書を提出していると、こうあります

ね。やはり世界の流れもそうですけれども、受給資格年限を10年というようなことでここに書いてありますけれども、世界ではそのような流れが今できております。10年でたくさんもらえるかといえばそうじゃない。10年あれば最低の受給者にはなれると、こういうことですね。だから途中からでも掛けることが意味がある。今でいうと掛けても25年は担保できないから、もう掛けるのをやめるということで、ますます年金を支えるその財政が乏しくなっているわけでありまして。ですから、最低保障年金制度10年の受給資格年限、この辺にもっていかない限り、逆に今の年金制度が破綻してしまうんじゃないかということをおもいますので、ぜひこれは進めるべきというふうに思います。

年金機構については、宙に浮いた年金がさっと解決するかと思っただけです。のろのろしちゃったという実態もありますし、私も年金の問題で年金の事務所のほうに電話しましたが、年金機構に聞いてみますから待ってくださいとやってなかなかすつとはいかない対応でした。シンプルじゃないんだなと思って対応の遅さにいらいらとした経験が相談者の問題でございましたけれども、言われたほどこの年金機構が速やかな対応だとか、速やかないろんな保障をちゃんとしてるんだというのではないということを私は実感しておりますので、やはり国が責任を持った制度にしてもらいたいということで、この陳情に対して国にぜひあげるべきだと賛成をいたします。

○高木委員

安心して暮らせる年金制度の確立ということで、趣旨としては賛同できますが、陳情内容につきましては私の言葉でいうと過激すぎるような気がしまして、やはり10年ということもありますけれども、10年働いてもらえるというのも今の時代これはちょっと極端なことなのかなというふうに思いますので、私としては反対です。

○杉山委員

安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書ということで、今、中島

委員がおっしゃられました、私、受給資格の年限10年短縮とかそういった点は見直す点でもあろうかと思いますが、この陳情事項の中の4点目の社会保険庁を解体し、設立された年金機構は国民の期待に反して公的な責任を弱め、事務を停滞させている。解体をもとに戻すことということで、停滞している部分とかいろんな問題点は多々あると思います。

ただ、また元に戻してまた一からいろんな意見、またどういう形になるかという、またそれで遅々として進まない状況になるかと思しますので、この1点をもって不採択ということをお願いいたします。

○水野委員長

ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

これより採決します。

陳情第16号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第16号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第16号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第17号 後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第17号の陳情書について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情書については、従来より同じような形で内容が伴って出されておりますが、民主党政権

にかわって現在の政治不安の中、陳情項目の中の1、後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことについて特に議論が深まってない感じがいたします。あわせて私どもが議論中、確かにこの制度について多くの問題があり、今のところまだ確定するものではないという立場で不採択でお願いしたいと思います。

○中島委員

後期高齢医療制度、これの矛盾は爆発的にマスコミ等でも取り上げられた経緯は皆さんも御承知のとおりで、その中で廃止というこういうことが要求として出たし、マニフェスト等でもうたわれました。

ところが厚労省、政府は、8日ですね、つこの間、高齢者医療制度改革会議最終案というものを発表したわけですね。示したわけですね。これは75歳以上の高齢者を差別するいろんな仕組みを温存しているもので、マニフェストとは違うんじゃないかという批判がすぐにあがっております。低取得者の保険料の軽減する追加的な措置というものも段階的に縮小するというのでね、軽減策もなくしていくよということもうたわれております。

具体的にこれは今2013年度創設ということで今まとめられたわけでありましてけれども、75歳以上の高齢者、サラリーマンの皆さんの扶養家族である方たちは、そちらの被用者保険に入れましょうと。残りの大多数は国保に入ると、こういう大枠を示したわけですね。75歳以上というものは、しかしながら国保といっても都道府県が財税運営をして現役時代の国保とは別勘定にしよう。結局何が変わるのという感じの中身が出されているわけですね。

それから、70から74歳の患者負担は2013年度には70歳に到達した人から順次1割負担から2割負担に引き上げると、これも盛り込まれました。

そして、第2段階としては、75歳未満の国保、これを広域化すると。時期は2018年度と法案に目標を明記して、全国一律に移行する方針。2018年度から県下の単一国保にしないと、こういうよ

うなことをばばっと今出されてきております。広域医療制度の改正をするかのごとくに見えました動きも中身を見たら、また改悪されてしまうというような方向であり、私は、大変この直ちに廃止というこれを再度言いたいなというふうに思います。

国民健康保険への支出、国の支出を大幅にふやしてくださいということが書いてあります。とりわけ収納率によって国の医療費の負担の算定をペナルティを設けると。収納率が悪かったら国のお金を出すのも減らすよということやら、福祉医療、子供の医療費、障がい者の医療費の無料化、これらをやっているところは市単独でやっているところについては国の負担金を減らすよというペナルティが、この1番に書いてあることはそういうことです。これをやめてくださいという、これはぜひ声を上げなきゃいけないなというふうに思います。

それから葬祭費、今5万円になりましたね。亡くなったら葬祭費5万円。これはかつては国の支援もあったんですが、ゼロになっているということで、財政措置をとってほしい。10万円から5万円に減らされてね、これも最後の支払いになる。死亡者の方に、家族の方に支払われるお金ですけれども、国の支援はゼロということになる。これも措置をとってもらいたい。非常にこれは切実な控え目な要求がこの面では書いてあるなということが伺えます。ぜひこれを実現していただきたいということで、ぜひ国に意見書をあげたいと思います。

○杉山委員

多々問題点のある現行の制度だという部分でありますけれども、陳情事項の一つに対しての部分言葉じりとかそういった部分ではないですけれども、記の後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。問題点あるということで、国の方向転換の部分もまた問題点あるという点を言われましたけれども、やはり意見として求めるには、すぐにこの現状を前の制度に戻すこと云々という部分について、ここの語尾を含

めて、この部分については採択しかねます。不採択。

○高木委員

後期高齢者医療制度廃止ということで書いてありますけれども、現実後期高齢者の直ちに廃止となってますけれども、どの部分が本当に悪いのかということは後期高齢者医療制度におきましても独居老人に対しては措置がされており、今すぐにこれを賛成ということは、私はまだ変えなくてもいいと思いますので、不採択をお願いします。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第17号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第17号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第17号 後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第18号 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○川合委員

陳情第18号につきましては、不採択の立場で意見を申し上げます。

高齢者医療費の負担増、国民健康保険税、介護保険料の引き上げ、また部屋代、食費の徴収、家事援助の制限、入所なかなかままならないなど、介護に関しては多くの問題が山積する中、自助・共助・公助の組み合わせにより地域包括ケア構想が打ち出されたわけではありますが、その中で低所得者や高齢者の方々に対して、制度から外されるんではないかというような今後の介護の行方が懸

念されるところであります。

また、介護を支えるヘルパー、マネジャーの方々に対して労働環境はいまだに慢性的な人手不足であり、陳情にありますような抜本的な体制改善が求められるというところは理解するところであります。

しかし、介護を求められる方々に対して必要なサービスを保障すること。これは当然必要であります。介護認定制度をやめよという要望につきましては、やはり認定を受け介護を受けることができるという今の体制についての必要性もあり、この制度は今後も維持されるべきではないかという考えに立ちまして、この採択には同意できず、不採択をお願いしたいと思います。

○高木委員

不採択をお願いします。

介護保険の現状からいきますと、この陳情事項はあまりにも無謀なように思いますので、不採択をお願いします。

○杉山委員

陳情事項の中の国に以下の趣旨に意見書、要請書を提出くださいという中身でございますが、介護保険の国庫負担を大幅にふやし、保険料や利用料を引き下げてください。この点はいいと思います。

先ほど川合委員からの話もありましたが、介護認定制度をやめ、必要なときに必要な介護サービスが受けられるようにしてください。当然必要なときに必要な介護サービスというのは受けたいわけですけども、認定制度という中で必要という部分も含めて、この制度を早速取りやめるという意見に対してはちょっと認められませんので、不採択をお願いいたします。

○中島委員

介護保険10年ということで新しく今見直しがされようとしておりますけれども、結局のところ見直しの中心は、お金がないためにサービスを縮小する、縮減するという、こういう仕組みづくりというものに私は今その特徴があるというふうに言っております。

一般質問でも取り上げましたけれども、介護予防的などところについては地域支援事業にしようというような取り組みで予防給付、先ほど質問しました予防給付というのがありましたね。要支援の方の予防給付については介護保険から切ってしまうというような動きも大変今出てる。まとめて出されたということなわけで、軽度者、要支援の人たちのサービスは保険外というようなこと、これで本当にいいのかどうか、皆さんの意見は私ははっきり聞きたかったなという感じがいたします。

認定制度、これは前回もこの提起がされました。目からうろこということありますけども、お医者さんにかかる人は認定を受けてから医者にかかるのかと、医療保険でというような考え方からこれが今急に出てきている急浮上した問題であります。もちろん必要のない介護は受けなくていいわけにありますけれども、今の問題、認定そのものもだんだん本人の状態を無視して低くなってみたり、サービスに制限があったりという事態がある中でこの要求が出ているという背景をしっかり押さえた中で受けとめをしなければならぬと、こんなふうに思いまして賛成の討論といたします。

そのほかのところも1つ1つこの知立市議会の中でも要望しているような内容が他にちりばめられております。ぜひ私は、国に意見書をあげるべきだと思います。これやっつけていかないと介護保険の大義が失われてしまうという方向を私は今、危惧をしておりますので、ぜひと訴えたいと思います。

○水野委員長

ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第18号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第18号について、不採択することに

賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第18号 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

午後7時12分休憩

---

午後7時20分再開

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第19号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○石川委員

この陳情第19号につきましては、不採択でお願いいたします。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書ということであります。

もうここしばらく安心して子育てができることが必要だということで、いろいろな施策がある中で、この趣旨の中で、劣悪な労働環境とともになんてここにちょっと言葉がすごいですね。子供を育てるのにお金がかかりすぎるようなこと、今国のほうでは子ども手当まで支給して何とかというような子育て支援もやっているところでありまして、その中で、国を揺るがすほどに今大変な財政難の中でありまして。その中で、さらに子供を対象とした国の医療無料制度を早急にとということでありますが、これはそれこそ日本は沈没してもいけません。そんなこともありますし、また、妊産婦の検診については、もうこれは一応の形はできているのではないかなと思いますので、特別に意見書を出す必要もないと思われまますので、不採択でお願いします。

○杉山委員

女性として、また子育てをしてきた観点からも、

ほんとに安心して子供を子育てできる制度というものに対しての意見というのは本当に同感できる部分はたくさんあります。

ただ、この趣旨の中の今、石川委員がおっしゃられましたが、その要因として劣悪な労働環境とともに子供を産み育てることにお金がかかりすぎるといことがあげられますと。当然お金をかける部分がありまして、これについてもあれなんですけども、環境というのは労働環境は劣悪という部分も含めて、いろんな環境がある中で育てていく、そういったものもまた改善していくという部分では大事な部分かと思えますけれども、個々の部分の一つとして、この辺は趣旨の言葉に変えれば賛成なんですけど、このまますべてという点では不採択でお願いいたします。

○中島委員

賛成の立場ですが、趣旨はそうであっても陳情事項は1から4、これが陳情事項であります。文言が云々ということであるならば意見書を変えればいいんです。その辺はね。そういった点では私は、もう一度今の杉山委員の発言もその前もありましたけども、このところだけをひっかけて反対するというのはちょっと陳情の趣旨にどうかという感じがいたします。

ただ、この劣悪な労働環境ということについていうならば、私のところも保育園やっておりますのでね、お母さん方の状況もわかります。パートの方でも残業で帰りが7時過ぎてしまうというような、これを断ったら首切れちゃうからやってこなきゃならないといって保育時間の延長をしておられるというような状況もあります。ほんとに子供を育てる間は、時間は残業しなくてもいいよというようなことだとか、また、夜勤という問題もあります、具体的に。夜勤をしていた方がうちにいたら昼間見れるじゃないかというようなことでね、ちょっと担当とけんかしたこともあるんですけども、そういった労働で保育園は夜やってくれるのといったらそうではないというようなことも現実にはあるんですね。24時間保育園に預けっぱなしというようなちょっと悲惨な保育状況も出

てくるほどに労働環境が劣悪というのは、決してこれはうそではありません。現実にあります。ですから書いてあるわけです。

ただこれが気に入らないというなら陳情項目に着眼していただいて、私は、ぜひ議論をしていただきたいなと思います。18歳までというのはね、唐突な感じがするという意味から反対の声が出てきたかなと思いますけれども、国は今でも一つも医療費助成制度の無料化に対して一円のお金も出していないんです。そこのところを私は声を上げるべきだと思います。中学校3年間でなら援助してくれということに一致するのか、国が一銭も出してないことが問題であります。

2番目は先ほども言いましたとおりですね、ペナルティをかけてくると、医療費助成に対してね、こんなのはとんでもないということになります。

それから4番目、ここは教育のあれじゃないですけども、あえてここで一緒にやりましょうということに入っている就学援助、国の予算措置を復活し、増額することということになっておりますが、準要保護、就学援助、国の支援が全くありません。給食費等無料にするとかいろんな制度がありますけれども、国は出さない。生活保護の方についてはどうかといえば、修学旅行費の2分の1だけを出して、あとの給食費や教材費等の就学援助の中身については一銭もお金を国は出しておりません。こういう状況であります。

ですから、このところで国に対してということがあがるのは、多分当局者の願いでもあります。当局の皆さんも、ぜひ国に出してもらいたい、こういうふうに1番も含めて思っている。財政が大変だからこそ市も声を上げると、こういうことではないかと思しますので、その意味では積極的に採択をしていくべき陳情だと考えます。

○高木委員

陳情事項の内容につきましては最もだということだと思っておりますが、劣悪な労働環境という言葉にいささか困惑します。

18歳年度末までの子供の無料制度ということは、ちょっとこんなことができるんだろうかという、

お願いしてできるんでしょうかね、国はというような私の感じですので、この二つを取り上げて賛成しようか、反対しようかというふうに私自身が申しわけありませんけれども、とても悩むところです。私は、この部分で反対したいと思います。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第19号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第19号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第20号 医師・看護師不足を解消し、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○三浦委員

それでは、陳情第20号でございますが、これは賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

医師・看護師不足を解消し、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、ここに陳情事項がありますが、地域医療の確保、診療報酬の抜本的な改定、また、医師・看護師などの従事者の養成、確保に向けた施策、これは賛成しますので、ぜひ進めていただきたい。深刻な医師不足の問題を解決していただきたいと思ひまして、採択をお願いいたします。

○杉山委員

今回趣旨、また陳情事項ともに私自身も、また党としても地域医療の確保に向け、また診療報酬を抜本的に解決すること、そして医師・看護師などの医療従事者の養成、確保に向けた施策の充実

を図ることに對して賛成とさせていただきます。

○中島委員

賛成の立場であります。

この点については、何度目かの陳情かなというふうに思います。毎回皆さん全員で一致して意見書をあげてきたという経緯がある、そういう内容の陳情であります。

特に今、医師不足、看護師不足というようなことから、ほんとに必要な医療が受けられない。特に小児の関係では足りないというような深刻な事態がありまして、子育て支援と言いながら小児科のお医者さんがいないと、こういうような現実もあちこちで聞くわけでありまして。十分な私は対策をとらなければいけないというふうに思います。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第20号 医師・看護師不足を解消し、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第21号 障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第21号の件につきましては、不採択の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

この陳情内容についても従来と同じような形で内容が出されておりますけれども、先ほどと同じく現在の政治が不安定な中で、この問題についてまだ議論が深まってないというふうに感じしております。

特に、私どもが今議論する中で、陳情事項の1項、2項、3項において、この制度は地方自治の財政負担など、まだ定義が確定されていないという点において、地方負担がふえるんじゃないかということにおいて不採択の立場で意見を述べさせ

ていただきました。

以上です。

○杉山委員

障がい者、また障がい児の福祉・医療制度の緊急改善を求めるということで、弱者の立場からこの1、2、3、4、1つ1つ要望として出される部分では、ちょっと先ほど言われたみたいに、個々の言葉の部分ではなく、内容の部分では賛成の立場とさせていただきます。

○中島委員

障害者自立支援法ができて障がい者の皆さんが生きるということ自体に負担をかけるのかと。1割負担ね。もうこの支援なしには息もつけないんだというような方があったとしても、その息をするその支援のために1割負担ということから人権問題だといって裁判が起きたわけでありまして。

そして、この裁判を行った皆さんと和解する形で見直しをしましょうということに合意をされて、見直しの作業が進められてきたわけでありまして。これも改正案そのものが12月3日正午過ぎ、参議院本会議で民主、自民、公明各党の賛成多数で可決されるという内容で見直しが一定されたという状況にあります。ちょっとここの陳情に時差がありますけれども、そういった面では時差があるわけですね。ですから大筋の話という意味でいうと、この継続期間をいかに長く支えてほしいという項目がずっとあるわけです。

今回の改正についても2013年8月までのつなぎということでの位置づけということで出されたものではありますけれども、例えばけやき作業所が訴えられた日割計算で施設に対する支援が出ると。月極めの方式でやってほしいと、この点も何も変わらないまま継続ということになりましたし、1割負担というこの問題についても仕組みはそのまま残ったと。多少の軽減措置を入れるということはありませんけれども、文章的には1割負担という仕組みということでね、結局言葉としては残り、ほんとに抜本的に解決されるのかという期待が裏切られたということで関係者の方が泣いているわ



けですね。これはですからこの内容そのものについて、これが全部解決したのかという解決していないというようなことから、さまざまにプラスされた面もありますけれども、一番根底にある問題点というものが解決されないという改正案が今通ってしまったということについては残念に思いますし、今後2013年8月までのこの同法案は廃止するという方向が出されているわけですが、その後の新制度をつくるという方向ですけれども、新制度をつくるに当たって、きっちりとした意見書をあげていくということが特に大事ではないかなというふうに思いまして、賛成といたします。

○高木委員

陳情事項の内容につきましては、障害者自立支援法はやはりちょっと不備な点が多いような気がしますので、この陳情に関しましては不採択にしたいと思います。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第21号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第21号 障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第22号 任意の予防接種の定期接種化を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○川合委員

それでは、陳情第22号につきまして意見を述べさせていただきます。

大枠につきましては非常にいい内容なので認め

るところではありますが、やっぱり財政措置というような面から反対の立場で意見を述べさせていただきます。

市民の方々、そして被接種者の立場からは、これから定期接種が充実することが求められています。定期接種とは定期接種法により市町村が保健所の指導を受けて期間が期日を定め、自治体の負担によって行われ、被接種者の負担がない状態で行われるものであります。

今現在そういったことで多くの定期接種が当市でも行われておるわけでございますが、先ほどの話にもありましたように、その費用負担が1億円強ということであります。財政とそ人間の健康というバランスを考えると、明らかに健康面のフォローは重要かと思えます。

今回も厚労省のほうの緊急財政措置で3種のワクチンが時限つきではありますが補助されて実施されるわけでございます。つきましても、またその平成24年からの予定と言いますか、計画がちょっと不透明なところがやはり気になるように、やっぱりその財政措置を伴う定期接種化が一番重要でありまして、そのために市の負担増これもあるものでは必要ではありましようが、やはりその辺の財政とのバランスを考えてみて、これから国のほうに対してしっかりとした要望をあげるべきであると思いますので、今回につきましては不採択の立場で意見を述べさせていただきました。

○杉山委員

賛成の立場からさせていただきます。

やはり今回の一般質問、また、きょうの委員会等でもこの予防接種に関しましてお話がございましたけれども、今回も平成23年度までの期間限定のワクチンの接種でございます。

そういった意味では、人の命にかかわるこういったワクチンの接種に関しましては、どこまでも財政的な部分は当然でございますが、定期接種化に向けてずっと言い続けていくという部分では、今回のこの陳情書に対しましては賛成の意見とさせていただきます。

○中島委員

私は、賛成の立場から一言言わせていただきます。

知立市も今回3種類のワクチンを無料化して接種するという事になったわけでありまして、WHOの勧告というものがあまして、これらのワクチンの有用性、効果の高さというようなことが非常に強く打ち出されて、世界各国にこれを定期接種化するようにということで求めたものであります。

この中で1番、予防接種法による定期予防接種対象疾患に位置づけること、このことは重要なことであるというふうに思うんですね。まずは位置づけなさいと。そして、具体的な任意の予防接種を定期接種化することと、こういう順番に出ているわけです。

財政問題があるとはいえ、まずはこれが非常に重要な予防接種、また、この病気そのものが細菌性髄膜炎、それから子宮頸がん等が大変予防接種対象としての疾患だということの位置づけをすることが大事だということ、まずこれは必要なことだと思うんですね。これがなければ今回の予算措置もなかったと思うんですね。これがまずは大事だ。ただ、法律にまだそうなっていないですけども、位置づけだけは大事だと。位置づけだけは現に国も行ったし、知立市もそれに基づいて実施するという、こういう今段階に来ていると。そして定期接種化ということで全額国が見てもらえない定期接種ということで問題でありますけれども、現在も広報でたくさん予防接種出てきますけれども、定期接種全額市負担でやってるんですね。これが制度そのもの全体を見直せということで声を上げるべき問題であって、これが今回のワクチンの定期接種化を反対するというものではないと、これをあわせて考えなければならぬと、こんなふうに思います。予算措置をしっかりと要望しつつ、これは定期接種を進めると、これが筋ではないかと考えます。

○高木委員

陳情事項の第3番ですけども、定期予防接種に位置づけられるまでの間ということ、やはり

公費ということで、全額ではなく一部負担にしても実施されればいかというふうに表明して一応賛成というふうに考えています。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第22号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第22号 任意の予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第23号 医療・介護・福祉などの充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○石川委員

先ほどから同じような項目がいっぱい出てきて、ちょっと何かわからんようになってしまっているのではないかと思いますけれども、その中で、県のほうへ社会保障連続改革と増税によりということですが、もちろんいろいろと福祉の関係そういう問題につきましては改善されるべきだろうというのはよくわかりますが、後期高齢者医療制度についても、これももうしっかりと根づいていかなければならないと思いますし、今、愛知県におきましては、大変な歳入不足になっておりまして、いろいろ要求したいところではありますが、そういう一般的情勢からいっても、今そう無理に要望をすることは不必要かなと、そんなふうにも思いますし、健康保険へ県の補助金を増額してくださいといっても、もうこれはとても聞けるころじゃありません。ちょっと県の推移を見ながら、また必要なときには要求していくべきだと思います。

す。したがって、不採択をお願いします。

○杉山委員

先ほどの部分と重なる部分で陳情ということで、陳情事項の内容一つずつ伺い知れるわけでありませけれども、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障がい者にも障害者医療費助成制度を適用してくださいといういろんなこの制度の部分での要望という形でありますけれども、先ほど石川委員からもお話ありましたけれども、全体を通して、全体という言い方申しわけないんですけど、無理の部分と、1つ1つが対象にならない部分もあるかなということでご不採択をお願いします。

○中島委員

今までにいろいろ触れられてきた問題であります。制度的には、これは愛知県に要望しようというふうなことでありますね。

この障がい者の方たち、後期高齢のほうから言いますね。後期高齢を選択しない障がい者というのが医療制度が対象にならなくて無料制度が対象にならないというふうな矛盾を今も抱えたままでありまして、必ず後期高齢を選ばなければならないということになっております。これを拒否したら、あなたは有料ですよ。障がい者であっても有料ですよというね、これは見直してほしいというのは障がい者からの強い要望となっているものですので、ぜひというふうに思います。

福祉給付金の制度、これについてももっと拡大をしてほしいということは一般質問等でも出したとおり、また健康診査、これについては75歳以上の方たちも受けられます。現実には受けられますが、県としては出さないと。市がお金を出しているという後期高齢のほうへ出している。県がちゃんと県の広域でやっている以上、県として補助金を出してもらいたい。いろんな矛盾点をずっと並べてあるわけでありまして、ぜひ私は、1つ1つ県のほうに吟味していただくという意味で出さなければならないというふうに思います。

○高木委員

陳情事項の中で賛成できる部分と後期高齢者2番、医療費負担が無料となるようにというところ

は賛成できますが、特に7番の施設への食費、水光熱費などの実費負担、これをなくしてくださいというのはいかがなものかなと思います。

全体的には内容としては賛成していきたいと思えます。納得はいかないですけど、一部分賛成して採択していきたいと思えます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第23号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第23号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第23号 医療・介護・福祉などの充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第24号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○三浦委員

それでは、陳情の24号について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書でございますが、後期高齢者医療制度に対するいろんな問題でございます。

陳情内容の1番、愛知県に対し健康診査事業への補助を行うように要求する。これは結構だと思います。要求したいと思っています。

それからまた、4番の愛知県の後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加える。これもいいのではないかと考えています。

しかし、2番と3番、低所得者に対する独自の保険料及び一部負担金の減免制度を設けること、この件に関しましては、やはり現行とは違いまし

て不平等をもたらすということでもあります。

また、3番の保険料の滞納者への保険証の取り上げ、また、資格証明書の発行するということがあります。これ当市では行ってないと思いますが、まだこういった現実はないと思いますが、これも一定のルールとして、やはり滞納者をなくす、いろんなことがあります、ルールとしてやはり位置づけなければいけないと思っています。そんなことを踏まえまして、この全体を見まして不採択をお願いいたします。

○杉山委員

反対の立場から述べさせていただきます。

今、陳情事項の中の3番、保険料滞納者への保険証取り上げ、資格証明書の発行を行わないことということで、保険滞納に関するお話は、きょうもお話がありましたとおり、いろんな問題も含んでおります。そういった意味では、相談事業というか市役所等でのいろんな問題も相談しながら1つ1つまた解決していく部分もあるかと思っておりますので、このままの内容のままの陳情という形では反対とさせていただきます。

○高木委員

私も陳情事項の3番、滞納者への保険証取り上げ、取り上げということもちょっとすごく極端な物言いではありますけれども、資格証明書の発行を行わないこととか、いろいろ問題はありますけれども、この陳情に関しましては反対とさせていただきます。

○中島委員

賛成の立場であります。

今、特に3番の問題が反対の理由に挙げられているので、私は特にその点について強調したいと思っております。

子供の医療費の無料化もそうですが、あれも保険証がない方には無料化ならないというようなことから、子供がいる場合には取ってはならないというルールを当市は持っています。そして高齢者も年代的に命にかかわるということから取り上げは禁止というのが従来の老人保健法であった場合の鉄則でした。命を直接かかわるようなことを想定

してはならないということですね、これは鉄則として資格証明書の発行は75歳以上行わないと、これがずっと続いてきた鉄則でした。子供がいる家庭もそうです。子供がいても不平等だから要らないんじゃないかということがほんとにいいのかどうか、そういう問題だということを私は認識してもらいたい。

この問題については、後期高齢医療制度ができて初めてこういう問題になったんです。それをいとも簡単に不平等だとかいう議論で片づけられては、大変私は命を守るといふ保険制度の根幹に抵触する発言であると思っております。

低所得者の独自の保険料だとか一部負担金の減免制度、国民健康保険では当たり前をやっているのに、なぜ後期高齢はできないんですか。後期高齢医療制度になったらこれがなくなっちゃったんですよ。国民健康保険制度にはあるじゃないですか、現に。これを全体的な一つのものにしてしまうということになってしまったんですよ。一番大きな矛盾がここにあらわれてきたということを私は認識しなければならないと、こういうふうに思います。

今後、国民健康保険が広域化されれば、当然こういうような問題がすぐ出てきます。一生懸命市がやっている制度が全部台なしになってしまうということで、まさに75歳以上の方たちは、そこを奪い取られてしまった。このところを私は、まだまだ認識が足りないのではないかなということをお話し述べなければなりません。

議員もこの碧海5市から1人出るだけということで、後期連合議会の議員ですね、出ていけないわけですよ、たくさんの議員が。そういう中で、懇談会というものに対する公募委員を加えて、もっともっと高齢者の県民の意見を反映させるような制度をつくってほしいと。大変これはどれもこれも切実な要望である、大事な要望であるということをお話し述べまして賛成といたします。ぜひ考え直してほしいと思っております。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第24号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第24号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第24号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第26号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の保育制度改革は、保育園をサービス産業化することを前提とするとともに、国の責任を市町村にゆだね、保育実施の責任を大幅に後退させるものと私も感じます。これが実施されると保育地域格差が生じるだけでなく、家庭の経済状況における保育レベルの格差が生じることになりかねません。

よって、この陳情は採択でお願いしたいと思えます。

○中島委員

市政会の皆さんにも賛成していただけるということで、私は、ほんとに保育制度を何とか思っている一人の人間として、大変今うれしく思ったところでございます。ぜひ採択をしていただきたいというふうに思います。

私も一般質問で言いましたように、介護保険制度になぞられた保育制度にしようということで、今、子ども・子育て新システムが検討をされています。これまで大事にしてきた地域の保育の体制、子育ての体制、そういったものを崩して介護

保険制度的にする介護サービスのように保育サービスを時間切りで売りたいなそういうことになってしまうということは、子供の人格形成、こういうことにとっても最悪の事態だというふうに私は考えます。幼保一体化の問題、これも関係者の中での十分な議論を踏まえないまま国の方がぼんと出してきたという、こういう強引性についても私は抗議したい気持ちでいっぱいあります。

そして、保育園等の最低基準、その後もいろいろ社会福祉制度の基準の問題出てきますけども、同じですが、最低基準というものを地方で決めてもいいよと。国のシビルミニマムというものは取っ払ってしまって、どうぞ地方でというような形になってくるということも含めて、そして、それをてこに民間もたくさん参入できるじゃないですかと。株式会社の皆さんも利益が上がるようなやえってくださいというような参入も誘導する。ほんとに子供を育てるということをサービス業にしてもらっては困るというそんな思いであります。これからも児童福祉法第24条に基づいて保育の実施責任というものを市がしっかりと果たしていけるように、私は、ぜひこの意見書を提出することを望みます。

○杉山委員

教育は、やはりサービスでは当然ないわけでありまして、この問題に対しては、私自身が一回勉強の部分もあるかと思えますけれども、この意見書の対しての中の憲法25条、児童福祉法22条の理念に基づき、すべての子供の健やかな育ちを保障するために現行保育制度を堅持、拡充すること、これは当然児童福祉法に基づいて、すべての人がまた健やかに育つということは当然になっております。

そして、保育所、幼稚園、学童保育及び子育て支援管理予算を大幅にふやし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること、これもこのとおりかと思えます。

ただ、幼保一体化について拙速な結論を避け、慎重に検討することということで、これはほんとにこの幼保一体化については、いろんな意味での

部分でもっともっと意見も出していく部分かとも思います。

ただ、意見書としての部分では賛成させていただきますが、内容についての部分の細かいところでは、まだ少し勉強の余地もありますので、ちょっと意見としては控えさせていただきますが、この部分の意見書としては賛成させていただきます。

○高木委員

幼稚園と保育園の違いが先日の一般質問でも言わせていただいたと思うんですけども、私もこの意見書には賛成します。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第26号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第27号 国に「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○川合委員

この陳情第27号につきましては、ぜひ採択の立場で意見を申し上げますので、よろしく願いいたします。

現在、児童福祉法により定められている基準は、保育所など施設運営が児童の精神的、肉体的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものではないとされており、児童福祉の水準の維持向上のため、重要な役割を担っているものであり、そのための国の予算措置も規定されております。

今回の法案におきましては、児童福祉の最低基準にかわって都道府県が条例を制定することにより、その水準が財源に何ら具体的なものが示されておらず、国の財源責任を解除すれば利用者、児

童の処遇の悪化、自治体間の格差の拡大が大きな懸念材料となり、福祉の大きな後退が心配されるわけであります。

このような基本的重要な福祉行政におきましては、最低基準を地方に任せるのではなく、国の責任において基準を保障し、財政措置もしっかり行うべきと考えます。そこで、この陳情に対しましては、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○高木委員

障害施設、福祉施設の最低基準をなくすということは歯どめがきかなくなる可能性もあると思いますので、この陳情書に賛成します。

○杉山委員

私も賛成の立場での意見でございますが、社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善すること、特に法案では都道府県の条例を策定するというようにしてはいますが、その点についても格差が生まれてくる部分が強く懸念されるというふうに思います。この件に関しまして賛成とさせていただきます。

○中島委員

賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

今皆さんが言われたとおりであります。本当に施設の水準を決めるというのは、その施設のサービスの水準を決めるものだということで、国が基本を決めたもの、これ以上でなければなりませんよとって最低の基準を決めている。最低基準なんです。これも今取り払ってということ。特に待機児解消ということから、この基準を取り払えばたくさんの子供、同じ施設でもたくさんの子供を詰め込むことが可能になるではないかということから特に具体的には当局などがこれに対応していこうというような動きであります。しかし、地域格差というものがそこには生まれてくるという点で、やはり最低の保障は、やっぱり最低の保障なんですから外してはならないと、こういうふうに感じます。

また、地方交付税などもこの最低基準というものをもとにして積算して計算されると。保育士が何人、面積がこれだけだからこの施設をつくるに

はいくらの基準なんだというこの最低基準というものが地方交付税などの計算の根底にもあるわけですね。それを崩してしまったら、また交付金等もくちやくちやになって縮小されるということも懸念されるものだというふうに思います。

ですから、これは決して廃止してはならない。むしろもう少し今日的には引き上げなければならないというふうに思うものであります。抜本的改善という形で書いてありますが、ぜひこれをあげていっていただきたいと思います。

○水野委員長

ほかに御意見よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第27号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第27号 国に「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第28号 国に「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○石川委員

たくさんありましたが、これでちょっと一番最後ということで、国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書ということで、これをずっと読んでいきますと、今、国においても三位一体とかいろんなことが言われて、そしてまた、地方に任せようというような言葉がいいことがいっぱい言っておられるわけですが、まだまだそこには議論がしっかりと行われていない。いま一度まだしっかりと議論をすべきであると思っております。

その中において、やっぱり社会保険庁を初めと

した社会福祉施設にかかわる国庫負担の一括交付金化というのは、まだまだ地方も未熟であるし、また国のほうもまだしっかりした基本方針が行われないところであり、最低基準はまだしっかりと守っていくべきであろうと、そのように思いますので、この件に関しましては採択でお願いしたいと思います。

○杉山委員

賛成の立場からします。

保育所を初めとした社会福祉施設にかかわる国庫負担金の一括交付金化を行わず、財源保障を抜本的に改善することを求める。先ほど石川委員がおっしゃいましたけれども、国としての方向もまだはっきりしておりませんし、そういった意味では、地方負担も含めて、もう一回改善することを求めながら意見としては陳情していただいても結構だと思います。

○中島委員

陳情第28号は、27号といわゆるセットのものであります。基準をなくしてしまえば、どうやって国がその制度に対する支援をするのかというその基準もなくなってしまうということでもあります。

交付金化という形で行って、その根拠があいまいになる。都合によって、さじかげんで交付金はふえたり減ったり、減ったり減ったり、こういうことになりかねません。そうすると、ここでもやはり地方での格差拡大、利用者の処遇の劣悪化というものが生まれることが危惧されるわけであり、ます。ですから私は、この一括交付金化ということで社会保障のいろんな施設を全部あいまいなやみの中にほうむり込むようなやり方については反対ですし、財源保障を抜本的に改善することを求めたいと思います。

以上です。

○高木委員

社会福祉施設の充実を求める意見書につきましては、何とか国のほうで一括してしていただけたらありがたいなと思っておりますので、賛成したいと思います。

○水野委員長

ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第28号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第28号 国に「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」提出を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

ただいま意見書が採択されたものに伴い、意見書の案文について御協議をお願いします。

陳情第20号 医師・看護師不足を解消し、地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきまして、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定し

ました。

陳情第27号 国に「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第28号 国に「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長



御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後8時16分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長